

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
時事行財政モニターの受信	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	
衛星放送番組CNNjの映像情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)日本ケーブルテレ ビジョン 東京都渋谷区神宮前1 -3-10	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	
朝日ニュースターの視聴	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)衛星チャンネル 東京都渋谷区神宮前1 -3-12	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①二(へ)	
警備機械設備の賃貸借	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 日原洋文 東京都 霞ヶ関2-1-3	平成23年4月1日	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1- 6-6	会計法第29条の3第4項	10,606,554	10,606,554	100.0%	-	秘密の保持が必要とされているため	①ロ	
官報公告等掲載(単価契約)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原洋文 東京都霞ヶ関2-1- 3	平成23年4月1日	独立行政法人国立印 刷局 東京都港区虎ノ門2- 2-4	会計法第29条の3第4項	-	-	100.0%	-	当該業者一社のみが発行している印刷物であるため。	①ハ	

日刊建設通信新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)日刊建設通信新 聞社 東京都千代田区 神田錦町3-13-7名 古屋ビル本館	会計法第29条の3第4項	2,142,000	2,142,000	100.0%	-	当該業者一社のみが販売等をしているた め。	①ニ(ニ)	
日刊建設産業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)日刊建設産業新 聞社 東京都板橋区板 橋1-48-9	会計法第29条の3第4項	1,209,600	1,209,600	100.0%	-	当該業者一社のみが販売等をしているた め。	①ニ(ニ)	
日刊建設工業新聞の年間購入	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)日刊建設工業新 聞社 東京都港区東新 橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	3,213,000	3,213,000	100.0%	-	当該業者一社のみが販売等をしているた め。	①ニ(ニ)	
朝日新聞外12件の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	丸の内新聞事業協同 組合 東京都千代田区 内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	35,174,100	35,174,100	100.0%	-	当該業者一社のみが販売等をしているた め。	①ニ(ニ)	
平成23年度 一般会計補正予算書(第1 号)外22件	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月28日	(独)国立印刷局 東京 都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,689,769	2,689,769	100.0%	-	予算書を国会提出前に発行する唯一の機関 が(独)国立印刷局であるため。	①ハ	
平成23年度保全業務支援システム運用 業務	支出負担行為担当官 国土交通省 大臣官 房官庁営繕部長 澤木英二 大臣官房官庁営繕部 千代田区2-1-2	平成23年4月1日	(財)建築保全セン ター:東京都中央区新 川1-24-8	会計法第29条の3第4項	20,086,500	20,055,000	99.8%	-	本業務は、官庁施設の保全の実態把握、施 設の現況に応じた保全を効率的かつ計画的 に推進するため、各省各庁が所管する官庁 営繕の保全に関する情報をインターネットを 通じて蓄積・分析するとともに、その情報提 供や管理業務等を支援するための「保全業 務支援システム」の運用管理を行うもので ある。 本システムは、国土交通省、各都道府県及 び政令指定都市で構成されている「営繕積算 システム等開発利用協議会」の取決めをもと に財団法人建設保全センターに委託し開発 したものである。本運用業務についても、同 協議会の保全情報システム運用規定第2条 第3項に基づき、同法人と随時契約を結ぶも のである。	①イ(ニ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	北海道知事 北海道札幌市中央区3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	459,000	459,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	青森県知事 青森県青森市長島一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	273,000	273,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	岩手県知事 岩手県盛岡市内丸10番1号	会計法第29条の3第4項	210,000	210,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	宮城県知事 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8の1	会計法第29条の3第4項	316,000	316,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4丁目1-1	会計法第29条の3第4項	246,000	232,000	94.3%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	山形県知事 山形県山形市松波二丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	184,000	184,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	福島県知事 福島県福島市杉妻町2番16号	会計法第29条の3第4項	352,000	352,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	茨城県知事 茨城県水戸市笠原町978番6	会計法第29条の3第4項	131,000	131,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	栃木県知事 栃木県宇都宮市竈田1-1-20	会計法第29条の3第4項	114,000	114,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	群馬県知事 群馬県前橋市大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項	162,000	162,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	会計法第29条の3第4項	290,000	290,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	会計法第29条の3第4項	298,000	298,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	東京都建設局長 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	239,000	239,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	神奈川県知事 神奈川県横浜市中央区日本大通1	会計法第29条の3第4項	144,000	144,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	201,000	201,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	富山県知事 富山県富山市新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項	149,000	149,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	石川県知事 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	215,000	215,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	104,000	104,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	山梨県知事 山梨県甲府市丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項	91,000	91,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	長野県知事 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項	441,000	441,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	岐阜県知事 岐阜県岐阜市荻田南2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	229,000	229,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	静岡県知事 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	211,000	211,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	愛知県知事 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	357,000	357,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(ハ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	三重県知事 三重県津市広明町13番地	会計法第29条の3第4項	184,000	184,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(ハ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	滋賀県知事 滋賀県大津市京町四丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	117,000	117,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(ハ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	京都府知事 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	会計法第29条の3第4項	262,000	262,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	大阪府知事 大阪府大阪市中央区大手町2丁目1番22号	会計法第29条の3第4項	224,000	224,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	兵庫県知事 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	372,000	372,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	奈良県知事 奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項	216,000	216,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	和歌山県知事 和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地	会計法第29条の3第4項	316,000	316,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	会計法第29条の3第4項	133,000	133,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	島根県知事 島根県松江市殿町一番地	会計法第29条の3第4項	306,000	306,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	岡山県知事 岡山県岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	226,000	226,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	広島県知事 広島県広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	342,000	342,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	山口県知事 山口県山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項	321,000	321,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	徳島県知事 徳島県徳島市万代町一丁目一番地	会計法第29条の3第4項	169,000	169,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	香川県知事 香川県高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	100,000	100,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	愛媛県知事 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	会計法第29条の3第4項	131,000	131,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内一丁目2-20	会計法第29条の3第4項	253,000	253,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	福岡県知事 福岡県福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項	449,000	449,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	佐賀県知事 佐賀県佐賀市城内一丁目一番59号	会計法第29条の3第4項	146,000	146,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	長崎県知事 長崎県長崎市江戸町2番13号	会計法第29条の3第4項	182,000	182,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	熊本県知事 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項	376,000	376,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	大分県知事 大分県大分市大手町3丁目1-1	会計法第29条の3第4項	173,000	173,000	100.0%	-	毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。 ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害 復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。	①二(へ)	

平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	宮崎県知事 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番一号	会計法第29条の3第4項	151,000	151,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	鹿児島県知事 鹿児島県鹿児島市鴨池新町一〇番一号	会計法第29条の3第4項	397,000	395,000	99.5%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
平成23年水害統計調査	支出負担行為担当官 河川局長(現 水管理・国土保全局長) 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年5月18日	沖縄県知事 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	会計法第29条の3第4項	200,000	200,000	100.0%	-	<p>毎年、全国で発生する全ての水害による被害の実態等を詳細に把握するための調査であり、以下の理由により、地方公共団体と委託契約のもと実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、水害被害が発生した全ての現場において、被災状況の概要把握、災害・復旧、被災者の支援等の活動を実施しており、規模の大小を問わず把握。 ・個別の被災者に関する情報は被災申請等に基づき地方公共団体のみが保有する個人情報。 ・公共土木施設に関する被災調査については、地方公共団体自らが所管する施設の被害額を算定するもの等。 	①二(へ)	
不動産経済FAX-LINE	支出負担行為担当官 総合政策局長 北村 隆志 千代田区霞が関2-1-3	平成23年4月1日	(株)不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1NEOX新宿7F	会計法第29条の3第4項	-	151,200	-	-	<p>当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。</p>	①二(へ)	

宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 総合政策局長北村隆志 千代田区霞が関2-1-3	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	1,645,671	1,645,671	100.0%	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
宅建業電子申請システム電算処理等委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省 総合政策局長北村隆志 千代田区霞が関2-1-3	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	6,738,593	6,738,593	100.0%	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
建設業情報管理システムに係る情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省 総合政策局長北村隆志 千代田区霞が関2-1-3	平成23年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11番24号	会計法第29条の3第4項	-	630,000	-	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ハ)	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 国土交通省 道路局長 菊川 滋 (国土交通省道路局、東京都千代田区霞が関2-1-3)	平成23年4月1日	財団法人 日本道路交通情報センター：東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	会計法第29条の3第4項	-	205975000	-	-	本法人は、警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し、より正確かつ詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを閣議報告された団体であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有するとともに、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の団体であるため。	①イ(イ)	
新聞(日刊建設工業新聞)購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 東北支社 仙台市青葉区上杉1-5-15	会計法第29条の3第4項	1,713,600	1,713,600	100.0%	-	当該契約相手方以外には、販売を行っている者がいない。	①ニ(ニ)	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア	会計法第29条の3第4項	-	2,835,000	-	-	他に当該情報を提供できる業者がないため	①ニ(ハ)	
iJAMP情報提供業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年4月1日	(株)時事通信社 仙台支社 仙台市青葉区上杉1-5-15	会計法第29条の3第4項	-	4,410,000	-	-	他に当該情報を提供できる業者がないため	①ニ(ハ)	
津花川・流川排水機場管理業務委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 高瀬川河川事務所長 寺谷正路 青森県八戸市石堂3	平成23年4月1日	津花川流川排水機場管理組合 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-478	会計法第29条の3第4項	-	1,459,500	-	-	昭和48年5月17日付け建設省河川局水政課長・治水課長名通知に基づき、当該排水機場を管理組合に委託しているため。	①イ(イ)	
津軽ダム和田町車庫賃借	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 津軽ダム工事事務所長 谷田広樹 青森県中津軽郡西目	平成23年4月1日	大和リース(株)青森営業所 青森市橋本3丁目12番19号	会計法第29条の3第4項	-	1,978,200	-	-	当該車庫は、防火・防犯の対策や積雪に耐えられる強度で国土交通省建築基準に適合するものを、当所が借り受けすることを目的に建築されたものであり、他に適当な物件がないため。	①ロ	
最上川上流(山王地区)堤防除草委託	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 山形河川国道事務所長 前内 永敏 山形市成沢西4-3	平成23年5月20日	(株)河北スポーツセンター 山形県西村山郡河北町字山王1-1	会計法第29条の3第4項	-	3,160,500	-	-	河川法99条に基づき、河北町長と協議したところ、河北町長から管理委託者として通知されたものである。	①イ(ニ)	

平成23年度時事行政情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町 1-1-1	平成23年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	2,268,000	2,268,000	100.0%	-	国土交通省北陸地方整備局では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。(株)時事通信社の「JAMP」は上記情報の他、行政情報など内容が充実しており、また三役会見の速報や官庁速報など、他のメディアには無い情報を有している。これらの情報を、インターネットを利用し、職員のコラティブ/パソコンで見られるよう、情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	①二(へ)	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町 1-1-1	平成23年4月1日	財団法人建設業技術者センター 東京都千代田区二番 町 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	本業務は、工事現場における監理技術者の適正な配置及び施工体制の確認を行うために必要な建設業者に関する建設業者の許可情報、公共工事の発注者が必要とする建設業者に関する財務や経営等の客観的な企業情報(建設業法第27条の23第1項の定めによる経営事項審査に関する情報)、各建設業者に所属する技術者の情報及び建設業法第26条第3項に定める監理技術者の公共事業への専任状況の情報の提供を受けるもので、入札参加資格の厳正かつ効率的な確認に資するものである。上記法人は、建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」旨の中央建設業審議会の建議を踏まえ、自らが保有する技術者等の情報に加えて関係機関の保有する情報を一元的に整理し、公共工事の発注機関が必要とする情報として提供する企業情報(発注者支援データベース)を開発、運用、管理している機関である。本業務の発注にあたり指定資格者証交付機関の指定に関し、建設業法施行規則第17条の34にある指定状況に変更がないが国土交通本省へ照会したところ、変更がない旨回答があり、上記法人以外に指定されていないことが確認された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	①二(へ)	
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町 1-1-1	平成23年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2- 2-4	会計法第29条の3第4項	735	735	100.0%	-	本業務は、「政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年11月18日政令第300号)」に基づき、調達する契約の内容等について、官報に公告掲載を依頼するものである。官報は、官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府令・大蔵省令第1号)第1条により、公告等を掲載するものとされており、国立印刷局は、国(官報に関する指揮命令権に有する内閣府)と「官報の編集、印刷及び普及事務の委託に関する契約書」を締結しており、本業務を履行できる唯一の法人である。以上のことから、本業務を上記の者と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。随意契約するものである。	①ハ	年間予定調達額 3,624,285円
柳場第1雨水排水樋門他操作業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長 日下部 隆昭 新潟市中央区文京町 14-13	平成23年4月1日	三条市 新潟県三条市旭町2- 3-1	会計法第29条の3第4項	1,562,949	1,562,949	100.0%	-	本業務は、三条市内の1級河川信濃川直轄管理区間に存する河川管理施設の柳場第1雨水排水樋門、柳場第2雨水排水樋門、三貫地雨水排水樋門、須頃雨水排水樋門、六ノ町雨水排水樋門、大島第1雨水排水樋門、大島第2雨水排水樋門、大島第3雨水排水樋門、栗林雨水排水樋門、石上雨水排水樋門及び旧中之島川排水樋門について、信濃川の洪水時に備えての閉鎖作業を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとする、とされている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により三条市長と随意契約を締結するものである。	①イ(イ)	

西川排水機場及び鳥屋野湯排水機場操 作業務	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局 信濃川下流河川 事務所長 日下部 隆昭 新潟市中央区文京町 14-13	平成23年4月1日	新潟市 新潟県新潟市中央区 学校町通1番町602番 地1	会計法第29条の3第4項	1,566,498	1,566,498	100.0%	-	本業務は、新潟市内の1級河川信濃川直轄 管理区間に存する河川管理施設の西川排水 機場及び鳥屋野湯排水機場について、洪水 時においてゲートの開閉操作を行うものであ る。河川法第99条において、政令で定める 河川管理施設の管理に属する事項は関係地 方公共団体に委託できるとされており、河川 法施行令第54条の規定により、委託しよう とする河川管理施設は、その影響する区域 が、関係地方公共団体に限られるものとし ることとされている。よって、会計法第29条 の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号の規定により新潟市長と随意契約を 締結するものである。	①イ(イ)	
胡桃山排水機場操作業務委託	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局 阿賀野川河川事 務所長 田部 成幸 新潟県新潟市秋葉区 南町14-28	平成23年4月1日	新潟市 新潟県新潟市中央区 学校町通1番町602番 地1	会計法第29条の3第4項	1,339,651	1,339,651	100.0%	-	本業務は、新潟市内の一級河川阿賀野川直 轄管理区間に存する河川管理施設胡桃山排 水機場について、阿賀野川の洪水時におい て操作を行うものである。河川法第99条に おいて、政令で定める河川管理施設の管理 に属する事項は、関係地方公共団体に委託 できるとされており、河川法施行令第54条 の規程により、委託しようとする河川管理 施設は、その影響する区域が、関係地方公 共団体に限られるものとしこととされてい る。よって、会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令第102条の4第3号の 規程により、新潟市長と随意契約を行うも のである。	①イ(イ)	
三条国道出張所建物賃貸契約	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局長岡国道事務所 倉重 毅 長岡市中沢4-430 -1	平成23年4月1日	川口商事(株) 新潟県三条市東三条1 丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	-	本契約は、長岡国道事務所が三条国道出張 所として使用する建物の賃貸借を行うもの である。本件は、旧三条国道出張所庁舎の老 朽化により大規模改修が必要になったため、 平成10年3月より現在の建物を借り上げ、 庁舎として使用しているものである。三条 国道出張所は国道289号の三条市場野淵～ 福島県只見町に至る連絡、八十里区間の 改築工事の施工管理及び関係機関との調整 を担当しており、平成23年度も引き続き県 境の9号トンネル、8号橋梁等の工事を推 進する予定である。賃貸借建物は施工現場 にも近いことから、平成23年度も三条 国道出張所庁舎として使用しつづける 契約を行うものである。	①ロ	
高田出張所庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局長高田河川国道事 務所長 小山 浩徳 上越市南新町3-56	平成23年4月1日	上越市長 新潟県上越市木田1- 1-3	会計法第29条の3第4項	2,078,921	2,078,921	100.0%	-	高田出張所の敷地は、上越市の所有であ る。土地の所有者である上越市長と土地 賃貸借契約を締結している。	①ロ	
平成23年度能生大橋架替工事仮橋賃 借	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局長高田河川国道事 務所長 小山 浩徳 上越市南新町3-56	平成23年4月1日	ヒロセ株式会社 大阪府大阪市西区南 堀江1-12-19	会計法第29条の3第4項	26,379,493	20,291,278	76.9%	-	能生大橋架替工事は、一般国道8号糸 魚川地区橋梁架替事業に伴い施行される 工事である。平成21年10月から平成25 年6月14日までの工期であり5期に分 割される予定である。その期間は、一般 国道8号能生大橋架替のため、橋梁本 線が通行不能になるため、仮設橋を設 置し、通行の確保を求められる。それ ぞれ発注された工事中は、工事の中で 賃貸借契約を行うことができるが、工 事と工事の期間も仮設橋等を存置し ておく必要があり、一環継続して賃 借借する必要がある。したがって、 設置済みの仮設橋の賃貸借を行うも のであり、現仮設橋を所有している のはヒロセ株式会社である。よって、 会計法第29条の3第4項及び予算決 算及び会計令第102条の4第3号の 規定により、随意契約を行うものであ る。	①ロ	
宿舎及び倉庫敷地賃貸借	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局長利賀ダム工事事 務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5 -10	平成23年4月1日	砺波市水道事業者 富山県砺波市栄町7- 3	会計法第29条の3第4項	3,876,732	3,876,732	100.0%	-	契約相手方が土地所有者であること、その 上物として設置されている宿舎は当事務 所所管の国有財産であることから、契 約の性質又は目的が競争を許さない 場合に該当すると思慮されるため	①ロ	
庁舎敷地賃貸借	分任支出負担行為担 当官 北陸地方整備 局長利賀ダム工事事 務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5 -10	平成23年4月1日	砺波市土地開発公社 富山県砺波市栄町7- 3	会計法第29条の3第4項	8,461,836	8,461,836	100.0%	-	契約相手方が土地所有者であること、その 上物として設置されている庁舎は当事 務所所管の国有財産であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当すると思慮されるため	①ロ	

宿舎借上料(太郎丸第八宿舎)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成23年4月1日	有限会社ジーエム商事 富山県砺波市太郎丸2-36	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	-	近隣宿舎に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	①口	
宿舎借上料(太郎丸第三宿舎)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,304,000	2,304,000	100.0%	-	近隣宿舎に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	①口	
宿舎借上料(太郎丸第七宿舎)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所長 蚊爪 利之 砺波市太郎丸1-5-10	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	949,000	949,000	100.0%	-	近隣宿舎に空きが無く、民間のアパートの空き状況・家賃等についても照会を行ったが、既契約の方が安価であったため	①口	
建物賃貸借契約(ぶち・ふあーすと)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 森本 励 金沢市西念4-23-5	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,386,000	1,320,000	95.2%	-	本件は、金沢市内から勤務地への通勤が困難であり、借上宿舎として契約したものである。本年度も宿舎として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行なうものである。	①口	
建物賃貸借契約(ハイライズ山田)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 森本 励 金沢市西念4-23-5	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	982,800	936,000	95.2%	-	本件は、金沢市内から勤務地への通勤が困難であり、借上宿舎として契約したものである。本年度も宿舎として必要なため、上記相手方と継続して随意契約を行うものである。	①口	
平成23年度 阿賀川下流狭窄部改修事業長井地区埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所長 中村 学 会津若松市表町2-70	平成23年4月1日	福島県教育委員会教育長 福島県福島市杉妻町2番16号	会計法第29条の3第4項	52,340,000	52,340,000	100.0%	-	本業務は、福島県喜多方市慶徳町山科地内において実施する長井地区河川改修工事において、同工事範囲が周知の埋蔵文化財包蔵地であったことから平成21年度に試掘調査を行った。その結果、多数の遺構・遺物が確認されたため、平成22年度より発掘調査を実施しており、本年度も継続してはくつを実施するものである。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条により、埋蔵文化財が包蔵すると認められる土地の発掘は、地方公共団体が施工するとされている。本件に関する調査は、文化財保護法の規定を考慮すると福島県若しくは喜多方市が最適であると考えられるが、試掘調査にて確認された遺構・遺物が非常に膨大であるため喜多方市では対応が不可能であった。そのため、膨大な発掘調査に対応できる福島県以外に契約を結ぶ者はいない。以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号に基づき、福島県教育委員会教育長と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	

平成23年度替佐・柳沢遺跡発掘に係る整理作業	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 佐近 裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成23年4月1日	(財)長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センター 長野県千曲市屋代字清水260-6	会計法第29条の3第4項	42,693,000	42,693,000	100.0%	-	本調査は、長野県中野市替佐地先及び同市柳沢地先に施工する築堤工事において、同範囲内に遺跡の埋蔵が確認されたことから文化財保護法に基づき発掘調査を行うものであり、本年度は出土した遺物の整理作業を実施するものである。上記公益法人は長野県が委託する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財の調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与することを目的とした公益法人である。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条により、埋蔵文化財が包蔵すると認められる土地の発掘は、地方公共団体が施行するとされている。本件に関する調査は、事前に長野県教育委員会と協議を行い、平成18年3月17日付で締結した「替佐築堤及び柳沢築堤工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施に関する協定書」に基づき、(財)長野県文化振興事業団が行うこととなっている。以上のことから、上記適用法令に基づき、(財)長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センターと随意契約を行うものである。	①イ(イ)
平成23年度笠倉遺跡発掘調査作業	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 佐近 裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成23年4月1日	中野市長 長野県中野市三好町1-3-19	会計法第29条の3第4項	53,445,000	53,445,000	100.0%	-	本作業は、長野県中野市笠倉地先において施工する築堤工事範囲が周知の埋蔵文化財包蔵地にかかり、埋蔵文化財について調査する必要があるため、遺跡発掘調査を実施するものである。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条に、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を地方公共団体が施行することができることとされている。本作業は、文化財保護法第99条の規定を考慮すると長野県もしくは中野市が施行することになるが、笠倉地区における文化財保護協議は、中野市と千曲川河川事務所による2者協議とする旨、長野県教育委員会教育長より通知されている。よって、本作業は中野市以外に契約を結ぶべきものはない。以上のことから、上記適用法令に基づき、中野市長と随意契約を行うものである。	①イ(イ)
宮川樋門外施設管理業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 千曲川河川事務所長 佐近 裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成23年4月1日	千曲市長 長野県千曲市杭瀬下84番地	会計法第29条の3第4項	1,019,334	1,019,334	100.0%	-	本業務は、千曲市内の一級河川更級川直轄管理区間に存する河川管理施設の宮川樋門及び更級川排水機場、一級河川沢山川直轄管理区間に存する河川管理施設の土口水門、一級河川荒砥沢直轄管理区間に存する河川管理施設の荒砥沢排水樋門、八王子排水機場及び八王子救急内排水機場について、千曲川の洪水時においてゲートの開閉操作及び排水機場操作を行うものである。河川法第99条において、政令で定める河川管理施設の管理に属する事項は関係地方公共団体に委託できるとされており、河川法施行令第54条の規定により、委託しようとする河川管理施設は、その影響する区域が、関係地方公共団体に限られるものとされており、河川法第99条の規定を根拠法令とし、本業務を千曲市に委託するものである。契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに平成令第102号の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(イ)

信濃川(小千谷市東小千谷地区)堤防除草作業委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 清水 晃 長岡市信濃1-5-30	平成23年6月2日	小千谷市長 新潟県小千谷市城内2丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	2,958,016	2,958,016	100.0%	-	本作業は、小千谷市内を流れる一級河川信濃川(小千谷市東小千谷地区)直轄管理区間において、堤防の保全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。本作業区間と近隣している東小千谷地区の高水敷には、工事のため小千谷市が占用を中断している「小千谷市信濃川河川公園」「東小千谷スポーツ広場」があり、工事完成後は引き続き占用する予定がある。当該作業区間の堤防除草作業を同じ小千谷市に委託することにより、除草作業を一体的に実施できることから、効率的で効果的な管理が可能となる。また、実作業を行う東小千谷地区は、平成21年度に改修事業が完了し、今後地域住民の生活と本河川が密接に関わる場となる。本作業を小千谷市に委託することにより、小千谷市は地域住民と連携・協働して作業を計画でき、地域住民が作業に参画することで堤防除草を通じて河川に対する関心や洪水等に対する防災意識の高揚、河川愛護、美化思想の維持を図るとともに、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を小千谷市に委託するものである。契約にあたっては、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予算令第102条の4第3号の規程に基づき、随意契約を締結するものである。	①イ(イ)	
平成23年度 企業情報提供業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	本業務は、優良な建設業者の選定に欠かせない一般競争(指名競争)参加資格審査の実施及び契約内容の適正な履行に必要な契約建設業者の企業情報の把握のため、建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等の情報提供を受けるものである。(財)建設業技術者センターは、建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付期間であり、日々変化する管理技術者に関する所属業者、管理技術者資格者証の有無、建設業者の経営事項審査の内容等、建設業者に関する各種情報を網羅し、提供できる唯一の者である。	①二(へ)	
官報公告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	13,061,685	13,061,685	100.0%	-	供給することが可能な業者が1である。	①ハ	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	9,965,585	9,965,585	100.0%	-	供給することが可能な業者が1である。	①二(へ)	
建物等賃貸借	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	6,153,420	6,153,420	100.0%	-	代替性がないため。	①ロ	
行政財産使用料(平成23年度分)	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成23年4月1日	愛知県 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	8,637,636	8,637,636	100.0%	-	代替性がないため。	①ロ	

法規類集追録購読料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場 1-18-11	会計法第29条の3第4項	3,537,800	3,537,800	100.0%	-	再販価格が維持されている出版元であるため。	①二(二)	
新聞購読料その1	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	(有)石垣新聞舗 名古屋市中区錦3-4- 19	会計法第29条の3第4項	2,427,948	2,427,948	100.0%	-	再販価格が維持されている出版物を取扱店から購入するため。	①二(二)	
電話料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	4,825,340	4,825,340	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都港区東新橋1- 9-1	会計法第29条の3第4項	3,382,132	3,382,132	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
携帯電話料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	54,563,396	54,563,396	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
専用回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	中部テレコミュニケー ション(株) 名古屋市中区栄2-2-5	会計法第29条の3第4項	1,360,800	1,360,800	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	3,296,016	3,296,016	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 2-3-2	会計法第29条の3第4項	1,330,932	1,330,932	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
衛星回線使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	(株)モバイルメディア ネット 横浜市港北区新横浜 3-6-12	会計法第29条の3第4項	4,579,280	4,579,280	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

水道料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸 3-1-1	会計法第29条の3第4項	4,625,164	4,625,164	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
ガス料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋熟田区桜田 町19-18	会計法第29条の3第4項	2,044,088	2,044,088	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
後納郵便料	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	3,529,400	3,529,400	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ハ)	
平成23年度 月刊「建設物価」等電子データ購入	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月7日	(財)建設物価調査会 中部支部 名古屋市中区錦3-4-6	会計法第29条の3第4項	4,727,100	4,727,100	100.0%	-	再販価格が維持されている出版元であるため。	①二(ニ)	
平成23年度 月刊「積算資料」等電子データ購入	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成23年4月12日	(財)経済調査会 中部支部 名古屋市中区栄2-10- 19	会計法第29条の3第4項	3,778,950	3,778,950	100.0%	-	再販価格が維持されている出版元であるため。	①二(ニ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 所長 今井 一之 多治見市小田町4-8- 6	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都江東区新砂1- 8-2	会計法第29条の3第4項	1,327,520	1,327,520	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 所長 今井 一之 多治見市小田町4-8- 6	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋東区東新町1	会計法第29条の3第4項	43,884,900	43,884,900	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
水道料(土岐出張所外)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 所長 今井 一之 多治見市小田町4-8- 6	平成23年4月1日	土岐市長 土岐市上平町1-1	会計法第29条の3第4項	1,115,904	1,115,904	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所 所長 福島 真司 岐阜市西部本郷1- 36-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,300,000	1,300,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ハ)	

電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	107,000,000	107,000,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	北陸電力(株) 富山県富山市牛島町15-1	会計法第29条の3第4項	4,500,000	4,500,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	1,800,000	1,800,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	5,000,000	5,000,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海 名古屋市東区東桜1-1-10	会計法第29条の3第4項	2,500,000	2,500,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 福島 真司 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項	1,600,000	1,600,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 鈴木 学 高山市上岡本町7-425	平成23年4月1日	北陸電力(株) 富山市牛島町15-1	会計法第29条の3第4項	13,791,161	13,791,161	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 鈴木 学 高山市上岡本町7-425	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	45,633,799	45,633,799	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所 鈴木 学 高山市上岡本町7-425	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	2,591,743	2,591,743	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所 所長 石原 篤 加茂郡八百津町八百津3351	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市熱田区横田2-3-24	会計法第29条の3第4項	2,400,000	2,400,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 井口 泰行 静岡市葵区田町3-108	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,679,691	2,679,691	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 井口 泰行 静岡市葵区田町3-108	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	2,320,099	2,320,099	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 井口 泰行 静岡市葵区田町3-108	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	7,380,649	7,380,649	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
平成23年度 安倍川静岡市内樋管操作業務委託	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 井口 泰行 静岡市葵区田町3-108	平成23年4月1日	静岡市長 静岡市葵区追手町5-1	会計法第29条の3第4項	1,928,738	1,928,738	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
平成23年度 大井川島田市内樋管操作業務委託	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡河川事務所 井口 泰行 静岡市葵区田町3-108	平成23年4月1日	島田市長 島田市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	1,147,922	1,147,922	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
平成23年度 狩野川水系水閘門操作委託(沼津市)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 所長 前佛和秀 沼津市下香貫外原3244-2	平成23年4月1日	沼津市長 沼津市御幸町16-1	会計法第29条の3第4項	5,008,503	5,008,503	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
平成23年度 狩野川水系水閘門操作委託(三島市)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 所長 前佛和秀 沼津市下香貫外原3244-2	平成23年4月1日	三島市長 三島市北田町4-47	会計法第29条の3第4項	1,705,070	1,705,070	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	

平成23年度狩野川水系水閘門操作委託(伊豆の国市)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-3	平成23年4月1日	伊豆の国市長 伊豆の国市長岡340-1	会計法第29条の3第4項	5,620,326	5,620,326	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
平成23年度狩野川水系水閘門操作委託(函南町)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	函南町長 函南町平井717-13	会計法第29条の3第4項	3,538,141	3,538,141	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
平成23年度狩野川水系水閘門操作委託(清水町)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-3	平成23年4月1日	清水町長 清水町堂庭210-1	会計法第29条の3第4項	1,382,362	1,382,362	100.0%	-	河川法第99条及び河川法施行令第54条に基づき市町村に委託するものであり契約の相手方が一に定められているため	①イ(ニ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	5,627,484	5,627,484	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ロ)	
インターネット使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町 1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,401,696	1,401,696	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ロ)	
専用回線使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	(株)ビック東海 静岡市葵区常盤町2- 6-8	会計法第29条の3第4項	1,552,320	1,552,320	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	東京電力(株) 千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の3第4項	22,161,324	22,161,324	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ロ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 長 前佛和秀 沼津市下香貫外原 3244-2	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,095,760	1,095,760	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ハ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 富士砂防事務所 長 吉柳 岳志 富士宮市三園平 11000	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	2,596,432	2,596,432	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ロ)	

電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 富士砂防事務所長 吉柳 岳志 富士宮市三園平 11000	平成23年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸 町 1-1-3	会計法第29条の3第4項	7,202,057	7,202,057	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 庄内川河川事務所長 高橋 裕輔 名古屋市北区福德町 5-52	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都港区東新橋1- 9-1	会計法第29条の3第4項	1,740,000	1,740,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 庄内川河川事務所長 高橋 裕輔 名古屋市北区福德町 5-52	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	13,500,000	13,500,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 守安 邦弘 豊橋市中野町字平西 1-5	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	15,277,689	15,277,689	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
平成23年度 道路占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河 町1-2-10	会計法第29条の3第4項	6,707,400	6,707,400	100.0%	-	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路占用物件の管理または道路工事調整の事務等を実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占有物件等の情報提供を受けるものである。多種多様の公益占有物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占有物件等に関する最新の地図情報を用いて、道路占有物件情報提供業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、現在、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有している。公益事業者の占有物件情報(諸元・位置等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているとのことであり、このことは当局より公益事業者へ問い合わせたところ相違ないことを確認している。以上のことから、第三者がこの「道路管理システム」と同様又は類似のシステムを構築するのは不可能であることが確認された。従って、名古屋市内において「道路管理システム」を運用管理している法人は(財)道路管理センターのみであり、また、その情報の提供を受けることができるのはシステム参加者に限定されており、当局としては同センターと契約を締結しなければ当該システムの利用をすることができない。	①二(へ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	5,072,936	5,072,936	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 名古屋市中区大須4- 9-60	会計法第29条の3第4項	1,010,484	1,010,484	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都港区東新橋1- 9-1	会計法第29条の3第4項	1,114,528	1,114,528	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	2,948,024	2,948,024	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	名古屋市上下水道局 長 名古屋市中区三の丸 3-1-1	会計法第29条の3第4項	2,585,511	2,585,511	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,426,880	1,426,880	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(ハ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 高橋 敏彦 名古屋市瑞穂区鍵田 町2-30	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	263,159,184	263,159,184	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
建物等賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 愛知県道事務所長 中川 義治 名古屋市千種区池下 町2-63	平成23年4月1日	(有)名昭リース 名古屋市中区一社 2-27	会計法第29条の3第4項	6,908,309	6,808,309	100.0%	-	代替性がないため。	①口	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 愛知県道事務所長 中川 義治 名古屋市千種区池下 町2-63	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	8,362,486	8,362,486	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料その2	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 村松 千明 名古屋市瑞穂区神穂 町5-3	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都港区東新橋1- 9-1	会計法第29条の3第4項	1,243,939	1,243,939	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

電話専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所長 村松 千明 名古屋市瑞穂区神穂 町5-3	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	4,340,905	4,340,905	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所長 村松 千明 名古屋市瑞穂区神穂 町5-3	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	2,357,642	2,357,642	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 長 堀 与志郎 北設楽郡設楽町田口 字辻前18-5	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,120,132	3,120,132	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
平成23年度 石原排水ひ管外2ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	四日市市 四日市市諏訪町1-5	会計法第29条の3第4項	1,110,942	1,110,942	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度 河原田排水機場操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	四日市市上下水道事 業管理者 四日市市堀木1-3-18	会計法第29条の3第4項	2,809,302	2,809,302	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度 木田排水ひ管外4ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18-18	会計法第29条の3第4項	1,872,260	1,872,260	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度 八幡排水ひ管外5ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	1,927,306	1,927,306	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度 中村排水ひ管外14ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	松阪市 松阪市殿町1340-1	会計法第29条の3第4項	5,489,838	5,489,838	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度 上朝長排水ひ管外13ヶ所操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	多気町 三重県多気郡多気町 相可1600	会計法第29条の3第4項	4,946,657	4,946,657	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	

平成23年度 大湊排水樋門外18ヶ所操 作業務	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	伊勢市 伊勢市岩淵1-7-29	会計法第29条の3第4項	17,440,742	17,440,742	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド モ東海 名古屋市東区東桜1- 1-10	会計法第29条の3第4項	3,720,000	3,720,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム (株) 東京都江東区新砂1- 8-2	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	3,660,000	3,660,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電話専用料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町 3-15	会計法第29条の3第4項	4,910,000	4,910,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
水道料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	津市水道事業管理者 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	1,800,000	1,800,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	100,360,000	100,360,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ロ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 長 塩井 直彦 津市広明町297	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,930,000	1,930,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ハ)	
平成23年度木曾岬堤防除草業務	分任支出負担行為担 当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務 所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	木曾岬町 三重県桑名郡木曾岬 町大字西对海地251	会計法第29条の3第4項	3,476,865	3,476,865	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	

平成23年度長良川長島排水機場操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	4,209,092	4,209,092	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度揖斐川大山田水門外9施設操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	5,325,658	5,325,653	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度揖斐川高須輪中排水機場外10施設操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	海津町 海津市海津町高須515	会計法第29条の3第4項	18,811,940	18,811,940	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度揖斐川沢北排水機場操作業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	桑名市 桑名市中央町2-37	会計法第29条の3第4項	1,170,296	1,170,296	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度直轄河川管理施設の管理に関する業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	(独)水資源機構 名古屋市中区三の丸1-21	会計法第29条の3第4項	4,939,000	4,939,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
平成23年度長良川河口堰共同施設の管理に係る業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	(独)水資源機構 名古屋市中区三の丸1-21	会計法第29条の3第4項	11,432,850	11,432,850	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項	3,800,000	3,800,000	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①二(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市中区東新町1	会計法第29条の3第4項	27,000,000	27,000,000	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①二(ロ)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	海津市 海津市平田町今尾557	会計法第29条の3第4項	5,232,816	5,232,816	100.0%	-	供給することが可能な業者がーである。	①二(ロ)	

水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	桑名市上下水道事業 管理者 桑名市多度町多度1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,177,758	1,177,758	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
農業集落排水処理施設使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	福原地区排水施設管理組合 桑名市福原新田町郷前46-2	会計法第29条の3第4項	1,310,400	1,310,400	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 浅野 和広 桑名市大字福島465	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都港区東新橋1-9-1	会計法第29条の3第4項	1,284,000	1,284,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	8,160,000	8,160,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(その1)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	22,440,000	22,440,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(その2)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	20,040,000	20,040,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	7,800,000	7,800,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 紀勢国道事務所長 内藤 幸美 松阪市鎌田町144-6	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 金沢市出羽町4-1	会計法第29条の3第4項	3,240,000	3,240,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(事務所)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	7,394,095	7,394,095	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

電気料(上穂南宿舍等)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,059,728	3,059,728	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(学習館)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	1,649,127	1,649,127	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(飯島・飯田河川等)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	4,998,620	4,998,620	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(三峰・小洪等)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	2,099,942	2,099,942	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 蒲原 潤一 駒ヶ根市上穂南7-10	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137-5	会計法第29条の3第4項	2,620,709	2,620,709	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料(飯田国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	54,195,499	54,195,499	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話線専用料(飯田国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137-5	会計法第29条の3第4項	13,242,096	13,242,096	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料(飯田国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 長野支店 長野市新田町1137-5	会計法第29条の3第4項	2,443,650	2,443,650	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電話料(飯田国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成23年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 福岡県福岡市中央区 白金1-20-3	会計法第29条の3第4項	1,409,861	1,409,861	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	

水道料(飯田国道)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 杉井 淳一 飯田市東栄町3350	平成23年4月1日	飯田市水道事業管理者飯田市長 飯田市大久保町2534	会計法第29条の3第4項	1,010,762	1,010,762	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所長 高木 優 上伊那郡中川村大草6884-19	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	11,947,000	11,947,000	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 丸山ダム管理所長 川本 正和 岐阜県加茂郡八百津町鵜の巣1422-5	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,230,000	3,230,000	100.0%	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①二(口)	
電話料(その2)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 蓮ダム管理所長 早川 信光 松阪市飯高町森1810-11	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	3,216,353	3,216,353	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 長島ダム管理所長 山本 孝之 桃原郡川根本町犬間541-3	平成23年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1	会計法第29条の3第4項	5,049,680	5,049,680	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 中部技術事務所長 中村徹立 名古屋市東区大幸南1-1-15	平成23年4月1日	名古屋市上下水道局長 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	1,095,790	1,095,790	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
回線専用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 静岡営繕事務所長 北原 浩行 静岡市葵区春日2-4-25	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	3,053,238	3,053,238	100.0%	-	供給することが可能な業者が一である。	①二(口)	
日刊建設工業新聞	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成23年4月1日	(株)日刊建設工業新聞社 大阪支社 大阪市中央区天満橋京町2-13	会計法第29条の3第4項	1,606,500	1,606,500	100.0%	-	供給者が一のため	①二(へ)	
日刊建設通信新聞	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-45	平成23年4月1日	(株)日刊建設通信新聞社 関西支社 大阪市中央区本町1-3-5	会計法第29条の3第4項	1,713,600	1,713,600	100.0%	-	供給者が一のため	①二(へ)	

工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-46	平成23年4月1日	(財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目 10番20号	会計法第29条の3第4項	5,197,500	5,197,500	100.0%	-	本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とするものである。 本業務は、国、都道府県、政令指定都市が発注した公共事業の工事実績情報及び業務実績情報を収集し、提供を適格に行う技術的要件を兼ね備えている(財)日本建設情報総合センターを契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思確認書の提出を求める公示を行った。 公募手続きの結果、参加意思表明者がなかったことから、必要とされる技術力を有し本件を実施できるものは、(財)日本建設情報総合センター以外にないことが確認された。従って、当該法人と随意契約を行うものである。	①ニ(へ)	
共同溝監視業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-47	平成23年4月1日	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋 小伝馬町11-9	会計法第29条の3第4項	294,504,000	278,250,000	94.0%	-	本業務は、近畿地方整備局が管理する共同溝の監視業務である。	①ニ(へ)	
平成23年度宅地建物取引業免許事務電	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-48	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目 8番21号	会計法第29条の3第4項	1,465,908	1,465,908	100.0%	-	本業務は、宅地建物取引業者及び取引主任者の免許事務電の提供を受けるものである。	①ニ(へ)	
光ファイバーケーブル賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-49	平成23年4月1日	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島3丁目 3番23号	会計法第29条の3第4項	122,500	122,500	100.0%	-	本契約は、情報通信基盤整備として、近畿地方整備局が光ファイバーケーブルを賃貸借するものである。	①ロ	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番 町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	236,250	236,250	100.0%	-	本業務は、建設業許可業者に関する監理技術者資格者証情報、建設業許可情報、経営事項審査情報、建設業法に定める技術者の専任制及び、経営事項審査の有効期限の確認等適正な業者選定に活用するための情報提供を受けるものである。 (財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34(指定資格者証交付機関の指定)に基づき指定された機関であり、建設工事の適正な施工を確保することを目的とし、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業、経営審査情報等公共工事発注者を支援する情報提供を行っており、安定的継続的かつ常に日々変化する情報を幅広く収集し提供できる唯一の機関である。 従って、本業務の遂行に必要な上記条件を満たす同法人と随意契約を行うものである。	①ニ(へ)	単価契約 予定調達総額 ¥2,835,000

建設業許可等情報管理支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11-24	会計法第29条の3第4項	6,929,685	6,929,685	100.0%	-	<p>本業務は、建設業許可業者情報を全ての許可行政庁(国土交通省地方整備局等及び都道府県)間で共有し、建設業者に対する指導監督等の行政事務を厳正に行うことを目的とするものである。</p> <p>建設業許可の要件の一つでもある技術者について、建設業者間における名義貸し等を防止するため、建設業者情報の管理は全ての許可行政庁が、同一のデータベースに対して行い、重複のチェックを行うことが不可欠である。</p> <p>その際、各許可行政庁は自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータをそれぞれ登録することが必要であり、一つの許可行政庁が欠けても許可事務の厳正化等の目的は達成することができない。</p> <p>また、建設業許可や指導監督等の事務は常時継続的に行われており、当該事務と一体不可分である許可業者の情報管理は、データの信頼性の確保の観点からも建設業者と利害関係のない、信頼のおける主体において安定的継続的に行われる必要がある。</p> <p>このため、上記財団が所有するデータベースシステムを活用し、審査事務の厳正化・情報管理の効率化を図ることを国土交通省と47都道府県との間において取り決めている。</p> <p>上記目的を達成するデータベースを管理運営する者は、財団法人建設業情報管理センターの他に存在しない。</p> <p>以上により、本業務については財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	①二(へ)	単価契約
営繕積算システムRIBCの賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	114,975	114,975	100.0%	-	<p>「営繕積算システムRIBC」は、昭和58年より公共建築工事(旧建設省及び都道府県)の積算用として、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発され、官庁営繕部では本省をはじめ全ての地方整備局で利用されているものである。</p> <p>また、積算基準等の改正等に伴ってデータの訂正が必要となった場合には各々の利用者においてデータの訂正の有無を判断し、正しいデータに置き換える作業が求められるが、本システムでは財団法人建築コスト管理システム研究所においてデータ訂正に必要な処置を行い、各々の利用者は簡単な操作で全てのデータの更新を行うことができる。</p> <p>土木営繕工事の積算に於いても、官庁営繕部と同様の積算基準が適用されることから「営繕積算システムRIBC」の利用が不可欠である。</p> <p>従って、営繕工事積算業務においてその使用に耐える性能を有する唯一の積算プログラムを有する、財団法人建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。</p>	①口	単価契約 予定調達総額 ¥1,379,700
平成23年度書類保管等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年4月1日	(株)住友倉庫 大阪支店 大阪市港区海岸通二丁目6番15号	会計法第29条の3第4項	1,185,996	1,185,996	100.0%	-	<p>当該業務を実施するにあたり、地理的には保安指導・監督室から10km以内の倉庫に保管容量を有していること、倉庫は施設を行うと共に、当室職員以外が閲覧できないよう保管することなどが必要となる。</p> <p>上記の条件を満たし、業者変更時に保管文書移動費用も発生しないことから、前年度に当業務を支援なく履行し、実績と信頼を有している(株)住友倉庫と引き続き随意契約を行うものである。</p>	①二(へ)	単価契約
「積算資料」材料単価等電子データ作成	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年4月6日	(財)経済調査会 関西支部 大阪市北区中崎西2丁目4番12号	会計法第29条の3第4項	4,477,200	4,410,000	98.0%	-	<p>本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「積算資料」に掲載の材料単価及び機械賃料を電子化したデータ(材料単価決定支援システム用データ)及び機械賃料決定支援システム用データを毎月購入作成するものである。</p> <p>建設資材価格等について適切かつ公平な調査を行い、毎月実態調査価格を掲載する「積算資料」誌を定期刊行物として発行している(財)経済調査会を契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思表示者がなかったことから、本件を実施できる者は、(財)経済調査会以外にないことが確認された。</p> <p>従って、当該財団と随意契約を行うものである。</p>	①二(へ)	

「建設物価」材料単価等電子データ作成	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前 1-5-44	平成23年4月6日	(財)建設物価調査会 大阪営業所 大阪市北区梅田1丁目 8番17号	会計法第29条の3第4項	4,599,000	4,599,000	100.0%	-	<p>本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「建設物価」に掲載の材料単価及び機械賃料を電子化したデータ(材料単価決定支援システム用データ)及び機械賃料決定支援システム用データ)を毎月作成するものである。</p> <p>建設資材価格等について適切かつ公平な調査を行い、毎月実態調査価格を掲載する「建設物価」誌を定期刊行物として発行している(財)建設物価調査会を契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思確認書の提出を求める公示を行った。</p> <p>公募手続きの結果、参加意思表明者がなかったことから、本件を実施できる者は、(財)建設物価調査会以外にないことが確認された。</p> <p>従って、当該法人と随意契約を行うものである。</p>	①二(へ)	
契約情報等管理業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前 1-5-44	平成23年4月28日	(社)近畿建設協会 大阪支所 大阪市城東区中央1- 8-27 アーバンエクス蒲生ビ ル5階	会計法第29条の3第4項	7,455,000	7,455,000	100.0%	-	<p>本業務は、契約情報コーナー(近畿地方整備局内)において発注・入札情報、積算基準書、材料単価等の閲覧資料の案内及び管理を行うとともに、競争参加資格資料、アフィリエイト実施工体別実態調査票の受付及びデータ整理を行う業務である。</p> <p>本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約相手方を特定する企画競争方式である。</p> <p>参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、1者から企画提案書の提出があった。</p> <p>提出された企画提案書を審査した結果、実施方針、評価テーマに対する提案内容が総合的に当局的期待に適合するものであるため、当該業者が契約の相手方として特定されたものである。</p>	①二(へ)	
「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前 1-5-44	平成23年5月9日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁 目15番8号	会計法第29条の3第4項	16,403,100	16,403,100	100.0%	-	<p>時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。</p> <p>選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大臣会見及び首長会見など会見速報をはじめとする中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報などのメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。</p> <p>また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため、瞬時の検索に適しており、特に行政、経済情報等必要な専門情報を入手することができるサービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。</p>	①二(へ)	
淀川広報支援等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前 1-5-44	平成23年5月18日	(社)近畿建設協会 枚方支所 大阪府枚方市新町1丁 目12番1	会計法第29条の3第4項	38,251,500	38,220,000	99.0%	-	<p>本業務は、淀川河川事務所が保有する淀川改修の貴重な歴史的保存資料について、保存状態の確認や閲覧のための整理等、日常管理を行い、広く一般の方に閲覧可能とし、資料展示、資料説明、現地案内等により広報することにより有効活用を行う業務である。</p> <p>本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。</p> <p>参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に5者から説明書等の交付依頼があり、4者から企画提案書の提出があった。</p> <p>提出された企画提案書を審査した結果、当該業者の提案が業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案において特に優れており、総合的に当局的期待に最も適合するものであるため、当該業者が特定されたものである。</p>	①二(へ)	

技術審査表出力システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年6月17日	東芝ソリューション(株) 関西支社 大阪市福島区福島七 丁目15番26号	会計法第29条の3第4項	10,069,500	9,929,220	98.0%	-	<p>本業務は、近畿地方整備局において平成7年度より運用している「技術審査表出力システム」について、技術審査基準の改定等に伴い必要となったシステムの改良、技術審査の統一化のために、操作性、利便性の向上を目的として業務上で新たに必要となった機能の追加等を行うものである。</p> <p>技術審査表出力システムは現在全事務所においてシステム運用中であり、改良作業に伴いシステムが停止する等の障害が発生した場合、入札・契約手続き等の資格審査等に係わる事務に多大な障害を及ぼすことから、他の連携システム(事業執行管理システム、一般競争(指名競争)資格審査システム等)を含めたシステム全体について、精通、熟知していることが不可欠である。</p> <p>当該業者は、技術審査表出力システムの開発を行っており、システム・データ内容・処理形態について熟知・精通していることからの確かな執行が出来ると共に、万が一障害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。</p> <p>なお、当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権を行使する旨を申し出ている。</p> <p>以上のことから総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である当該業者と随意契約を行うものである。</p>	①二(へ)	
平成23年度厚生システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前 1-5-44	平成23年6月28日	(株)中国サンネット 広島市中区袋町4番2 1号	会計法第29条の3第4項	4,574,850	4,305,000	94.0%	-	<p>本業務は、平成23年度から共済組合員となった期間業務職員について、共済貯金、財形貯蓄、貸付、医療経理、保険等の給与控除が可能となるよう厚生システムを改良するものである。</p> <p>なお、中部、北陸の両整備局については、平成22年度に当該改良業務を先行して実施しており、本件業務は、当該改良システムを北陸地方整備局から東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、九州地方整備局の各地整のシステムに移植するものであるが、これら5地方整備局のシステム環境が異なるため各地方整備局の運用実態に応じて改良が必要となる。</p> <p>当該業者は、厚生システムの開発及び改良を行っており、システム構成・内容、各地方整備局のシステム環境及び運用実態について、熟知・精通していることからの確かな対応が可能であるとともに、万が一障害が生じた場合にも迅速な対応が可能である。</p> <p>なお、当該業者は今回改良業務について、著作権法に基づく著作権者人格権(同一性保持権)を行使する旨を申し出ている。</p> <p>以上のことから、当該業者と随意契約を行うものである。</p>	①二(へ)	
狐川樋門外2件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南 2-14-7	平成23年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手 3-17-1	会計法第29条の3第4項	1,047,816	1,047,816	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
底喰川樋門外4件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南 2-14-7	平成23年4月1日	福井市長 福井県福井市大手 3-10-1	会計法第29条の3第4項	1,780,758	1,780,758	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
志比堺樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南 2-14-7	平成23年4月1日	永平寺町長 福井県吉田郡永平寺 町松岡春日1-4	会計法第29条の3第4項	645,624	645,624	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
五領排水樋門操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南 2-14-7	平成23年4月1日	五領川公共下水道事務組合管理者 福井県福井市丸岡町 熊堂3-9	会計法第29条の3第4項	322,812	322,812	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	

片川排水機場外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年4月1日	坂井市長 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項	1,690,794	1,690,794	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
市ヶ淵樋門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年4月1日	小浜市長 福井県小浜市大手町6-3	会計法第29条の3第4項	645,624	645,624	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
中川水門外1件操作業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年4月1日	若狭町長 福井県三方上中郡若狭町中央1-1	会計法第29条の3第4項	645,624	645,624	100.0%	-	河川法第99条に基づく委託のため	①イ(イ)	
中部縦貫自動車道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	60,221,000	60,221,000	100.0%	-	文化財発掘調査	①イ(ニ)	
「道の駅」河野維持管理業務委託	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年4月1日	南越前町長 福井県南条郡南越前町東大道29-1	会計法第29条の3第4項	6,132,000	6,132,000	100.0%	-	維持管理協定(H9.11.19締結)に基づくもの	①イ(ニ)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成23年4月1日	(株)ボラリス会館 福井県福井市順化1-16-9	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	事務所発足時より建物の一部を事務所庁舎として、(株)ボラリス会館から継続して賃借しており、電力料負担分についても、契約の性質が競争を許さないものであるため。	①ニ(ロ)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため。	①ニ(ロ)	
倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成23年4月1日	大和リース(株)福井営業所 福井県福井市成和1-1007	会計法第29条の3第4項	181,650	181,650	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約により契約を締結しているため。	①ロ	
平成23年度池田町生活再建対策業務委託	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長 川崎将生 福井県福井市成和1-2111	平成23年6月7日	池田町長 福井県今立郡池田町稲荷35-4	会計法第29条の3第4項	-	3,974,000	-	-	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体となっているため。	①イ(イ)	
大戸川ダムコア倉庫賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長 高津知司 滋賀県大津市大萱1-19-32	平成23年4月1日	西村建設(株) 滋賀県 湖南市中央3-12	会計法第29条の3第4項	2,192,000	2,192,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃借契約等であって該当箇所ではなければ行政事務を行うことが不可能なため。	①ロ	
平成23年度由良川排水機場操作委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局福知山河川国道事務所長 田中 貢 京都府福知山市宇堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	福知山市市長 京都府福知山市内記13-1	会計法第29条の3第4項	8,683,500	8,683,500	100.0%	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	

国道27号坂原地区簡易駐車場施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	京丹波町長 京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6	会計法第29条の3第4項	3,245,592	3,245,592	100.0%	-	協定書に基づき委託契約を締結	①イ(ニ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	③ロ	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	③ロ	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15NTT 西日本 生野ビル3F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	①ニ(ロ)	
郵便後納料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	郵便事業(株) 大阪府大阪市北区大淀中1-1-52	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵便に関する料金	①ニ(ハ)	
ガス料金外	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	福知山ガス水道事業管理者 京都府福知山字内記13番地の1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
インターネット及びVPNサービス料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15NTT 西日本 生野ビル3F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	各種割引サービスあり他社より有利な料金となっているため	③ロ	
電気料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪府北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話回線専用料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15NTT 西日本 生野ビル3F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
上下水道料、道の駅外	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	京丹波町長 京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
上下水道料、事務所外	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局福知山河川国道事務所 所長 田中 貢 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	平成23年4月1日	福知山市ガス水道事業管理者 京都府福知山市字堀945	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

道路・占用物管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町12-10	会計法第29条の3第4項	4,798,500	4,798,500	100.0%	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①ニ(へ)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	京都市公営企業管理者 上下水道局長 京都市南区東九条東山王町12	会計法第29条の3第4項	-	1,400,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	11,700,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,432,885	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	6,430,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都港区海岸1-2-20	会計法第29条の3第4項	-	3,730,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都国道事務所長小林賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	平成23年4月1日	(株)NTTドコモ 大阪市城東区森之宮1-6-111	会計法第29条の3第4項	-	5,540,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所長森川一郎 大阪府枚方市新町2-2-10	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電力供給者が一に限られる。	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所長森川一郎 大阪府枚方市新町2-2-10	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	ガス供給者が一に限られる。	①ニ(口)	
神田川排水機場等操作業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局猪名川河川事務所長谷川 晴一 大阪府池田市上池田2丁目2番39号	平成23年4月1日	池田市長 池田市城南1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	-	1,011,570	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	①イ(イ)	

電気料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局猪名川河川事務所長谷川 晴一 大阪府池田市上池田2丁目2番39号	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 大阪市北区梅田1-10-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	柏原市水道事業管理者 柏原市安堂町1-55	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	藤井寺市水道事業管理者 藤井寺市岡1-1-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ハ)	
電力料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
斑鳩町職員宿舍土地賃貸借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	森信子他3名 奈良県北葛城郡王寺町久度3-5-16	会計法第29条の3第4項	-	2,979,179	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所であれば行政事務を行うことが不可能なため。	①口	
大和川下流出張所建物賃貸借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年4月1日	片山工業(株) 岸和田市春木若松町20-3	会計法第29条の3第4項	-	7,395,756	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該当箇所であれば行政事務を行うことが不可能なため。	①口	
大和川改修(高規格堤防)事業に伴う瓜破遺跡発掘調査委託	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局大和川河川事務所長安原 達 藤井寺市川北3-8-33	平成23年6月3日	(財)大阪市博物館協会 大阪市大手前4-1-32	会計法第29条の3第4項	-	37,474,500	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	

25号(御堂筋)街路樹維持作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	大阪市長 大阪府北区中之島1-3-20	会計法第29条の3第4項	-	17,653,650	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため。	①イ(ニ)	
1号大日地下横断通路昇降設備維持管理作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	守口市長 大阪府守口市京阪本通2-2-5	会計法第29条の3第4項	-	1,429,050	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため。	①イ(ニ)	
大阪市内自転車撤去他作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	大阪市建設局長 大阪府住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項	-	30,437,400	-	-	契約の性質上、他社との契約ができないため。	①イ(ニ)	
電気料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪府北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	245,367,388	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
ガス料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府中央区道修町3-5-11	会計法第29条の3第4項	-	991,738	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
水道料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	大阪市水道局 大阪府住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項	-	1,258,910	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	17,783,217	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	9,912,196	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
電話料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,793,917	-	-	長期継続契約	①ニ(ロ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	1,061,020	-	-	長期継続契約	①ニ(ハ)	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	6490500	6,490,500	100.0%	-	契約の性質上、他社との契約ができないため。	①ニ(ハ)	

電力料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	関西電力(株)大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	①ニ(口)	
一般乗用旅客自動車供給業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	京都交通信販(株) 京都府京都市右京区西京極浜ノ本町70番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金は許可制であるため、価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	①ニ(ハ)	
第二阪和国道監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局浪速国道事務所長 大住 道生 大阪府枚方市南中振3-2-3	平成23年4月1日	南海電気鉄道(株) 大阪府大阪市中央区難波5-1-60	会計法第29条の3第4項	-	6,434,688	-	-	当該場所で行えば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため	①口	
電話料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となっており、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	③口	
電話料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となっており、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	③口	
電話料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となっており、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	③口	
水道料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	①ニ(口)	
水道料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	姫路市水道事業管理者 兵庫県姫路市安田2-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	①ニ(口)	

前川樋門他2操作業務委託	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	-	1,074,276	-	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(イ)	
大西排水樋門他5操作委託業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	-	1,841,616	-	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(イ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵政民営化に伴い郵便事業には複数の事業者が参入したものの、全国どこへでも配達することが義務となっている一般信書便事業に関しては、現在のところ当該事業者のみとなっており競争の余地がないため。	③口	
一般国道2号相生有年道路事業に伴う有年牟礼・井田遺跡発掘調査	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年5月31日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	-	32,620,000	-	-	文化財保護法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(イ)	
専用IP接続サービス	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	150,675	150,675	100.0%	-	本業務は、ホームページ上でライブカメラ映像を公開するための専用IP接続サービスである。専用IP接続回線の賃貸借及び遠隔監視、保守等のサービスを受けているが、もしまいに敷設工事を整備するとなれば多大な費用が発生することになるため、平成13年度より賃貸借契約を締結して同契約を支援なく履行している当該業者と引き続き随意契約を行うものである。	③口	
水道料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	姫路市水道事業管理者 兵庫県姫路市安田2-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	①ニ(口)	
前川樋門他2操作業務委託	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	-	1,074,276	-	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(イ)	
大西排水樋門他5操作委託業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	-	1,841,616	-	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	①イ(イ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵政民営化に伴い郵便事業には複数の事業者が参入したものの、全国どこへでも配達することが義務となっている一般信書便事業に関しては、現在のところ当該事業者のみとなっており競争の余地がないため。	③口	
一般国道2号相生有年道路事業に伴う有年牟礼・井田遺跡発掘調査	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年5月31日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	-	32,620,000	-	-	文化財保護法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(イ)	
専用IP接続サービス	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	150,675	150,675	100.0%	-	本業務は、ホームページ上でライブカメラ映像を公開するための専用IP接続サービスである。専用IP接続回線の賃貸借及び遠隔監視、保守等のサービスを受けているが、もしまいに敷設工事を整備するとなれば多大な費用が発生することになるため、平成13年度より賃貸借契約を締結して同契約を支援なく履行している当該業者と引き続き随意契約を行うものである。	③口	

電力料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局六甲砂防事務所長岡本 敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	事業所で消費する電力について他に電力供給者がいないため	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局六甲砂防事務所長岡本 敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	①ニ(口)	
水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局六甲砂防事務所長岡本 敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成23年4月1日	神戸市水道事業管理者 神戸市東灘区田中町5-3-23	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が一なため	①ニ(口)	
ホームページ画像用回線提供業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局六甲砂防事務所長岡本 敦 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-18	平成23年4月1日	(株)ケイ・オプティコム 大阪市北区西天満5-14-10	会計法第29条の3第4項	1,113,840	1,113,840	100.0%	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	①ニ(へ)	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	4,627,350	4,627,350	100.0%	-	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関する地理情報等を提供可能な者である同法人から提供を受けるものであるため。	①ニ(へ)	
電力料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	神戸市水道事業管理者 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	西宮市水道事業管理者 西宮市池田町8番11号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	尼崎市水道事業管理者 尼崎市東七松町2丁目4番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(口)	

電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長 轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長 轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局兵庫国道事務所長 轉馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため。	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 関西 大阪市北区梅田1-10-1	会計法第29条の3第4項	-	475,153	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	1,086,119	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
電話専用料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	314,735	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	奈良市水道事業管理者 奈良市法連寺町264-1	会計法第29条の3第4項	-	592,583	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
水道料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	奈良市長 奈良市二条大路南1-1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,662,069	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
後納郵便料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	197,100	-	-	郵便に関する料金	①ニ(ハ)	4~6月 実績
追録(建築関係JIS要覧)他	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	新日本法規出版(株) 大阪市中央区平野町2-1-12	会計法第29条の3第4項	-	525,950	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入であるため。	①ニ(ヘ)	4~6月 実績
道の駅「針TRS」維持管理作業	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	奈良市長 奈良市二条大路南1-1-1	会計法第29条の3第4項	-	21,084,463	-	-	-	①ニ(ヘ)	

電力料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	25,006,328	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
ガス料金	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局奈良国道事務所長八尾光洋 奈良市大宮町3-5-11	平成23年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	298,693	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ロ)	長期継続契約 4~6月 実績
鮎田水門外12件操作業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂1	平成23年4月1日	紀宝町長 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324	会計法第29条の3第4項	-	4,365,820	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	
市田川排水機場外2件操作業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂1	平成23年4月1日	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	5,502,321	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	
相筋第1樋門外6件操作業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂1	平成23年4月1日	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,928,934	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	
近畿自動車道紀勢線事業に伴う大古Ⅱ遺跡・安宅本城跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂1	平成23年4月6日	公益財団法人 和歌山県文化財センター 理事長 和歌山市湊宇新堤内坪571-1	会計法第29条の3第4項	-	42,803,250	-	-	文化財保護法第94条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	①イ(ニ)	
近畿自動車道紀勢線事業に伴う福成Ⅰ遺跡・八丁田圃遺跡・目座遺跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂1	平成23年4月6日	公益財団法人 和歌山県文化財センター 理事長 和歌山市湊宇新堤内坪571-1	会計法第29条の3第4項	-	30,188,550	-	-	文化財保護法第94条に基づく関係自治体への委託	①イ(ニ)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局木津川上流河川事務所長 寺井 喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,035,302	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため。	①ニ(ロ)	
岩倉排水樋門外33件操作業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局木津川上流河川事務所長 寺井 喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成23年4月1日	伊賀市長 三重県伊賀市上野丸之内116	会計法第29条の3第4項	-	6,699,000	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	①イ(イ)	
電力料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局木津川上流河川事務所長 寺井 喜之 三重県名張市木屋町812-1	平成23年4月1日	中部電力(株) 愛知県名古屋市中区東新町1	会計法第29条の3第4項	-	18,407,764	-	-	供給可能なものが一に特定されるため。	①ニ(ロ)	
電気料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成23年4月1日	北陸電力(株) 福井県大野市弥生町1番5号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気の供給に係る役務契約で、供給可能な業者が他にないため	①ニ(ロ)	

電話料集中払	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村正純 福井県大野市中野29-28	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電話に係る長期継続契約であり、役務提供が可能な業者が他にないため	①ニ(口)	
電気料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 大阪府枚方市山田池北町10-1	平成23年4月1日	関西電力(株)大阪府北区中之島3-5-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	①ニ(口)	
ガス料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 大阪府枚方市山田池北町10-1	平成23年4月1日	大阪ガス(株)高槻市藤の里39-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 大阪府枚方市山田池北町10-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 大阪府城東区森之宮1-5-111	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	①ニ(口)	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所長 岡村政彦 大阪府枚方市山田池北町10-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な物が一に特定されるため	①ニ(口)	
平成23年度天辻分水施設の維持操作等業務委託	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	電源開発(株)水力・送変電部 西日本支店 大阪府大阪市北区中之島6-2-27	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電源開発及び国交省の共有物である阪本取水口の施設において、管理・維持に関して委託契約を電源開発と行っているため	①ニ(へ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行っているため	①ニ(口)	月額
電話料(専用回線)	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行っているため	①ニ(口)	月額
タクシー借り上げ料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	(株)野原タクシー 奈良県五條市野原西1丁目7番13号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金が認可制のため、価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	①ニ(へ)	月額

タクシー借り上げ料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	吉野近鉄タクシー(株) 奈良県吉野郡大淀町北六田136番地の1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金が認可制のため、価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	①二(へ)	月額
大型電子複写機保守	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮 輝久 奈良県五條市三在町1681	平成23年4月1日	富士ゼロックス奈良(株) 奈良県奈良市大宮町1-1-15	会計法第29条の3第4項	5,513	5,513	100.0%	-	供給可能な者が限定されているため	①口	月額
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 山元 弘 大阪府枚方市山田池北町11番1号	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①二(口)	
電気料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長 小島 孝文 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため	①二(口)	
上水道料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長 小島 孝文 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	平成23年4月1日	淡路広域水道事業団 企業長 兵庫県淡路市志筑1600-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため	①二(口)	
下水道料金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長 小島 孝文 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	平成23年4月1日	淡路広域水道事業団 企業長 兵庫県淡路市志筑1600-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため	①二(口)	
再生水利用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長 小島 孝文 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	平成23年4月1日	淡路市会計管理者 兵庫県淡路市生穂新島8番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給者が限定されているため	①二(口)	
電話専用料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 舟久保敏 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①二(口)	
電力料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 舟久保敏 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①二(口)	

水道料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 舟久保敏 奈良県高市郡明日香村大字平田538	平成23年4月1日	明日香村水道事業管理者 奈良県高市郡明日香村岡55	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(口)	
光ファイバ賃貸借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都営繕事務所長 大坪義和 京都府京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町34-12	平成23年4月1日	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島3丁目3番23号	会計法第29条の3第4項	1,785,000	1,785,000	100.0%	-	本契約は、情報通信基盤整備として、京都国道事務所と京都営繕事務所間において光ファイバーケーブルの賃貸借契約を行うものである。 近畿地方整備局において大量の情報を高速に伝送可能にする情報通信の核となる光ファイバーネットワーク整備を実施しており、地方整備局内基盤整備の一環として、京都営繕においては、賃貸借により整備を行うものである。 他業者と同サービスを受けるためには新たな工事が必要となること、並びに平成13年度より賃貸借契約を締結して同契約を支援なく履行しているため、上記業者と引き続き随意契約を行うものである。	①口	
電話料	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都営繕事務所長 大坪義和 京都府京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町34-12	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 京都支店 京都市中京区烏丸三条上ル場之町604	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(供給を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(口)	
電話料	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	5,300,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
携帯電話料	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	5,400,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
ガス代	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	広島ガス(株) 広島県広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項	-	3,600,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
後納郵便料	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	3,800,000	-	-	郵便に関する料金	①ニ(ハ)	
水道料	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	広島市水道事業管理者 広島県広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項	-	5,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
電気代	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	中国電力(株) 広島県広島市中区小町4-33	会計法第29条の3第4項	-	14,000,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(口)	
建設業企業情報提供	支出負担行為担当官中国地方整備局長 福田 功 広島市中区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	-	2,835,000	-	-	行政目的を達成するため不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	①ニ(ヘ)	

官報公告等掲載	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中 区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京 都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	9,000,000	-	-	官報の印刷	①ハ	
宅地建物取引業免許事務処理システム 電算処理等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中 区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引 推進機構 東京都港区 虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	-	1,428,410	-	-	本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 本業務で用いる宅地建物取引業免許事務処理システムは、免許行政庁が登録する業者データを電算処理しデータベース化することによって、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適性化を図るものである。よって一つの免許行政庁が欠けてもこれらの目的は達成することが出来ないため、すべての免許行政庁が同一システムを使用する必要があるため。	①ニ(へ)	
官庁速報等情報提供	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中 区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京 都中央区銀座5-15 -8	会計法第29条の3第4項	-	7,812,000	-	-	当該業者一者のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(へ)	
営繕積算システム賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 福田 功 広島市中 区上八丁堀6-30	平成23年4月1日	(財)建築コスト管理シ ステム研究所 東京都 港区西新橋3-25-3 3	会計法第29条の3第4項	-	1,181,250	-	-	行政目的を達成するため不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	①ニ(へ)	
電話料	分任支出負担行為担 当官 中国地方整備 局 鳥取河川国道事 務所長 田中 衛 鳥 取市田園町4-400	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担 当官 中国地方整備 局 鳥取河川国道事 務所長 田中 衛 鳥 取市田園町4-400	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永 田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	2,700,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
樋門等点検操作業務	分任支出負担行為担 当官 中国地方整備 局 鳥取河川国道事 務所長 田中 衛 鳥 取市田園町4-400	平成23年4月1日	鳥取市長 鳥取県鳥取 市尚徳町116	会計法第29条の3第4項	-	8,000,000	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	
電話料	分任支出負担行為担 当官 中国地方整備 局 倉吉河川国道事 務所長 江角 忠也 鳥取県倉吉市福庭町 1-18	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,892,011	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
回線専用料	分任支出負担行為担 当官 中国地方整備 局 倉吉河川国道事 務所長 江角 忠也 鳥取県倉吉市福庭町 1-18	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,405,404	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	

パケット通信料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 倉吉 江角 忠也 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3-10-10	会計法第29条の3第4項	-	2,689,089	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 倉吉 江角 忠也 鳥取県倉吉市福庭町1-18	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,906,616	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 殿ダム工事事務所 山田 啓一 鳥取市国府町宮下1221	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,100,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
ガス料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 出雲 平山 大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成23年4月1日	出雲ガス(株) 鳥根県出雲市上塩冶町2338-1	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 出雲 平山 大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,900,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 出雲 平山 大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	1,400,000	-	-	郵便に関する料金	①ニ(ハ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所 出雲 平山 大輔 出雲市塩冶有原町5-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	3,500,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 安達 久仁彦 鳥根県浜田市相生町3973	平成23年4月1日	川本町 鳥根県邑智郡川本町大字川本545-1	会計法第29条の3第4項	-	1,719,480	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 安達 久仁彦 鳥根県浜田市相生町3973	平成23年4月1日	益田市 鳥根県益田市常盤町1-1	会計法第29条の3第4項	-	6,289,185	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 安達 久仁彦 鳥根県浜田市相生町3973	平成23年4月1日	江津市 鳥根県江津市江津町1525番地	会計法第29条の3第4項	-	3,020,325	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	
樋門操作委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 安達 久仁彦 鳥根県浜田市相生町3973	平成23年4月1日	美郷町 鳥根県邑智郡美郷町粕洲168番地	会計法第29条の3第4項	-	1,317,435	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	

上下水道料金	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田 彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36	平成23年4月4日	岡山市水道事業管理者 岡山県岡山市北区鹿田町2-1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,130,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田 彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36	平成23年4月4日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,200,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所 長 植田 彰 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36	平成23年4月4日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,412,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
十日市排水機場外3件操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所 長 塩形 幸雄 広島県三次市十日市西6-2-1	平成23年4月4日	三次市長 広島県三次市十日市中2-8-1	会計法第29条の3第4項	5,300,000	5,300,000	100.0%	-	河川法第99条により河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項は、関係地方公共団体にしか委託することができない。	①イ(イ)	
日下第4排水樋門外83件操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所 長 塩形 幸雄 広島県三次市十日市西6-2-1	平成23年4月4日	三次市長 広島県三次市十日市中2-8-1	会計法第29条の3第4項	7,000,000	7,000,000	100.0%	-	河川法第99条により河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項は、関係地方公共団体にしか委託することができない。	①イ(イ)	
梶矢第1排水樋門外65件操作委託	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所 長 塩形 幸雄 広島県三次市十日市西6-2-1	平成23年4月1日	安芸高田市長 広島県安芸高田市吉田町吉田791	会計法第29条の3第4項	7,000,000	7,000,000	100.0%	-	河川法第99条により河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項は、関係地方公共団体にしか委託することができない。	①イ(イ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 太田川河川事務所 長 宮川 勇二 広島市中区八丁堀3-20	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	5,463,004	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所 長 平出 純一 広島市南区東雲2-13-28	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	-	5,023,200	-	-	当該業者がシステムのデータベースの著作権を有しており、唯一の契約の相手方であるため。	①ニ(ヘ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 長 池田 憲二 防府市国衙1-10-20	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	4,800,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
携帯電話料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 長 池田 憲二 防府市国衙1-10-20	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	2,160,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	
専用料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 長 池田 憲二 防府市国衙1-10-20	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,700,000	-	-	提供を行うことが可能な業者が一である	①ニ(ロ)	

水道料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所 長 森川 敦美 広島市安芸区船越南2-8-1	平成23年4月1日	広島市水道事業管理者 広島県広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項	-	3,900,000	-	-	提供を行うことが可能な業者がーである	①ニ(ロ)	
平成23年度企業情報データ提供業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することができる唯一の相手方	①ニ(ハ)	
平成23年度RIBC買貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,042,335	1,042,335	100.0%	-	各府省庁統一基準に基づくシステムを利用するため	①イ(イ)	
平成23年度高知法務総合庁舎新管理蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	高知県教育長 高知市丸の内1-7-52	会計法第29条の3第4項	9,009,000	9,009,000	100.0%	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	①イ(ニ)	
建設業情報管理システム電算処理業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	(財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項	1,782,690	1,782,690	100.0%	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	①イ(ニ)	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,428,410	1,428,410	100.0%	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方がーに定められているため	①イ(ニ)	
予讃線市坪・北伊予間市坪架道橋新設工事	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年5月9日	四国旅客鉄道(株) 香川県高松市浜ノ町8-33	会計法第29条の3第4項	284,414,000	284,414,000	100.0%	-	協定に基づく負担金	①イ(イ)	
平成23年度 徳島管内道路埋蔵文化財調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	徳島県知事 飯泉嘉門 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	-	175,707,000	-	-	文化財保護法の定めによる埋蔵文化財調査を建設省道一発第93号(昭和46年11月1日)により行なうもの	①イ(イ)	
平成23年度 香川埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年5月13日	香川県教育委員会教育長 細松英正 香川県高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	-	61,250,000	-	-	文化財保護法の定めによる埋蔵文化財調査を建設省道一発第93号(昭和46年11月1日)により行なうもの	①イ(イ)	
平成23年度 松山管内埋蔵文化財発掘調査委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	愛媛県知事 加戸守行 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	-	336,346,500	-	-	文化財保護法の定めによる埋蔵文化財調査を建設省道一発第93号(昭和46年11月1日)により行なうもの	①イ(イ)	
平成23年度 高知南国道路外埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 高松市サンポート3-33	平成23年4月1日	高知県教育長 中澤卓史 高知県高知市丸の内1-7-52	会計法第29条の3第4項	-	402,654,000	-	-	文化財保護法の定めによる埋蔵文化財調査を建設省道一発第93号(昭和46年11月1日)により行なうもの	①イ(イ)	

平成23年度 建物賃貸借(建設監督官)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,166,000	2,166,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,113,792	1,113,792	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,492,992	1,492,992	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,243,884	1,243,884	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	811,152	811,152	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,079,916	1,079,916	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	977,760	977,760	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,759,816	3,759,816	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	848,532	848,532	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,145,664	1,145,664	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,386,840	1,386,840	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	

土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	846,372	846,372	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	徳島県知事 徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	10,383,660	10,383,660	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	美馬市長 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	会計法第29条の3第4項	9,049,320	9,049,320	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	つるぎ町長 徳島県美馬郡つるぎ町真光字東浦1-3	会計法第29条の3第4項	1,254,408	1,254,408	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	阿波市長 阿波市阿波町東原173	会計法第29条の3第4項	4,135,320	4,135,320	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	三好市長 三好市池田町ソナチ1500-2	会計法第29条の3第4項	4,020,480	4,020,480	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年4月1日	東みよし町長 徳島県三好郡東みよし町加茂3360	会計法第29条の3第4項	1,220,880	1,220,880	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 徳島建設監督官詰所賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年6月30日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,156,680	1,156,680	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度 土地賃貸借料その2(徳島建設監督官)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年7月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,818,000	1,818,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,640,000	2,640,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	

宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,776,000	1,776,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,728,000	1,728,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
宿舍賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内 390	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,272,000	1,272,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
宿舍敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内 390	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,386,108	1,386,108	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
駐車場敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局那賀川河川事務所長 嘉田 功 阿南市領家町室ノ内 390	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所長 桜井 亘 三好市井川町西井川 68-1	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,367,780	2,367,780	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
大豊監督官詰所建物借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局四国山地砂防事務所長 桜井 亘 三好市井川町西井川 68-1	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,284,000	1,284,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度 大内白鳥監督官詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 高松市福岡町4-26-32	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,577,312	2,577,312	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 高松市福岡町4-26-32	平成23年5月24日	(社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29	会計法第29条の3第4項	2,640,120	2,610,730	98.9%	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	

平成23年度 丸亀地区水樋門総裁宅業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 高松市福岡町4-26-32	平成23年4月1日	丸亀市長 丸亀市大手町2-3-1	会計法第29条の3第4項	2,619,216	2,619,216	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 まんのう地区樋門操作委託業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 高松市福岡町4-26-32	平成23年4月1日	まんのう町長 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	1,455,120	1,455,120	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
平成23年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山市土居田町797-2	平成23年5月2日	(社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項	1,185,807	1,185,807	100.0%	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため	①イ(イ)	
土地賃借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山市土居田町797-2	平成23年4月28日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,383,426	1,383,426	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 大洲市中村210	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	1,300,000	1,300,000	100.0%	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	①ニ(ハ)	
平成23年度 河川防災ステーション管理業務委託	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 大洲市中村210	平成23年4月1日	大洲市長 大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	2,195,802	2,195,802	100.0%	-	臨川河川防災ステーション管理協定に基づく委託契約	①イ(ニ)	
平成23年度 要津寺谷川樋門外操作業務委託	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 大洲市中村210	平成23年4月1日	大洲市長 大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	3,443,800	3,443,800	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 大洲市中村210	平成23年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	1,500,000	1,500,000	100.0%	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者が一つのため	①ニ(ニ)	
平成23年度 借地(高知海岸出張所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,431,492	1,431,492	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
土地借料(波介川監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,038,580	3,038,580	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	

追録	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場 1-18-11	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	①ニ(ニ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	いの町長 高知県吾川郡いの町 1700-1	会計法第29条の3第4項	9,800,000	9,800,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	土佐市長 土佐市高岡町甲2017-1	会計法第29条の3第4項	6,200,000	6,200,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	日高村長 高知県高岡郡日高村 本郷61-1	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	香美市長 香美市土佐山田町宝 町1-2-21	会計法第29条の3第4項	2,100,000	2,100,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
水門等操作及び点検整備業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知河川国道事務所長 三戸 雅文 高知市六泉寺町96-7	平成23年4月1日	高知市長 高知市本町5-1-45	会計法第29条の3第4項	2,500,000	2,500,000	100.0%	-	河川法第99条に基づく、地方公共団体との委託契約	①イ(イ)	
土地借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中村河川国道事務所長 岡村 環 四万十市右山2033-14	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,211,520	1,211,520	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
土地及び建物の賃貸借(高知建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	3,600,000	3,600,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
土地及び建物の賃貸借(須崎建設監督官詰所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
土地賃借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	4,464,000	4,464,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	
土地賃借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,750,880	2,750,880	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①ロ	

土地賃借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,847,352	1,847,352	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長 近藤 秀樹 宿毛市平田町戸内1692-1	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	2,036,124	2,036,124	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
庁舎敷地借上料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長 近藤 秀樹	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,928,592	1,928,592	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長 大澤 敏之	平成23年4月1日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成23年4月1日	財団法人建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	(財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する各種情報を網羅して有する唯一の法人である。	①イ(イ)	
宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	平成23年4月1日	財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	1,428,500	1,428,410	100.0%	-	すべての免許行政が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理、運営を委託する管理運営機関に特定している。	①イ(ニ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	佐賀市栄町1番1号 佐賀市長	会計法第29条の3第4項	-	3,822,940	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	神崎市神崎町神崎410番地 神崎市長	会計法第29条の3第4項	-	6,113,517	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	佐賀市城内一丁目1-15 佐賀県知事	会計法第29条の3第4項	-	1,543,959	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	大川市大字酒見256番地1 大川市長	会計法第29条の3第4項	-	2,963,852	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町長	会計法第29条の3第4項	-	2,467,606	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局筑後川河川事務所長 久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	久留米市城南町15-3 久留米市長	会計法第29条の3第4項	-	14,036,619	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	

水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	鳥栖市宿町1118 鳥栖市長	会計法第29条の3第4項	-	2,157,953	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	うきは市吉井町新治316 うきは市長	会計法第29条の3第4項	-	2,265,469	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	朝倉市菩提寺412-2 朝倉市長	会計法第29条の3第4項	-	1,853,675	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	日田市田島2-6-1 日田市長	会計法第29条の3第4項	-	6,138,130	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	柳川市本町87-1 柳川市長	会計法第29条の3第4項	-	2,734,520	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	みやま市瀬高町小川5 みやま市長	会計法第29条の3第4項	-	5,086,026	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年5月19日	うきは市吉井町新治316 うきは市長	会計法第29条の3第4項	-	3,762,150	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月20日	朝倉市菩提寺412-2 朝倉市長	会計法第29条の3第4項	-	13,048,350	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年5月18日	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町長	会計法第29条の3第4項	-	10,784,550	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
電力料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-1-82 九州電力㈱	会計法第29条の3第4項	-	8,100,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	福岡市中央区渡邊通2-6-1 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	会計法第29条の3第4項	-	2,240,959	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	東京都港区東新橋1-9-1 ソフトバンクモバイル㈱	会計法第29条の3第4項	-	1,539,464	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局筑後川河川事務所長久留米市高野1-2-1	平成23年4月1日	大阪市中央区馬場町3-15 西日本電信電話㈱	会計法第29条の3第4項	-	5,655,205	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

水閘門等操作管理委託(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	飯塚市福岡県飯塚市新立岩5-5	会計法第29条の3第4項	-	5,755,791	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託(その2)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	飯塚市福岡県飯塚市新立岩5-5	会計法第29条の3第4項	-	2,425,113	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	嘉麻市福岡県嘉麻市上臼井464-1	会計法第29条の3第4項	-	8,426,354	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	田川市福岡県田川市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	-	10,077,431	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	添田町福岡県田川郡添田町大字添田2151	会計法第29条の3第4項	-	6,781,224	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	大任町福岡県田川郡大任町大行事3067	会計法第29条の3第4項	-	2,449,062	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	糸田町福岡県田川郡糸田町2404	会計法第29条の3第4項	-	1,949,941	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	福智町福岡県田川郡福智町金田937-2	会計法第29条の3第4項	-	7,638,825	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	直方市福岡県直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項	-	6,245,451	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	小竹町福岡県鞍手郡小竹町勝野3349	会計法第29条の3第4項	-	1,851,072	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	宮若市福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	9,327,172	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	遠賀町福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513	会計法第29条の3第4項	-	2,702,348	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
水閘門等操作管理委託(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	芦屋町福岡県遠賀郡芦屋町幸町2-20	会計法第29条の3第4項	-	4,076,541	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	

水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	北九州市福岡県北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,985,834	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
花ノ木堰操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	中間市外2ヶ町山田川水利組合福岡県中間市大字中間1-2-31	会計法第29条の3第4項	-	3,758,822	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
岡森堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	直方市・北九州市岡森用水組合福岡県直方市殿町7-1	会計法第29条の3第4項	-	3,119,981	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
高柳堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	福智町福岡県田川郡福智町金田937-2	会計法第29条の3第4項	-	3,137,190	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
岩下堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	糸田町福岡県田川郡糸田町2404	会計法第29条の3第4項	-	3,157,826	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
糠堰操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	田川市福岡県田川市中央町1-1	会計法第29条の3第4項	-	3,375,245	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
宮若地区堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	宮若市福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	11,133,473	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
宮若地区河川パトロール委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	宮若市福岡県宮若市宮田29-1	会計法第29条の3第4項	-	2,298,109	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
嘉麻地区堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	嘉麻市福岡県嘉麻市上臼井464-1	会計法第29条の3第4項	-	2,788,747	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
電力料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	九州電力(株)福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	36,384,096	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料集中払	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社福岡県福岡市中央区渡辺通2-6-1	会計法第29条の3第4項	-	1,850,930	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長近藤 修直方市溝堀1-1-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)福岡支店福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項	-	9,858,808	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

平成23年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局福岡国道事務所長山本悟司福岡市東区名島3-24-10	平成23年4月1日	財団法人道路管理センター	会計法第29条の3第4項	7,099,050	7,099,050	-	-	本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務等的確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占用物件等の情報提供を受けるものである。①多種多様の公益占用物件が継続して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。②公益事業者の占用物件情報(管径・出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。③福岡市内の占用物件等のデータベース情報を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。よって、本業務は、「公共通達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、随意契約を行うものである。	①ニ(へ)
平成23年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長世利正美北九州小倉南区春ヶ丘10-10	平成23年4月1日	財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	5,212,200	5,212,200	-	-	行政目的を達成するために不可欠な占用物件に関するシステムデータベースの著作権を唯一所有する業者であるため。	①ロ
平成23年度西九州自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長児玉敏幸佐賀市新中町5-10	平成23年4月1日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	-	72,900,000	-	-	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた佐賀県知事のみが唯一の相手方であるため	①イ(イ)
雲仙復興事務所庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局雲仙復興事務所長田村圭司長崎県島原市南下川尻町7-4	平成23年4月1日	日成ビルド工業株式会社 金沢市金石北3-16-10	会計法第29条の3第4項	月額 3,547,002	月額 3,547,002	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ
追録(ぎょうせい)購入	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所喜安和秀熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1丁目18番11号	会計法第29条の3第4項	-	3,068,350	-	-	供給することが可能な業者が一である。	①ニ(ニ)
中島樋管外30件操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所喜安和秀熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本市長 熊本市手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項	-	4,948,902	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
中無田開門操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所喜安和秀熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本市長 熊本市手取本町1番1号	会計法第29条の3第4項	-	3,473,914	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)

直築樋門外22件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	宇土市長 熊本県宇土市浦田町5-1	会計法第29条の3第4項	-	3,776,976	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
大淵三号排水樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	嘉島町長 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地	会計法第29条の3第4項	-	1,312,951	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
小坂樋管外9件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	御船町長 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1	会計法第29条の3第4項	-	1,687,770	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
田口樋管外6件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	甲佐町長 熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4	会計法第29条の3第4項	-	1,277,199	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
平成23年度 白川新屋敷地先埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18番1号	会計法第29条の3第4項	-	99,126,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断するものであるため。	①イ(イ)	
加勢川・嘉島町管内河川敷地除草委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 高木 章次 熊本市西原1丁目12-1	平成23年5月23日	嘉島町長 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地	会計法第29条の3第4項	-	5,881,715	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
平成23年度 熊本河川国道事務所管内埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	-	161,928,000	-	-	本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及びその周辺地域の歴史、風土及び文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の相手方であるため。	①イ(イ)	

平成23年度 九州横断自動車道延岡線埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本県知事 熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	-	85,254,000	-	-	<p>本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。</p> <p>熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。</p> <p>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手と判断する。</p>	①イ(イ)	
平成23年度 熊本北バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	合志市長 合志市竹迫2140番地	会計法第29条の3第4項	-	7,981,000	-	-	<p>本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。</p> <p>合志市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。</p>	①イ(イ)	
平成23年度 植木バイパス埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本市長 熊本市手取本町1-1	会計法第29条の3第4項	-	27,454,185	-	-	<p>本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。</p> <p>熊本市は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。</p> <p>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本市が唯一の契約相手と判断する。</p>	①イ(イ)	
電気料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	111,316,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
上下水道料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	熊本市上下水道事業管理者 熊本市水前寺6-2-45	会計法第29条の3第4項	-	1,322,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

電話料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡支店 料金センタ 出納責任者 諫早郵便局 私書箱17号	会計法第29条の3第4項	-	4,382,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	エヌティティコムニケーションズ(株) 福岡県福岡市中央区 白金1-20-3	会計法第29条の3第4項	-	2,365,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料集中払い	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社 出納責任者 福岡市博多区住吉4-29-22	会計法第29条の3第4項	-	2,165,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	1,794,000	-	-	供給することが可能な業者が一の場合であるため	①ニ(ハ)	
風呂ノ前排水樋管外18件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	あさぎり町長 愛甲 一典 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地	会計法第29条の3第4項	-	2,729,879	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
柳辻排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	錦町長 森本 完一 熊本県球磨郡錦町大字一武1587	会計法第29条の3第4項	-	1,604,788	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
川村第四排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	相良村長 徳田 正臣 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	会計法第29条の3第4項	-	953,247	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
渡第二排水樋管外7件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	球磨村長 柳詰 恒雄 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	会計法第29条の3第4項	-	1,287,426	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
大柿排水樋管外16件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項	-	2,234,772	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
弥次排水樋管外38件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	八代市長 福島 和敏 熊本県八代市松江城町1-25	会計法第29条の3第4項	-	5,029,535	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
牛島第二排水樋管外6件操作委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	多良木町長 松本 照彦 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地	会計法第29条の3第4項	-	1,110,117	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	

平成23年度 芦北IC埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	熊本県知事 蒲島 郁夫 熊本県熊本水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	-	41,422,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
平成23年度 花岡木崎埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	芦北町長 竹崎 一成 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015	会計法第29条の3第4項	-	63,381,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
人吉地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年5月11日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項	-	5,208,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
球磨地区堤防等周辺美化(前期)委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年5月19日	球磨村長 柳詰 恒雄 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	会計法第29条の3第4項	-	2,866,500	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
電力料(本所庁舎除く)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 八代市塩屋町4番38号	会計法第29条の3第4項	-	4,102,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(八代出張所分)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 八代市塩屋町4番38号	会計法第29条の3第4項	-	3,777,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(人吉出張所分)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 人吉市五日町35番地	会計法第29条の3第4項	-	2,415,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料及び通信料(本所分)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	2,453,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
通信料(専用回線)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	2,206,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料集中払	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成23年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項	-	1,288,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
竜門ダム管理支所外浄化槽維持管理	分任支出負担行為担当官九州地方整備局菊池川河川事務所長 中島 修 熊本県山鹿市山鹿178番地	平成23年4月1日	(有)旭総合メンテナンス 熊本県菊池市野間口345番地	会計法第29条の3第4項	2,108,460	2,108,460	100.0%	-	浄化槽清掃の許可業者(菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例により区域指定)	①イ(イ)	

デジタル複合機・ファックス賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所 事務所長 奥田 秀樹 大分市西大道1丁目1番71号	平成23年4月1日	(株)ネットエース 大分市牧2丁目14番3号	会計法第29条の3第4項	192,780	192,780	100.0%	-	平成24年11月までのリースであるため	①口
小松排水機場外5件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	宮崎市 宮崎橋通西一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	-	2,852,488	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
田吉樋管外43件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	宮崎市 宮崎橋通西一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	-	7,878,003	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
岩知野樋管外23件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	国富町 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地	会計法第29条の3第4項	-	4,139,242	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
元町排水樋管外8件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	綾町 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地	会計法第29条の3第4項	-	1,708,131	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
宮田川水門外11件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	高鍋町 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437	会計法第29条の3第4項	-	2,265,568	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
樋渡樋管外50件操作管理委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年4月1日	都城市 宮崎県都城市姫城町6街区21号	会計法第29条の3第4項	-	9,314,865	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)
平成23年度一般国道10号都城道路平峰遺跡埋蔵文化財整理作業及び発掘調査報告書作成委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 事務所長 大脇 鉄也 宮崎市大工2丁目39番地	平成23年5月9日	宮崎県 宮崎市橋通東2丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	-	10,691,717	-	-	宮崎県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っていることから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、宮崎県が唯一の契約相手と判断するものである。	①イ(イ)
道の駅たるみず浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 事務所長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	(株)垂水衛生巡回社 鹿児島県垂水市田神2137	会計法第29条の3第4項	1,078,350	1,043,861	96.8%	-	垂水市を営業区域として鹿児島県から浄化槽保守点検業の許可をされ、また、垂水市から一般廃棄物処理業(し尿・汚泥)の許可をされている業者が他になし。	①イ(イ)
電力料(鹿屋出張所)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 事務所長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,290,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)
電力料(カノヤ140K36R外238件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 事務所長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	7,980,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(口)

電力料(タルミズ148K58L外206件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	10,350,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(高山出張所外85件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	3,580,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(事務所管理施設)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	2,900,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(フルエ141K06R外89件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,160,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料(赤野下第1樋管カメラ外72件)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項	-	1,790,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料(事務所専用料)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,140,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料(事務所65-2541外)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 長 國友 優 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	1,480,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
薩摩川内市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川内川河川事務所 長 久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	薩摩川内市長 薩摩川内市神田町3番22号	会計法第29条の3第4項	-	12,883,500	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
さつま町水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川内川河川事務所 長 久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	さつま町長 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2	会計法第29条の3第4項	-	1,770,300	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
伊佐市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川内川河川事務所 長 久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	伊佐市長 伊佐市大口里1888番地	会計法第29条の3第4項	-	7,687,050	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
湧水町水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川内川河川事務所 長 久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	湧水町長 始良郡湧水町木場22	会計法第29条の3第4項	-	8,581,650	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	

えびの市水閘門等操作管理委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	えびの市長 えびの市大字栗下12 92番地	会計法第29条の3第4項	-	8,625,750	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
薩摩川内市ジョイフル川内川委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年6月17日	薩摩川内市長 薩摩川内市神田町3番 22号	会計法第29条の3第4項	-	619,500	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
さつま町ジョイフル川内川委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年6月17日	さつま町長 薩摩郡さつま町宮之城 屋地1565番地2	会計法第29条の3第4項	-	1,669,500	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
伊佐市ジョイフル川内川委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年6月17日	伊佐市長 伊佐市大口里1888番 地	会計法第29条の3第4項	-	2,278,500	-	-	河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	
電力料 本所外3件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 名古屋市中区新栄町2 -10	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料 (川内出張所)高江地震観測所外28件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡市博多区 博多駅 中央街 博多郵便局 私書箱112号	会計法第29条の3第4項	-	2,300,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料 (川内出張所)天大橋 臨時分 外17件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 福岡市博多区 博多駅 中央街 博多郵便局 私書箱112号	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料 (宮之城出張所)宮之城出張所 外10件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 薩摩川内市西向田町6 -26	会計法第29条の3第4項	-	1,400,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料 (菱刈出張所)下手CCTV設備外 83件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 霧島市国分野口東1番 50号	会計法第29条の3第4項	-	1,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電力料 京町出張所外66件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	九州電力(株) 都城市姫城町33街区 5号	会計法第29条の3第4項	-	2,900,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
通信料 本所外8件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	-	2,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

電話料 本所(川内川河川事務所)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	-	1,100,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話料及び通信料 川内出張所外13件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年4月1日	西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
南九州西回り自動車道埋蔵文化財発掘調査・整理・報告書作成委託業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島国道事務所高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成23年4月1日	鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	-	260,307,940	-	-	文化財保護法により、鹿児島県知事が唯一の契約相手方となるため。	①イ(イ)	
鹿児島国道事務所出張所等 電力料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島国道事務所高木 章次 鹿児島市浜町2-5	平成23年4月1日	九州電力(株) 鹿児島市与次郎1-12-20	会計法第29条の3第4項	-	52,000,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
鶴田ダム周辺施設管理作業	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鶴田ダム管理所長酒井俊次 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2	平成23年4月1日	さつま町長 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	-	河川法第99条に基づき市町村へ委託するものであり、契約の相手方が一に定められていることから。	①イ(ニ)	
水道料(上水道)	分任負担行為担当官九州地方整備局 国営海の中海浜公園事務所長 田畑正敏 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25	平成23年4月1日	福岡市水道事業管理者 福岡市博多区博多駅前1-28-15	会計法第29条の3第4項	-	26,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
水道料(下水道)	分任負担行為担当官九州地方整備局 国営海の中海浜公園事務所長 田畑正敏 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25	平成23年4月1日	福岡市下水道事業企業出納員 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	-	16,500,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
電話専用料	分任負担行為担当官九州地方整備局 国営海の中海浜公園事務所長 田畑正敏 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25	平成23年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	-	1,789,200	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
平成22年度国営吉野ヶ里歴史公園区域内文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869	平成23年4月1日	佐賀県知事 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	会計法第29条の3第4項	-	13,000,000	-	-	本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。佐賀県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整理その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、佐賀県が唯一の契約相手と判断するため。	①イ(イ)	
上・下水道料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869	平成23年4月1日	佐賀東部水道企業団 佐賀市兵庫町大字西洲1960-4	会計法第29条の3第4項	-	3,300,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	
通信料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本営繕事務所長 益田 恵吾 熊本春日2丁目10-1	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 熊本市桜町3番1号	会計法第29条の3第4項	-	1,108,800	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの	①ニ(ロ)	

営繕積算システムRIBCの賃貸借	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,141,560	1,141,560	100.0%	-	本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指令都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発したものであり、同研究所がシステムの賃貸借及びサポートに係る業務履行できる唯一の者である。	①二(へ)	
北海道新聞外4点購入	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(有)北海道新聞中田専売所 北海道札幌市東区北十一条東3丁目	会計法第29条の3第4項	2,714,052	2,714,052	100.0%	-	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①二(二)	
建設行政新聞購入	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市白石区平和通4丁目北3番12号	会計法第29条の3第4項	1,738,800	1,738,800	100.0%	-	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①二(二)	
北海道通信購入	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北五条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	-	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①二(二)	
宅地建物取引業免許システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号 第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項	1,428,410	1,428,410	100.0%	-	本業務は、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政の強い監視下に置かれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する人員が確保できる相手と契約しなければならない。また、すべての免許行政が同一のシステムを活用することがあることから、システムの管理・運営については、国土交通省と都道府県との間での取り決めにより管理運営機関として特定しているため。	①二(へ)	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び同技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している法人は他にはないため。	①二(へ)	
道路交通管理室借上げ賃貸料外一式	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝3-33-1	会計法第29条の3第4項	24,953,844	24,953,844	100.0%	-	道路交通管理室業務を行うための条件に合致する賃貸物件としては、当該物件しかなく、また、移転に要する費用や条件に見合う場所がないことから、本建物の所有者である中央三井信託銀行(株)以外これを満たすことができる者は認められないため。	①口	

地震、津波、火山及び気象情報等提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	一般(財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 55階	会計法第29条の3第4項	1,027,530	995,400	96.8%	—	本業務は、気象庁が発表した情報を、防災用携帯電話へのメール配信による情報伝達(提供)を行うものであり、迅速な情報収集、災害応急対策に活用するためのものである。 現在、地震・津波・火山及び気象情報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報を防災用携帯電話へのメール配信により情報伝達を行うことができるのは、一般(財)日本気象協会のみであるため。	①ニ(へ)	
平成23年度北海道開発局例規集データベース更新外業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	第一法規(株) 東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	9,765,000	9,765,000	100.0%	—	著作者に自然発生する著作者人格権(同一性の保持権)を有する唯一の相手方であるため。	①ニ(へ)	
「インターネット行政情報サービス」(i JA MP)提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,410,000	100.0%	—	北海道開発行政に反映するために、官公庁の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース等の情報の提供を受ける必要があり、「i JA MP」は上記情報のほか、平成8年以降のデータベースを有している。 これらの情報をインターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため。	①ニ(へ)	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	(財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	会計法第29条の3第4項	73,866,000	73,866,000	100.0%	—	警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し正確・詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを閣議報告された機関であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有し、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の相手方であるため。	①イ(イ)	
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,830,000	4,830,000	100.0%	—	(独)国立印刷局が唯一の官報発行機関のため。	①ハ	
デジタル道路地図更新業務	支出負担行為担当官 北海道開発局長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年6月14日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 ヒューリック平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項	13,503,000	12,600,000	93.3%	—	本業務の遂行にあたっては、最新のデータベースとの整合性、統一性を図るため、デジタル道路地図データベース仕様に基づき、デジタル道路地図データベースの更新が必要である。 同法人は、上記仕様の著作権を有しており、著作者人格権及び著作権の行使について意思表示していることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の法人であるため。	①ニ(へ)	
官報公告等掲載契約	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,805,280	3,805,280	100.0%	—	独立行政法人国立印刷局が唯一の官報発行機関であるため。	①ハ	

登記情報提供業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	(財)民事法務協会 東京都千代田区神田 淡路町2-8-5 第二 萬代家ビル	会計法第29条の3第4項	1,260,735	1,260,735	100.0%	-		①ニ(ヘ)	
Web建設物価の利用	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	(財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋 大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	2,222,640	2,222,640	100.0%	-	(財)建設物価調査会がWeb建設物価を提供している唯一の機関であるため。	①ニ(ヘ)	
共同収容設備賃貸借契約(岩見沢河川事務所)	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3 -19-2	会計法第29条の3第4項	1,694,700	1,694,700	100.0%	-	過年度において複数年度の賃借期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	①ロ	
樺戸(二期)地区 徳富ダム仮設備管理委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条 西19丁目	平成23年4月1日	西空知広域水道企業 団 北海道樺戸郡新十津 川町字大和232番地2 0	会計法第29条の3第4項	6,409,297	6,409,297	100.0%	-	西空知広域水道企業団は、兩竜町、新十津川町及び浦臼町にわたる既設上水道を運営管理しており、仮に漏水事故が生じた場合であっても、事故想定地域において仮設漏水処理との一体的な維持管理体制を執り、迅速に漏水処理ができる唯一の団体であるため。	①イ(ニ)	
定期刊行物「積算資料」外5点購入	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5- 13-16	会計法第29条の3第4項	1,632,680	1,632,680	100.0%	-	(財)経済調査会との年間契約により、割引価格が適用されるため。	①ニ(ニ)	
定期刊行物「北海道通信日刊建設版」購入	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	5,670,000	5,670,000	100.0%	-	供給元が(株)北海道通信社に限られるため。	①ニ(ニ)	
石狩川改修工事の内 対雁築堤工事に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	(財)北海道埋蔵文化 財センター 北海道江別市西野幌6 85-1	会計法第29条の3第4項	112,461,300	112,461,300	100.0%	-	北海道教育委員会から、当該工事に伴う発掘調査については、(財)北海道埋蔵文化財センターが受託する旨の通知があったため。	①イ(イ)	
芦別取水ダム等の管理業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	電源開発(株) 東京都中央区銀座6- 15-1	会計法第29条の3第4項	66,507,000	66,507,000	100.0%	-	「桂沢ダムの管理に関する協定書」第5条第2項の規定により、当該共同施設の管理については、電源開発(株)が行うこととなっているため。	①イ(イ)	
平成23年度 道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部札幌 道路事務所 倉内 公嘉	平成23年4月1日	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河 町1-2-10 平河町 第一生命ビル3階	会計法第29条の3第4項	8,025,150	6,661,200	83.0%	-	当該情報の提供を行っているのは、財団法人道路管理センターのみであるため。	①ニ(ヘ)	
日本放送協会放送受信料	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2- 2-1	会計法第29条の3第4項	1,663,775	1,663,775	100.0%	-	放送法第64条の規定により締結した受信契約に基づく受信料であるため。	①イ(イ)	

由仁地区 換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年4月7日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	63,998,500	63,998,500	100.0%	—	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条の2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	
調査系災害対策用機械操作訓練	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年4月13日	環境開発工業(株) 北海道札幌市東区東雁来三条1-2-10	会計法第29条の3第4項	5,008,500	4,960,500	99.0%	—	「北海道開発局札幌開発建設部災害対策用機械に関する協定」に基づき、災害対策用機械等の運転操作のための訓練等に参加することを義務付け、災害発生時に迅速に対応できる体制を整えておくこととしているため。	二	
滝里ダム防災施設維持等委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月18日	芦別市 北海道芦別市北1条東1丁目3	会計法第29条の3第4項	15,701,000	15,701,000	100.0%	—	「滝里ダム資料館等維持管理委託協定書」第4条の規定により、当該施設の管理については、芦別市が行うこととなっているため。	①イ(ニ)	
妹背牛地区 換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年4月26日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	6,995,800	6,995,800	100.0%	—	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条の2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	
岩見沢市北村地区地域再編計画調査業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年4月27日	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1-1	会計法第29条の3第4項	3,770,000	3,770,000	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ヘ)	
美唄地区 換地計画等調査委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年6月1日	美唄市 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	4,998,391	4,998,391	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ヘ)	
雨竜暑寒地区 換地計画等調査委託業務	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年6月1日	雨竜町 北海道雨竜郡雨竜町字フソウリウ104番地	会計法第29条の3第4項	5,074,097	5,074,097	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ヘ)	
異常土砂流出時に立入が困難な区域における迅速な緊急調査・危険度評価に関する調査研究	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条	平成23年6月21日	国立大学法人北海道 大学大学院農学研究院 北海道札幌市北区北9条西9丁目	会計法第29条の3第4項	2,100,000	2,100,000	100.0%	—	国土交通省が実施した「平成23年度河川技術研究開発公募(地域課題分野)」に基づく共同研究として実施するため。	二	
定期刊行物(北海道通信日刊建設版)単価契約	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村 邦久 函館市大川町1番27	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	
函館新外環状道路(空港道路)工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村 邦久 函館市大川町1番27	平成23年4月1日	函館市 北海道函館市東雲町4番13号 特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団 北海道函館市臼尻町603番1号	会計法第29条の3第4項	25,576,000	25,576,000	100.0%	—	文化財保護法第94条に基づき北海道教育委員会から通知を受けた機関と契約するため。	①イ(イ)	

高規格幹線道路函館江差自動車道札苅5遺跡外工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村邦久 函館市大川町1番27	平成23年4月1日	(財)北海道埋蔵文化財センター 北海道江別市西野幌685番地1	会計法第29条の3第4項	458,752,350	458,752,350	100.0%	—	文化財保護法第94条に基づき北海道教育委員会から通知を受けた機関と契約するため。	①イ(イ)	
兜野排水機場・北檜山排水機場操作委託業務	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村邦久 函館市大川町1番27	平成23年4月1日	せたな町 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1	会計法第29条の3第4項	3,292,174	3,292,174	100.0%	—	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	①イ(イ)	
函館開発建設部 江差道路事務所 吉田橋仮橋リース	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村邦久 函館市大川町1番27	平成23年4月1日	北友興業(株) 北海道旭川市曙一条6-1-7	会計法第29条の3第4項	6,748,350	6,634,284	98.3%	—	仮橋は平成25年度の架け替え終了まで設置予定である。当該仮橋の所有者である北友興業株式会社と賃貸借契約を行うものである。	③ロ	
高規格幹線道路函館江差自動車道茂辺地4遺跡工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 函館開発建設部 木村邦久 函館市大川町1番27	平成23年5月20日	北斗市 北海道北斗市中央1丁目3番10号 特定非営利活動法人函館市埋蔵文化財事業団 北海道函館市日原町603番1号	会計法第29条の3第4項	71,300,000	71,300,000	100.0%	—	文化財保護法第94条に基づき北海道教育委員会から通知を受けた機関と契約するため。	①イ(イ)	
定期刊物物 北海道通信日刊建設版購入	分人角地 泰英 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	
真狩地区換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 小樽開発建設部 山口 登美男 小樽市潮見台1丁目	平成23年4月21日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	41,791,750	41,791,750	100.0%	—	事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	①イ(イ)	
単価契約 北海道通信	分任支出負担行為担当官 旭川開発建設部 鎌田 照章 旭川市宮前通東415	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	
官報公告等掲載	分任支出負担行為担当官 旭川開発建設部 鎌田 照章 旭川市宮前通東415	平成23年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	1,519,735	1,519,735	100.0%	—	独立行政法人国立印刷局が唯一の官報発行機関のため。	①ハ	
上士別地区 換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 旭川開発建設部 鎌田 照章 旭川市宮前通東415 5番31	平成23年4月22日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,664,450	2,664,450	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の2において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	①イ(イ)	

富良野盆地地区 換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 旭川開発建設部 鎌田 照章 旭川市宮前通東415 5番31	平成23年4月22日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	19,670,000	19,670,000	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととされているが、土地改良法施行令第51条の2において、同条における土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約することとされているため。	①イ(イ)	
天塩川水系の洪水調節による経済・社会的影響調査委託業務	分任支出負担行為担当官 旭川開発建設部 鎌田 照章 旭川市宮前通東415 5番31	平成23年6月20日	下川町長 北海道上川郡下川町 幸町63番地	会計法第29条の3第4項	5,082,000	5,082,000	100.0%	—	天塩川流域の治水対策については、平成19年10月に「天塩川河川整備計画」が策定され、戦後最大規模の洪水流量により想定される被害を軽減を図ることを目的とし、河川の改修と洪水調節による整備を行うこととしている。一方、名寄川の上流域に位置する下川町は地球温暖化問題に対し、政府の施策である「低炭素社会への転換」に関連する取り組みを進め、平成20年7月22日に「環境モデル都市」に選定されるとともに、下川町の「第5期総合計画」を平成23年3月に策定し、「森と大地と人が輝くまち・しもかわ」を将来像として積極的にまちづくりを進めているところである。本業務は、天塩川の治水対策を進める上で、名寄川上流の洪水調節方策を検討するにあたり、下川町が進める地球温暖化対策や地域振興に与える影響について情報を収集するものである。本業務の遂行にあたっては、下川町の「第5期総合計画」や「環境モデル都市」としての施策など、下川町の政策的な情報や下川町内の経済・産業の動向、自然環境の状況など、下川町に係る総合的な情報収集力が必要であるとともに、上記施策の推進に際して下川町が把握する関係住民や関係企業の意向やニーズなどの個人情報が必要である。また、中立的な立場からの整理・とりまとめを行うことが不可欠である。下川町は日常の行政を通じて、営利企業から独立した立場として、町内各界の有識者と人的ネットワークを有しており、以前より天塩川流域の治水対策に対する地元調整に携わり、天塩川治水対策の内容と経緯について熟知するとともに必要な情報を保有するなど、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有する唯一の機関であるため。	①二(ハ)	
放送受信料	分任支出負担行為担当官 室蘭開発建設部 坂田 尚樹 室蘭市入江町1-14	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,106,215	1,106,215	100.0%	—	日本放送協会放送受信規約第1条により契約締結しているものであり、この契約を締結できるのが日本放送協会しかないため。	①イ(イ)	
定期刊行物 北海道通信日刊建設版	分任支出負担行為担当官 室蘭開発建設部 坂田 尚樹 室蘭市入江町1-14	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入であるため。	①二(ニ)	
二風谷ダム防災施設管理委託業務	分任支出負担行為担当官 室蘭開発建設部 坂田 尚樹 室蘭市入江町1-14	平成23年4月1日	平取町 北海道沙流郡平取町 本町28番地	会計法第29条の3第4項	3,995,160	3,995,160	100.0%	—	「二風谷ダム記念館」の維持管理を適切に行うため、平取町と管理運営に関し、委託協定書を取り交わしているものであり、「地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため。	①イ(ニ)	

沙流川総合開発事業の内平取ダム地域文化調査業務	分任支出負担行為担当官 室蘭開発建設部 高橋 総一 室蘭市入江町1-14	平成23年4月15日	平取町 北海道沙流郡平取町 本町28番地	会計法第29条の3第4項	27,170,000	27,170,000	100.0%	—	本業務は、平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響を考慮し、その保全対策の施策等の検討のため必要な調査を行うものであり、地方自治体の平取町は、恒常的に関係地域住民の生活と深く関わり、地域文化にも精通しており、業務処理能力を有する唯一の機関であるため。	①ニ(へ)	
北海道通信・日刊建設版購入	分任支出負担行為担当官 釧路開発建設部 本田 幸一 釧路市幸町10丁目3	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	
帯広開発建設部外北海道通信日刊建設版購入(単価契約)	分任支出負担行為担当官 帯広開発建設部 大内 幸則 帯広市西4条南8丁	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	
平成23年度放送受信料	分任支出負担行為担当官 帯広開発建設部 大内 幸則 帯広市西4条南8丁	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,196,985	1,196,985	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの。	①イ(イ)	
対策本部車外運転操作訓練	分任支出負担行為担当官 帯広開発建設部 大内 幸則 帯広市西4条南8丁	平成23年4月6日	日通機工(株) 北海道札幌市東区北3 0条東1-1-40	会計法第29条の3第4項	3,772,216	3,669,872	97.3%	—	協定に基づき協定締結先である当業者に訓練を実施するものである。費用については、協定により帯広開発建設部が費用負担することとなっているため随意契約を結ぶもの。	ニ	
中鹿追地区 換地計画委託業務	分任支出負担行為担当官 帯広開発建設部 大内 幸則 帯広市西4条南8丁	平成23年6月3日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,927,000	4,927,000	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの。	①イ(イ)	
小清水歩道ヒーティング源泉管理	分任支出負担行為担当官 網走開発建設部 板倉 純 網走市新町2丁目6 番1号	平成23年4月1日	小清水町長 北海道斜里郡小清水 町字小清水217番地	会計法第29条の3第4項	1,141,000	1,141,000	100.0%	—	「小清水町歩道ヒーティング」に利用する温泉湯の供給を受けるため、源泉管理を実施している小清水町と協定に基づき、契約の相手方を明確に特定しているため、公募手続きへ移行することは困難である。	①イ(ニ)	
北海道通信日刊建設版(日刊)購入(単価契約)	分任支出負担行為担当官 網走開発建設部 板倉 純 網走市新町2丁目6	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入に該当するため。	①ニ(ニ)	
定期刊行物 北海道通信日刊建設版	分任支出負担行為担当官 留萌開発建設部 吉井 厚志 留萌市寿町1丁目68	平成23年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,268,000	2,268,000	100.0%	—	再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元からの購入のため。	①ニ(ニ)	

一般国道232号 初山別村 豊漁改良 工事車道仮橋及び歩道仮橋賃料	分任支出負担行為担 当官 留萌開発建設部 吉井 厚志 留萌市寿町1丁目68	平成23年4月1日	ヒロセ(株) 大阪府大阪市西区南 堀江1-12-19	会計法第29条の3第4項	3,213,000	3,150,000	98.0%	-	本件は平成22年度施工の一般 国道232号豊漁橋改築事業にお ける一般国道232号初山別村豊 漁改良工事の中で、請負者が賃 借を行っていた仮設物(車道仮 橋及び歩道仮橋)について、工事 終了後に当局において賃借を 行ってきているものを、平成23年 度の工事開始まで引き続き賃借 を行うものである。本工事は、 河川管理者北海道が施行する初 山別川改修工事により必要が生 じた豊漁橋架替工事を北海道開 発局が施行するものであり、車道 仮橋及び歩道仮橋は新設橋梁が 完成するまでは現在位置に引き 続き存置させておく必要がある。 車道仮橋及び歩道仮橋の位置に ついては、河川協議により設置位 置が決まっており、場所が限定さ れることから、既に設置済みの当 該施設に特定されるものである。 本車道仮橋及び歩道仮橋は、工 事請負者が工事期間中に所有者 である当該事業者より借受したも のであるため、当該事業者を随意 契約の相手方に選定するもので ある。	③口	
東雲排水機場操作委託	分任支出負担行為担 当官 留萌開発建設部 吉井 厚志 留萌市寿町1丁目68	平成23年4月1日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁 目11番地	会計法第29条の3第4項	2,150,756	2,150,756	100.00%	-	河川法第99条の規定により、河川 管理施設の維持又は操作その他 これに類する河川の管理に属す る事項の委託先が関係地方公共 団体に限られているため。	①イ(イ)	
高砂排水機場操作委託	分任支出負担行為担 当官 留萌開発建設部 吉井 厚志 留萌市寿町1丁目68	平成23年4月1日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁 目11番地	会計法第29条の3第4項	2,374,437	2,374,437	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川 管理施設の維持又は操作その他 これに類する河川の管理に属す る事項の委託先が関係地方公共 団体に限られているため。	①イ(イ)	
行政情報提供業務	分任支出負担行為担 当官 留萌開発建設部 吉井 厚志 留萌市寿町1丁目68	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	1,638,000	1,638,000	100.0%	-	業務を遂行するために不可欠な特定の情報 について当該情報を提供することが唯一可 能な者から提供を受ける業務に該当するも のであるため。	①ニ(ヘ)	
JDream特約サービス提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年4月1日	(独)科学技術振興機 構 東京都千代田区4 番町5-3	会計法第29条の3第4項	1,543,500	1,543,500	100.0%	-	業務を遂行するために不可欠な特定の情報 について当該情報を提供することが唯一可 能な者から提供を受ける業務に該当するも のであるため。	①ニ(ヘ)	
定期刊行物の購読(サイバース・サイエ ンス・ダイレクトの利用)	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年4月1日	エルゼビア・ビー・ブイ サイエンス・アンド・テク ノロジー オランダ王国アムステ ルダム市ラーダーヴェ ヒ29	会計法第29条の3第4項	14,414,675	14,414,675	100.0%	-	出版物の著作権など排他的権利を有し、当 該サービスを提供できる唯一の者であり、契 約の性質又は目的が競争を許さないもので あるため。	①ニ(ヘ)	
新聞購読料(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年4月1日	(有)ニュースセンターつ くば 茨城県つくば市花畑3 -22-8	会計法第29条の3第4項	1,875,840	1,875,840	100.0%	-	当該供給品は、再販売価格が維持されてい る物品であり、また当所所在地域において、 当該物品を供給する唯一の者であるため。	①ニ(ニ)	

日刊業界紙公示掲載業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年6月13日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2 -2-10	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,410,000	100.0%	-	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定・特定期間について(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省官建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定手続について(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、①業務名、業務内容及び履行期限②担当部局③説明書の交付期間、場所及び方法④参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、①日刊建設工業新聞②日刊建設通信新聞③日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①イ(イ)	
日刊業界紙公示掲載業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年6月13日	(株)日刊建設通信新聞社 東京都千代田区神田 錦町3-13-7	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,410,000	100.0%	-	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定・特定期間について(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省官建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定手続について(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、①業務名、業務内容及び履行期限②担当部局③説明書の交付期間、場所及び方法④参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、①日刊建設工業新聞②日刊建設通信新聞③日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①イ(イ)	
日刊業界紙公示掲載業務(単価契約)	支出負担行為担当官 国土技術政策 総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市	平成23年6月13日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1- 48-9	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,410,000	100.0%	-	本業務の実施にあたっては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定・特定期間について(平成8年9月26日建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省官建発第92号)」及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタンタ等の選定手続について(平成8年9月26日建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)」において、①業務名、業務内容及び履行期限②担当部局③説明書の交付期間、場所及び方法④参加表明書の受領期限を日刊業界紙に掲載する規定があり、さらに、当該日刊業界紙は、①日刊建設工業新聞②日刊建設通信新聞③日刊建設産業新聞とする規定があり、それらの規定に基づいて実施するものである。	①イ(イ)	
郵便料	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本 博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	郵便事業(株) 茨城県つくば市吾妻1 -32-1	会計法第29条の3第4項	-	9,055,000	-	-	長期継続契約による	①二(ハ)	契約金額は年間見込額を計上

ガス料	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市研究学 園D35街区5	会計法第29条の3第4項	-	5,386,000	-	-	長期継続契約による	①ニ(ロ)	契約金額は年間見込額を計上
上下水道料	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	つくば市 茨城県つくば市苅間2 530-2	会計法第29条の3第4項	-	10,264,000	-	-	長期継続契約による	①ニ(ロ)	契約金額は年間見込額を計上
電話料	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 茨城県水戸市北見町8 -8	会計法第29条の3第4項	-	3,366,000	-	-	長期継続契約による	①ニ(ロ)	契約金額は年間見込額を計上
GPS連続観測システムソフトウェア(電子基準点管理制御ソフトウェア等)の保守	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	日立造船(株) 東京都品川区南大井6 丁目26番3号	会計法第29条の3第4項	40,421,205	39,900,000	100.0%	-	著作権人格権の同一性保持	①イ(イ)	
測量士・測量士補試験登録システムソフトウェア賃貸借	支出負担行為担当官 国土地理院長 岡本博 茨城県つくば市北郷 1番	平成23年4月1日	日本電気(株)茨城支 店 茨城県水戸市三の丸1 -1-25住友生命水 戸駅前ビル	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	-	著作権人格権の同一性保持	①イ(イ)	
「iJAMP」情報提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	25,200,000	25,200,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ヘ)	
共同ニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	一般(社)共同通信社 東京都港区東新橋1- 7-1	会計法第29条の3第4項	11,529,000	11,529,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ヘ)	
時事ゼネラルニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	-	当該業者一社のみでしか情報提供を受けられないため。	①ニ(ヘ)	
自動車検査登録印紙の製造	支出負担行為担当官 国土交通省自動車交 通局長 中田 徹 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2- 2-4	会計法第29条の3第4項	43,507,495	43,507,495	100.0%	-	(独)国立印刷局は、印紙その他公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことが法令上規定されている唯一の機関であるため。	①イ(イ)	
NACCS(港湾サブシステム)利用	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田 博 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年4月1日	輸出入・港湾関連情報 処理センター(株) 神奈川県川崎市幸区 堀川町580	会計法第29条の3第4項	-	118,448,696	-	-	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法第50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者であるため。	①イ(イ)	
朝日新聞10式他13点の購入	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	丸の内新聞事業協同 組合 東京都千代田区内幸 町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,816,103	2,816,103	100.0%	-	本件は再販売価格が維持されており、地域専売制により当該地域の供給者が一に限定されているため	①ニ(ニ)	

AV-DATA購読(オンライン購読)	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	インフォメーション・ハン ドリング・サービス・ ジャパン(株) 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8	会計法第29条の3第4項	2,721,600	2,667,000	98.0%	-	航空機検査業務を実施するために必要不可 欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から 受けるもののため。	①二(へ)	
官報公告掲載契約	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2- 4	会計法第29条の3第4項	7,488,180	7,488,180	100.0%	-	官報掲載は実施可能な者が一に限られ、他 の者では本件を実施することが不可のため。	①ハ	
成田国際空港管理棟建物賃貸借	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字 古込1-1	会計法第29条の3第4項	20,482,559	20,482,559	100.0%	-	航空情報センター庁舎用地として所有者から 借用するものであるから、相手方が特定され ているため。	①ロ	
平成23年度空調和需給契約	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字 古込1-1	会計法第29条の3第4項	6,892,082	6,892,082	100.0%	-	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限 られ、他の者では本件を実施することが不可 のため。	①二(ロ)	
賃貸借建物に係る管理費負担契約	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字 古込1-1	会計法第29条の3第4項	1,872,486	1,872,486	100.0%	-	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限 られ、他の者では本件を実施することが不可 のため。	①二(ロ)	
平成23年度冷温水受給	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月28日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空 港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,888,934	2,888,934	100.0%	-	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限 られ、他の者では本件を実施することが不可 のため。	①二(ロ)	
航空無線工事積算システム用積算資料 単価データ1式の購入	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 東京都千代田区霞ヶ 関2-1-3	平成23年4月20日	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5- 13-16	会計法第29条の3第4項	1,428,000	1,428,000	100.0%	-	航空無線工事積算システムを使用するた めに必要不可欠な特定の情報を唯一提供可 能な業者から受けるもののため。	①二(へ)	
塵芥等回収作業	分任支出負担行為担 当官 国土交通省福岡航空 交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多 字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	(有)博東産業 福岡市東区 松田3-10-37	会計法第29条の3第4項	1,886,164	1,886,164	100.0%	-	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は福 岡市が指定しており、左記相手方が福岡航 空交通管制部が所在する地区の唯一の業者 であるため。	①イ(ニ)	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担 当官 国土交通省福岡航空 交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多 字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により 非表示	会計法第29条の3第4項	948,000	948,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため	①ロ	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担 当官 国土交通省福岡航空 交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多 字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	(有)フォーシーズン 福岡市城南区 片江1-21-3	会計法第29条の3第4項	3,420,000	3,420,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続 する必要があるため	①ロ	

福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,916,000	2,916,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	2,916,000	2,916,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	(株)不動産情報センター 福岡市東区千早4-11-11	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	(有)サカイビル 福岡市東区三吉6-4-1	会計法第29条の3第4項	2,064,000	2,064,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	積和不動産九州(株) 福岡市博多区博多駅前3-25-21	会計法第29条の3第4項	11,967,600	11,967,600	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,536,000	4,536,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	6,600,000	6,600,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 国土交通省福岡航空交通管制部長 古川 義則 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	4,200,000	4,200,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	
平成23年度那覇航空交通管制部職員宿舍賃貸借(高良E住宅)	分任支出負担行為担当官 国土交通省那覇航空交通管制部長 穴戸文雄 沖縄県那覇市鏡水334	平成23年4月1日	個人情報保護法により非表示	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口	

平成23年度那覇航空交通管制部職員宿舍貸借(フェリスビエント住宅)	分任支出負担行為担当官 国土交通省那覇航空交通管制部長 尖戸文雄 沖縄県那覇市鏡水334	平成23年4月1日	(有)徳 沖縄県那覇市宇字栄原2-3-2	会計法第29条の3第4項	914,400	914,400	100.0%	-	職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため	①口
テレビ放送の同時再送信サービスの提供	分任支出負担行為担当官 国土交通省航空保安大学校長 高岡 信 大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11	平成23年4月1日	(株)ジェイコムウエスト りんくう局 大阪府泉佐野市りんくう往来南2-2	会計法第29条の3第4項	1,027,026	1,027,026	100.0%	-	共同視聴方式の提供に係る維持管理は左記業者が行い、立地企業等は当該費用を同社に支払う旨が、大阪府が定める「りんくうタウン電波障害対策要綱」において規定されているため。	①イ(ニ)
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 松本清次 横浜須賀市長瀬3-1-1	平成23年4月1日	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	-	本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾CALSシステムに監理技術者情報及び建設業許可情報等の企業情報をデータベース化し一元的に管理、提供している法人は、建設業法施行規則第17条の34により、監理技術者資格者証の交付を行う国土交通大臣の指定資格者証交付機関と定められた財団法人 建設業技術者センターを以て他ならない。	①ニ(へ)
東北地方整備局庁舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	(株)三菱地所プロパティマネジメント 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項	74,024,000	74,024,000	100.0%	-	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の賃しビルにより対処しなければならぬ。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、平成23年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行うものである。	①口
東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所庁舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	大和情報サービス(株) 東京都中央区上野7-14-4	会計法第29条の3第4項	16,110,000	16,110,000	100.0%	-	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の賃しビルにより対処しなければならぬ。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行うものである。	①口
多賀城宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	みずほ信託銀行(株) 東京都中央区八重洲1-2-1	会計法第29条の3第4項	2,800,000	2,800,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口
中野栄宿舎・みずほ宿舎・八乙女宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	愛宕産業(株) 仙台市青葉区国分町1-6-9	会計法第29条の3第4項	27,385,000	27,385,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口
八幡C宿舎・東田中宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	笠神不動産 多賀城市八幡三丁目4-38	会計法第29条の3第4項	10,080,000	10,080,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口
中田宿舎・西中田宿舎・河原町宿舎借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	松栄不動産(株) 仙台市宮城野区榴岡1-2-8	会計法第29条の3第4項	12,060,000	12,060,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口

弦巻宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	(株)ハウスメイトパートナーズ 仙台市宮城野区名掛丁128	会計法第29条の3第4項	3,840,000	3,840,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
青葉旭が丘宿舍・黒松宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	大和田不動産 仙台市泉区旭丘堤2丁目15-3	会計法第29条の3第4項	2,256,000	2,256,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
幸町宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,909,000	1,909,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
北山宿舍借上	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年4月1日	(有)コスモ不動産 仙台市青葉区昭和町3-44	会計法第29条の3第4項	2,455,000	2,455,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
港湾施設土地使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成23年4月1日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	7,601,000	7,601,000	100.0%	-	契約相手方が土地所有者であること、その上物として設置されている庁舎は当事務所所管の国有財産であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると懸念されるため	①口	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局秋田港湾事務所長 冨田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成23年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4-1	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
港湾施設用地使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局秋田港湾事務所長 冨田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成23年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4-1	会計法第29条の3第4項	1,508,000	1,508,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
行政財産目的外使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局秋田港湾事務所長 冨田 幸晴 秋田市土崎港西1-1-49	平成23年4月1日	秋田市長 秋田市山王1丁目1-1	会計法第29条の3第4項	2,931,000	2,931,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
酒田港ケーソンヤード用地外借上	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局酒田港湾事務所長 吉見 昌宏 酒田市光ヶ丘5-20-17	平成23年4月1日	山形県知事 山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
東京空港整備事務所分庁舎借上	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	55,955,592	55,955,592	100.0%	-	本件は、東京空港整備事務所分庁舎の借上を行うものである。借上物件は整備体制から羽田空港内に位置して、本庁舎との連絡に利便性がある場所であること、借上面積として適切な床面積を有していることが必須である。上記の条件をもとに分庁舎として適切な物件を調査したところ、空港施設(株)所有の当該物件以外に適切な物件は存在しない。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、空港施設(株)と随意契約するものである。	①口	

横浜港南本牧地区灯浮標等保守管理	支出負担行為担当 官 関東地方整備局副局 長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5 -57	平成23年4月1日	信幸建設(株)東日本支 社 横浜市鶴見区安善町1 -3	会計法第29条の3第4項	44,803,500	42,000,000	93.7%	-	本管理は、国及び横浜市が行う南本牧ふ頭建設工事の安全を確保するため、開運施設の保守管理及び工事作業に関する情報等を包括的に管理する体制を横浜市と共同事業として整え業務遂行するものである。信幸建設(株)東日本支社は、既に本管理を当局と共同で実施する横浜市と契約しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、信幸建設(株)東日本支社と随意契約するものである。	①イ(ニ)	
行財政情報サービス提供業務	支出負担行為担当 官 関東地方整備局副局 長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5 -57	平成23年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	2,394,000	2,394,000	100.0%	-	本業務は、インターネットを通じ行財政情報サービスを閲覧することにより、中央省庁や地方自治体の動向についての詳細な情報及び国内外の政治・経済・社会の最新ニュース及びデータの提供を受け、日常業務に活用するものである。本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはないため随意契約するものである。	①ニ(ハ)	
建物賃貸借料(中根宿舎)	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局鹿島 港湾・空港整備事務 所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生 2254	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,704,000	1,704,000	100.0%	-	当該賃貸借は、財務省からの宿舎設置計画で宿舎として承認を受けた物件以外は新たに認められないことから、従来より賃借している物件を継続して使用することが条件とされており、競争の余地がないため。	①ロ	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局鹿島 港湾・空港整備事務 所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生 2254	平成23年4月1日	茨城県鹿島港湾事務 所長 茨城県神栖市東深芝1 3	会計法第29条の3第5項	2,645,280	2,645,280	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①ロ	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局鹿島 港湾・空港整備事務 所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生 2254	平成23年4月25日	茨城県鹿島港湾事務 所長 茨城県神栖市東深芝1 3	会計法第29条の3第5項	4,663,120	4,663,120	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①ロ	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局鹿島 港湾・空港整備事務 所長 原田 達夫 茨城県鹿嶋市粟生 2254	平成23年6月28日	茨城県鹿島港湾事務 所長 茨城県神栖市東深芝1 3	会計法第29条の3第5項	7,530,600	7,530,600	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①ロ	
東京港直轄施工管理用カメラ設置に係る 屋上駐車場借上	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局東京 港湾事務所長 川上 泰司 東京都江東区新木場 1-6-25	平成23年4月1日	オリックス(株) 東京都港区浜松町2- 4-1	会計法第29条の3第4項	3,150,000	2,520,000	80.0%	-	本件は、平成18年度案件の「東京港直轄施工管理用カメラ設置」において設置した施工管理用カメラの用地として建物の一部を引き続き借り上げるものである。施工管理用カメラの運用においては、東京港臨海道路工期作業の現場を確認し、かつ、災害時における緊急物資輸送に対応した底口の耐震強化岸壁について把握することから、設置場所としては、一定の高さを有した建物屋上等の場所を使用する必要がある。上記の要件を満たす建物等について調査をした結果、当該場所を除き施工管理用カメラの設置場所として使用可能な場所が他に所在しないことが判明したことから、当該借上場所を施工管理用カメラの設置場所として引き続き使用するものである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、オリックス株式会社と随意契約するものである。	①ロ	

東京港湾業務艇棧橋使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局東京港湾事務所長 川上 泰司 東京都江東区新木場1-6-25	平成23年4月1日	新木場二丁目地区建設業協議会 東京都江東区新木場2-3-1	会計法第29条の3第4項	1,590,000	1,590,000	100.0%	-	本件は、当所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するための棧橋を借上げるものである。当該港湾業務艇を係船できる施設を採した結果、近隣においては新木場二丁目地区所有の棧橋以外に該当する施設がなかった。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約するものである。	①口	※契約金額欄に記載の金額は、使用予定数量に基づいて算出した額
普通資産貸付料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局東京港湾事務所長 川上 泰司 東京都江東区新木場1-6-25	平成23年5月31日	千葉県企業庁 千葉県美浜区中瀬1-3	会計法第29条の3第5項	14,241,960	14,241,960	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	
土地使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 守屋 正平 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成23年4月1日	横浜市長 横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第5項	7,849,920	7,849,920	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	
土地使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 守屋 正平 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成23年4月1日	横浜市長 横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第5項	7,022,400	7,022,400	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	
土地使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 守屋 正平 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成23年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第5項	41,915,400	41,915,400	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	
土地使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 守屋 正平 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成23年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第5項	28,403,842	28,403,842	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	
土地使用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長 守屋 正平 横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成23年4月1日	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-5	会計法第29条の3第4項	1,737,375	1,737,375	100.0%	-	当該用地は横浜港本牧地区において実施中の岸壁整備事業に使用する鋼構造物等の仮置きヤードとして借り上げるものである。東京湾周辺において、仮置きヤードとして使用できる土地を調査し、敷力所候補地をあげたが、仮置きする鋼板セルの直径(φ24.5m)に該当出来る土地は、東亜建設工業が所有する追浜ヤード以外なかったため、東亜建設工業株式会社を特定した。	①口	
東京湾口航路庁舎敷地借上げ	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局東京湾口航路事務所長 三上 豊 横須賀市新港町13番地	平成23年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第5項	1,317,528	1,317,528	100.0%	-	本件は東京湾口航路事務所庁舎の敷地として、横須賀市所有の当該土地を借り上げるものである。借上物件は横須賀新港に位置しており、東京湾口への利便性が良いこと、借上面積として適切な面積を有していることが必須である。上記の条件を勘案すると、横須賀市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから市町村より直接物件を借り入れるものとして、予決令第99条第16号により横須賀市と随意契約するものである。	①口	
港湾施設占用料	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局東京湾口航路事務所長 三上 豊 横須賀市新港町13番地	平成23年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第5項	2,437,770	2,437,770	100.0%	-	直轄工事施工に必要な土地の借上	①口	

横浜市所有ふ頭用地借上	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成23年4月1日	横浜市長 横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第5項	2,149,240	2,149,240	100.0%	-	東京湾内の海洋観測設備設置に必要な土地の借上	①口	
千葉県所有港湾施設用地借上	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成23年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第5項	1,880,620	1,880,620	100.0%	-	東京湾内の海洋観測設備設置に必要な土地の借上	①口	
千葉県所有普通財産(土地)借上	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所長 米山 治男 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成23年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第5項	935,890	935,890	100.0%	-	東京湾内の海洋観測設備設置に必要な土地の借上	①口	
家屋賃借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月1日	(有)ハイウェイガード 新潟県糸魚川市大字徳合357-5	会計法第29条の3第4項	1,144,000	1,144,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月1日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,722,890	1,722,890	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月1日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,181,460	1,181,460	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月1日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,415,925	1,415,925	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月1日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	868,559	868,559	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	

土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年4月7日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	1,578,497	1,578,497	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年6月27日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	7,259,715	7,259,715	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
建物賃貸借(新湊宿舍借上)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局伏木富山港湾事務所長 衛藤謙介 富山県富山市牛島新町11-3	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,392,000	1,392,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年4月1日	共和鉄工(株) 石川県七尾市寿町11-2	会計法第29条の3第4項	1,218,016	1,142,529	93.8%	-	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年4月1日	石川県土地開発公社 金沢市幸町12-1	会計法第29条の3第4項	5,848,470	5,848,470	100.0%	-	庁舎の土地及び作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年4月1日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	3,057,260	3,057,260	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年5月30日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	3,603,470	3,603,470	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地借上	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局敦賀港湾事務所長 二瓶章 福井県敦賀市松栄町2-43	平成23年4月1日	福井県 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	2,691,850	2,691,850	100.0%	-	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
平成23年度 本局・名古屋港湾事務所 庁舎用用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋港区築地町2番地	平成23年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋港区港区港町1-11	会計法第29条の3第4項	14,911,452	14,911,452	100.0%	-	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	

平成23年度 名古屋港事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋市港区港町1-11	会計法第29条の3第4項	5,365,836	5,365,836	100.0%	-	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成23年度 名古屋港湾空港技術調査事務所用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	9,872,922	9,872,922	100.0%	-	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成23年度 田子の浦港湾合同庁舎建物使用料及び土地使用料(田子の浦港駐車場)	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	名古屋税関 名古屋市港区入船2-3-12	会計法第29条の3第4項	927,466	927,466	100.0%	-	庁舎等の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
官報公告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	(予定金額) 3,432,450	(予定金額) 3,432,450	100.0%	-	官報公告を行なうことができるのは(独)国立印刷局のみであり、競争を許さないため。	①ハ	単価
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,114,980	1,114,980	100.0%	-	NHK放送の受信を行うことができるのは日本放送協会のみであり、競争を許さないため。	①イ(イ)	
「清龍丸」けい留関連施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局名古屋港湾事務所 渡邊和重 名古屋市港区築地町2番地	平成23年4月1日	(財)名古屋港埠頭公社 名古屋市港区空見町40番地	会計法第29条の3第4項	890,088	890,088	100.0%	-	清龍丸係留施設関連用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成23年度 港湾施設用地使用料(三河港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所長 平井洋次 豊橋市神野埠頭1番地1	平成23年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,815,000	4,815,000	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
平成23年度 港湾施設用地使用料(衣浦港事務所用地)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三河港湾事務所長 平井洋次 豊橋市神野埠頭1番地1	平成23年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,070,280	4,070,280	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
四日市港湾事務所資材置場外土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成23年4月1日	三交不動産(株) 津市丸之内9-18	会計法第29条の3第4項	1,992,000	1,992,000	100.0%	-	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	
津松阪港建設資材仮置用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成23年4月1日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	1,810,053	1,810,053	100.0%	-	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	

津松阪港建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成23年4月1日	(有)市川貸ビル 津市万町津1671	会計法第29条の3第4項	4,800,000	4,800,000	100.0%	-	庁舎用地(土地及び建物)の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①ロ	
庁舎等警備	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成23年4月1日	総合警備保障株式会社 神戸市中央区磯上通4丁目1番44号	会計法第29条の3第4項	2,282,700	2,167,200 (内、当事務所分は、1,103,357)	94.9%	-	当該庁舎は、平成20年度に一般競争契約によって同社の警備機械が既設されており、同機械の耐用年数(5年)の範囲内であることから、同社と契約すれば撤去もしくは新設の必要がない。また、耐用年数の途中で警備機械を交換すると、新たな費用が発生することから、引き続き同社と契約を締結した方が安価であるため。	③ロ	
建物賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年4月1日	弁天町駅前開発土地信託代表受託者(株)りそな銀行 不動産営業部 大阪市中央区備後町2-2-1	会計法第29条の3第4項	-	28,913,112	-	-	本件は、事務室及び書庫を借り入れるものである。必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため。	①イ(ニ)	
港湾事務所清掃等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂克人 豊中市堂池西町3丁目371番地	平成23年4月1日	関西明装(株) 吹田市江坂町1-23-101	会計法第29条の3第4項	1,197,000	1,182,300	98.8%	-	本件は、本事務所が賃借する事務室の専有部分の清掃等を行うものである。本件に関しては管理規則により、事務室の管理会社が指定する清掃業者に委託することが決められているため。	①イ(ニ)	
堺泉北港湾2区作業用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂克人 豊中市堂池西町3丁目371番地	平成23年4月1日	堺市長 堺市堺区南瓦町3-1	会計法第29条の3第4項	1,720,000	1,404,793	81.7%	-	本件は、堺2区整備事業において、作業用車両通行路を確保するために借入するものである。通行路を当該特定の用地に確保する必要があるため。	①イ(ニ)	
事務所用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 長池 伸治 和歌山市湊薬種畑の坪1334	平成23年4月1日	和歌山県知事 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,096,640	-	-	本件は、庁舎敷地を借り入れるものである。必要な条件を満たすのは当該物件しかなく、供給者が一に特定されるため。	①イ(ニ)	
官報公告等掲載料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	@735/行	-	-	当該業者一社のみが発行している印刷物であるため。	①ハ	単価契約
電力及び電灯料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 佐藤 徹 京都府舞鶴市下福井910	平成23年4月1日	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	①ニ(ロ)	
姫路港広畑地区泊地(-14m)浚渫工事の施工に伴い発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年5月23日	兵庫県中播磨県民局長 姫路市北条1-98	会計法第29条の3第4項	-	62,572,908	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	

和歌山下津港海岸(海南地区)船尾側津波防波堤(改良)築造工事(第1工区)の施工により発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年5月31日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2	会計法第29条の3第4項	-	@1,890/㎡	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	単価契約
姫路港須賀地区泊地(-12m)浚渫工事の施工に伴い発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年6月27日	兵庫県中播磨県民局長 姫路市北条1-98	会計法第29条の3第4項	-	48,159,820	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	
庁舎賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 細見 寛 広島市中区東白島町14-15	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社中国支店 広島市中区基町6番78号	会計法第29条の3第4項	75,290,316	74,587,512	99.1%	-	本賃貸借は、中国地方整備局本局の事務室及び会議室等として使用するために、平成13年1月6日よりエヌ・ティ・ティ都市開発(株)中国支店と賃貸借契約しているものであるが、平成24年度も引き続き使用する必要があるため。	①ロ	
庁舎清掃業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 細見 寛 広島市中区東白島町14-15	平成23年4月1日	テルウェル西日本(株) 中国支店 広島市中区小町5番30号	会計法第29条の3第4項	1,912,971	1,680,210	87.8%	-	中国地方整備局本局庁舎はNTT都市開発(株)からNTTクレド白島ビルの一室を借上しており、当該ビル共用スペースを除く各テナント内の清掃業務については、ビル管理上の事由により、借上契約の相手方であるNTT都市開発(株)の指定業者以外は行えない旨が定められているため。	①ロ	
庁舎賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 細見 寛 広島市中区東白島町14-15	平成23年4月1日	中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号	会計法第29条の3第4項	26,889,756	26,485,881	98.5%	-	本賃貸借は、広島港湾空港技術調査事務所の事務室及び会議室として、平成13年1月6日より使用しているものであるが、平成24年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため。	①ロ	
建物(事務室)賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 細見 寛 広島市中区東白島町14-15	平成23年4月1日	財団法人 玉野産業振興公社 岡山県玉野市築港1丁目1番3号	会計法第29条の3第4項	13,138,500	13,138,500	100.0%	-	本賃貸借は、宇野港湾事務所の事務室及び会議室として、平成13年6月25日より賃貸借契約しているものであるが、平成24年度も引き続き事務室等として使用するため。	①ロ	
土地賃貸借(境港事務所)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成23年4月1日	鳥取県 境港水産事務所 鳥取県鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	2,757,502	2,757,502	100.0%	-	本賃貸借は、中国地方整備局境港湾・空港整備事務所において使用する庁舎用地を賃貸借契約するものである。鳥取県が所有する物件は、昭和44年から借り上げており、平成24年度も引き続き使用するため。	①ロ	
浜田港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成23年4月1日	(株)三協商会 鳥取県米子市両三柳246	会計法第29条の3第4項	3,704,400	3,704,400	100.0%	-	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所浜田港事務所の事務室として使用するために、平成13年1月1日より(株)三協商会と賃貸借契約しているものであり、平成24年度も引き続き事務室等として使用するため。	①ロ	
海洋環境課用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 文 広島市南区宇品海岸10-28	平成23年4月1日	呉市長 呉市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	2,644,740	2,644,740	100.0%	-	本借入は、広島港湾・空港整備事務所海洋環境課の敷地として使用する為に、呉市行政財産の使用許可を得て借上しているものであるが、平成24年度も引き続き使用するため。	①ロ	
福山港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 奥谷 文 広島市南区宇品海岸10-28	平成23年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1丁目4番35号	会計法第29条の3第4項	7,308,000	4,785,852	65.5%	-	本賃貸借は、福山港出張所の事務室として使用するために平成17年度より住友生命保険相互会社と賃貸借契約しているものであるが、平成24年度も引き続き事務室として使用するため。	①ロ	

岩国港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当 中国地方整備局宇部 港湾事務所長 森 宣夫 宇部市大字妻崎開作 32-1	平成23年4月1日	広成建設(株) 広島市東区上大須賀 町1-1	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	-	本賃貸借は、宇部港湾事務所第二建設管理 官室として使用するために、平成17年4月1 日より広成建設株式会社と賃貸借契約をし ているものであるが、平成24年度も引き続き 事務室等として使用するため。	①口	
茜町住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 中国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サン ポート3番33号	平成23年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 香川県高松市紺屋町3 -6	会計法第29条の3第4項	957,900	957,900	100.0%	-	職員用宿舎として借りているものであり、引き 続き賃貸借することは外の同等の物件を新 たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等 が不要となり安価になるため随意契約を行う ものである。	①口	
フオール木太住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当 中国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サン ポート3番33号	平成23年4月1日	(株)穴吹コミュニティ不 動産事業本部 高松支 店 香川県高松市瓦町1- 3-12	会計法第29条の3第4項	804,000	804,000	100.0%	-	職員用宿舎として借りているものであり、引き 続き賃貸借することは外の同等の物件を新 たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等 が不要となり安価になるため随意契約を行う ものである。	①口	
住友生命高松ビル賃貸借	支出負担行為担当 中国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サン ポート3番33号	平成23年4月1日	住友生命保険(相) 大阪府大阪市中央区 城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	17,597,160	17,597,160	100.0%	-	中国地方整備局高松港湾空港技術調査事 務所の庁舎として使用するものである。当方 の希望する条件(敷地面積・執務室の面積・ 利便性)を満たす物件は当物件しかない。ま た、競争の都度、移転を行うことは移転準備 や費用等が必要となり、行政事務に支障をき たすため随意契約を行うものである。	①口	
事務所共益費	分任支出負担行為担 当 中国地方整備局高松 港湾空港技術調査事 務所長 横山 正 高松市番町1-6-1	平成23年4月1日	住友生命保険相互会 社 大阪市中央区城見1- 4-35	会計法第29条の3第4項	5,886,084	5,886,084	100.0%	-	本業務は、当事務所賃借に対応する、電気、 ガス、水道、保安警備その他維持管理に係 る業務を履行するものである。それらは、ビ ル賃貸借契約上の付帯条件となっているこ から、当ビルの貸主である住友生命保険相 互会社と会計法第29条の3第4項に基づき 随意契約するものである。	①口	
アーバン茜住宅1戸賃貸借	分任支出負担行為担 当 中国地方整備局高松 港湾空港技術調査事 務所長 横山 正 高松市番町1-6-1	平成23年4月1日	(株)穴吹ハウジングサー ビス 高松市紺屋町3-6	会計法第29条の3第4項	909,900	909,900	100.0%	-	本住宅は、平成13年1月より事務所職員宿 舎として株式会社穴吹ハウジングサービス (平成19年7月1日付貸主変更)と継続して 賃貸借契約を締結しているものである。引き 続き当局の宿舎設置計画に必要な物件であ ることから、同社と会計法第29条の3第4項 に基づき随意契約するものである。	①口	
庁舎敷地借入	分任支出負担行為担 当 中国地方整備局小松 島港湾・空港整備事 務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松 島町字新港9-14	平成23年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1 -1	会計法第29条の3第4項	2,292,572	2,292,572	100.0%	-	事務所所在地が徳島県有地であるため。	①口	
作業用地借入	分任支出負担行為担 当 中国地方整備局小松 島港湾・空港整備事 務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松 島町字新港9-14	平成23年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1 -1	会計法第29条の3第4項	843,920	843,920	100.0%	-	金礦詰所所在地が徳島県有地であるため。	①口	
沖洲(外)地区作業用地借入	分任支出負担行為担 当 中国地方整備局小松 島港湾・空港整備事 務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松 島町字新港9-14	平成23年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1 -1	会計法第29条の3第4項	886,030	886,030	100.0%	-	徳島小松島港整備事業のに使用するセル ラーブロック製作及びケーソン仮置作業用地 として借入れを行うものであるが、要件(所在 地、広さなど)を満たす用地が他にないため。	①口	

第二松茂住宅外1件賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	769,000	769,000	100.0%	-	本賃貸借は当所の職員宿舎(第二松茂住宅並びに第五松茂住宅)として借入れを行うものであるが、周囲の環境や交通手段の利便性、家族構成に伴う宿舎規模、周囲の環境賃借料、賃貸借時期などに最も適合する宿舎が他にないため。	①口	
金機現場詰所等賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成23年4月1日	郡リース(株) 徳島市沖浜東2-13	会計法第29条の3第4項	2,373,000	1,701,000	71.7%	-	本賃貸借は平成18年3月31日に10年リースの契約が完了したが、以降も同様の物件を使用する必要があり、新規に別途契約を締結した場合、現在の物件の解体及び撤去を行わなければならないこと、新たな物件の設置費等を負担しなければならないこと等の理由から再リースを行う方が経済的であるとの判断したため。	①口	
撫養港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	-	本賃貸借は当所撫養港出張所として借入れを行うものであるが、借入条件(執務室規模、周囲の環境、賃借料、賃貸借開始時期など)に最も適合する建物がないため。	①口	
室津港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	高知県信用漁業協同組合連合会 高知県高知市本町1丁目6番21号	会計法第29条の3第4項	3,278,000	1,582,560	48.3%	-	室津港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	①口	
須崎港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	大和リース(株)高知営業所 高知県高知市杉井流8番27号	会計法第29条の3第4項	3,675,000	3,150,000	85.7%	-	本賃貸借は平成22年3月31日に15年リースの契約が完了したが、以降も同様の物件を使用する必要があり、新規に別途契約を締結した場合、現在の物件の解体及び撤去を行わなければならないこと、新たな物件の設置費等を負担しなければならないこと等の理由から再リースを行う方が経済的であるとの判断したため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	5,340,661	5,340,661	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	3,675,118	3,675,118	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	2,255,840	2,255,840	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	

作業ヤード賃貸借(その8)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	917,520	917,520	100.0%	-	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その9)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	住友大阪セメント(株) 四国支店 香川県高松市丸ノ内4番4号	会計法第29条の3第4項	3,461,477	3,455,878	99.8%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
作業ヤード賃貸借(その10)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	(株)大洋水工 高知県須崎市緑町7番12号	会計法第29条の3第4項	2,991,600	2,901,552	97.0%	-	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
土地賃貸借(その6)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公表	会計法第29条の3第4項	1,361,000	799,470	58.7%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	
足摺沖GPS波浪計修理	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年4月1日	日人造船(株)東京本社 東京都品川区南大井6丁目26番地3号	会計法第29条の3第4項	4,410,000	4,231,500	96.0%	-	足摺沖に設置しているGPS波浪計の製作者者であることから、同波浪計を十分熟知しており、迅速、体系的に取り組むことができる唯一の者であるため。	①口	
足摺沖GPS波浪計修理(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年6月17日	日人造船(株)東京本社 東京都品川区南大井6丁目26番地3号	会計法第29条の3第4項	5,344,500	5,302,500	99.2%	-	足摺沖に設置しているGPS波浪計の製作者者であることから、同波浪計を十分熟知しており、迅速、体系的に取り組むことができる唯一の者であるため。	①口	
宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀 康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成23年4月1日	(株)西川不動産 高松市新北町10番16-101号	会計法第29条の3第4項	912,000	912,000	100.0%	-	平成7年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	①口	
宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀 康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成23年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 高松市紺屋町3番地6	会計法第29条の3第4項	918,000	918,000	100.0%	-	平成12年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	①口	

宿舍賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀 康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成23年4月1日	(株)穴吹コミュニティ 高松市中野町29番7号	会計法第29条の3第4項	900,000	900,000	100.0%	-	平成13年4月1日より賃貸借しており、引き続き必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	①口	
庁舎土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀 康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成23年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	4,249,469	4,249,469	100.0%	-	庁舎用地としての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 瀬賀 康浩 高松市浜ノ町72番9号	平成23年4月1日	三菱化学(株)坂出事業所 坂出市番の州町1番地	会計法第29条の3第4項	5,010,000	4,104,000	81.9%	-	灯浮標保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が三菱化学(株)の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	①口	
事務所用地賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成23年4月1日	松山市長 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	2,751,456	2,751,456	100.0%	-	事務所敷地の賃貸借であり、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	①口	
会議室賃貸借	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年4月1日	(株)東福ビル 福岡市博多区博多駅東2-9-13	会計法第29条の3第4項	3,494,085	3,494,085	100.0%	-	当該場所、スペースでなければ、会議室としての利用が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	
放送受信料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,750,105	1,750,105	100.0%	-	放送法に基づき同協会との受信契約が義務づけられているため。	①イ(イ)	
中津港(田尻地区)航路整備に伴い発生する土砂投棄料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年4月1日	大分県 大分市大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項	261,192,800	261,192,800	100.0%	-	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄りで、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	①口	
関門航路(六連島西側地区)航路(-15m)浚渫[暫定-14m]工事等により発生する土砂投棄料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年4月25日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	861,840,000	861,840,000	100.0%	-	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄りで、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	①口	単価契約 (契約金額欄は 予定調達総額)
土地14,488.08㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 麻山 健太郎 下関市東大和町二丁目10-2	平成23年6月28日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	1,483,868	1,483,868	100.0%	-	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①口	

建物465.85㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田 秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成23年4月1日	第一警備保障(株) 北九州市戸畑区川代2-1-2	会計法第29条の3第4項	3,024,000	2,175,600	71.9%	-	当該場所で行なえば効率的経済的に事業を執行することが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地3,354.39㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田 秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成23年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	11,214,972	11,214,972	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地5,325㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田 秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成23年5月9日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	21,666,744	21,666,744	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
建物93.58㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 福田 雅裕 福岡市中央区大手門2-5-33	平成23年4月1日	日本コークス工業(株) 九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,317,680	3,317,680	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地 97,195㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 福田 雅裕 福岡市中央区大手門2-5-33	平成23年4月1日	日本コークス工業(株) 九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	31,930,000	11,177,000	35.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
土地3,475㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成23年4月1日	三井造船(株)大分事業所 大分市日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	1,589,812	1,589,812	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
佐伯港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成23年4月1日	藤沢商店(有) 佐伯市大字戸穴595	会計法第29条の3第4項	2,380,000	2,380,000	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
中津港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎 康浩 別府市石垣東10-3-15	平成23年4月1日	ランドマーク(有) 中津市大字中殿町563番地1	会計法第29条の3第4項	4,144,320	4,144,320	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	

土地2, 976. 60平方米借受料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 中村 謙治 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成23年4月1日	長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所長 長崎市国分町3-30	会計法第29条の3第4項	8,646,994	8,646,994	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される買貸借契約	①口
土地2, 768. 47㎡	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 大吞 智正 熊本市川尻2-8-61	平成23年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	4,119,483	4,119,483	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
土地1, 845. 82㎡	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 大吞 智正 熊本市川尻2-8-61	平成23年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6-8-1	会計法第29条の3第4項	1,151,904	1,151,904	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
土地10, 450. 00㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,347,736	1,347,736	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
土地1, 875. 01㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,050,737	1,050,737	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
土地12, 367. 0㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年4月1日	旭化成(株)延岡支社 延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	2,760,000	2,315,100	83.9%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
宿舍2戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
宿舍1戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年4月1日	(株)西村 日向市大字日知屋15837-2	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口
土地5, 950. 00㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成23年6月21日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,023,162	1,023,162	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口

土地1576.74㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局関門 航路事務所長 森木 亮 北九州市小倉北区浅 野3丁目7-38	平成23年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城 内1-1	会計法第29条の3第4項	1,114,345	1,114,345	100.0%	-	当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	①口	
郵便料金	支出負担行為担当官 北海道運輸局長 八鍬 隆 北海道札幌市中央区 大通西10丁目	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1- 3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に供給可能な者がいないため	①二(ハ)	
仙台第4合同庁舎上水道料・東北運輸局 分担のみ	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷 伸吾 宮城県仙台市宮城野 区鉄砲町1番地	平成23年4月1日	仙台市水道事業管理 者 宮城県仙台市太白区 南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に水道供給を行うものがないため	①二(ロ)	
仙台第4合同庁舎下水道料・東北運輸局 分担のみ	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷 伸吾 宮城県仙台市宮城野 区鉄砲町1番地	平成23年4月1日	仙台市水道事業管理 者 宮城県仙台市太白区 南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に水道供給を行うものがないため	①二(ロ)	
宮城運輸支局他上水道料分担	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷 伸吾 宮城県仙台市宮城野 区鉄砲町1番地	平成23年4月1日	自動車検査独立行政 法人(独) 東京都新宿区本塩町 8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に水道供給を行うものがないため (同一敷地内の契約相手との共通管理経費 支払要領に基づく分担金の立替払いである)	①二(ロ)	
郵便料金	支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷 伸吾 宮城県仙台市宮城野 区鉄砲町1番地	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1- 3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に郵便業務を行うものがないため	①二(ハ)	
郵便料金後納	支出負担行為担当官 中部運輸局長 森重 俊也 名古屋市中区三の丸 2-2-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 愛知県名古屋市中区 大須3-1-10	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵便法に基づく郵便料金であるため	①二(ハ)	
郵便料金	支出負担行為担当官 近畿運輸局長 原 喜信 大阪市中央区大手前 4-1-76	平成23年4月1日	郵便事業(株) 大阪市北区梅田3-2 -4	会計法第29条の3第4項	-	2,529,654	-	-	長期継続契約によるため	①二(ハ)	契約金額に ついては、 H23.8月まで の支払金額 を計上
函館空港エア・フロント・オアシス維持運 用業務委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段 南1-1-15	平成23年4月1日	函館市長 北海道函館市東雲町4 -13	会計法第29条の3第4項	1,637,981	1,637,981	100.0%	-	エア・フロント・オアシス施設の運用・管理は、 実施方針及び函館市との取り決めにより委 託契約に基づき実施することとなっているた め	①イ(ニ)	
庁舎建物借上げ(成田空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段 南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国 際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	43,948,913	43,948,913	100.0%	-	庁舎として使用しており、引き続き借用す る必要があり、供給者が一つに特定される賃 借借契約であるため	①口	
庁舎用地借上げ(成田空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段 南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国 際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	2,158,876	2,158,876	100.0%	-	庁舎用地として使用しており、引き続き借用 する必要があり、供給者が一つに特定される 賃貸借契約であるため	①口	

庁舎用地借上げ(青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	青森県知事 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,080,000	1,080,000	100.0%	-	庁舎用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
庁舎用地借上げ(福島空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	福島県福島空港事務所長 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21	会計法第29条の3第4項	837,000	837,000	100.0%	-	庁舎用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
庁舎用地借上げ(八丈島空港・航空路監視レーザー事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	979,200	979,200	100.0%	-	庁舎用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
庁舎用地借上げ(静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	静岡県知事 静岡県静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	1,363,170	1,363,170	100.0%	-	庁舎用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(東京空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(独)都市再生機構 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	会計法第29条の3第4項	1,906,800	1,906,800	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(釧路空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(釧路空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(有)明宝興産 北海道釧路市新橋大通1-1-12	会計法第29条の3第4項	1,776,000	1,776,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,438,000	3,438,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,420,000	3,420,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(仙台空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,568,000	5,568,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(有)井村コーポ 新潟県新潟市東区太平3-9-11	会計法第29条の3第4項	1,476,000	1,476,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

職員宿舍借上げ(新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(新潟空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(株)廣瀬 新潟県新潟市西区善久823	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(百里空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	三楽建設(株) 東京都渋谷区神宮前6-23-2	会計法第29条の3第4項	3,264,000	3,264,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(女満別空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(有)フジヤ 北海道網走郡大空町女満別西1条4-1-25	会計法第29条の3第4項	1,362,000	1,362,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(女満別空港事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,572,000	1,572,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	912,000	912,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	910,200	910,200	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	975,000	975,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(青森空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	922,800	922,800	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(山形空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(株)旭エステート 東京都日野市日野11-44-8	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(山形空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	816,000	816,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

職員宿舍借上げ(松本空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	984,000	984,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,860,000	4,860,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(静岡空港出張所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,620,000	4,620,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	948,000	948,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
職員宿舍借上げ(秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	-	職員宿舍として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港進入灯台敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所長 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,828,368	1,828,368	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所長 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,573,560	1,573,560	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,544,912	2,544,912	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,544,624	2,544,624	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

航空保安施設用地の借上げ(青森空港SSR敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	青森県知事 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,050,000	1,050,000	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(青森空港GS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	青森県知事 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,474,887	1,474,887	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(大館能代空港ILS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項	2,327,613	2,327,613	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(花巻VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	花巻空港事務所長 岩手県花巻市葛3-1-83	会計法第29条の3第4項	2,141,040	2,141,040	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(松本VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	長野県松本空港管理事務所長 長野県松本市大字空港東8909	会計法第29条の3第4項	2,345,846	2,345,846	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(福島空港ILS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	福島県福島空港事務所長 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21	会計法第29条の3第4項	1,782,520	1,782,520	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(低高度AELS設備用敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都港区海岸1-2-20	会計法第29条の3第4項	7,560,000	7,560,000	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(帯広VOR/DME、ILS、APID敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	帯広市長 北海道帯広市西5条南7-1	会計法第29条の3第4項	896,760	896,760	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(女満別空港ILS、VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	北海道知事 北海道札幌市中央区北3条西6	会計法第29条の3第4項	1,952,167	1,952,167	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(台場VOR/DME敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所長 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	4,669,632	4,669,632	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(庄内空港ILS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	山形県庄内総合支庁長 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	会計法第29条の3第4項	1,440,435	1,440,435	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

航空保安施設用地の借上げ(旭川VOR/DMESSR、AEIS敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	旭川市長 北海道旭川市六条通9-46	会計法第29条の3第4項	3,115,560	3,115,560	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(八丈島ND敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	1,758,240	1,758,240	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(江東LDA敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	10,613,604	10,613,604	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港船舶補足レーダー施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,699,820	2,699,820	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(静岡VOR/DME、ILS、幹線ダクト敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	静岡県知事 静岡県静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	5,354,980	5,354,980	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港共同溝及び埋設管路施設使用料)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,552,260	1,552,260	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港共同溝及び埋設管路施設使用料)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	968,868	968,868	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港マルチテレーション設備設置敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	10,107,168	10,107,168	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港第1受信所敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	17,662,823	17,662,823	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港第2ASR敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,661,977	1,661,977	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港非常用管制塔敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,135,501	1,135,501	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借入する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	

航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港非常用レーダー施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	2,095,423	2,095,423	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(成田国際空港第2ASDE、第3送信所施設敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	成田国際空港(株) 千葉県成田市成田国際空港内NAAビル	会計法第29条の3第4項	1,357,961	1,357,961	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
航空保安施設用地の借上げ(東京国際空港マルチテレーション設備設置敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	日本空港ビルディング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	会計法第29条の3第4項	4,434,145	4,434,145	100.0%	-	航空保安施設用地として使用しており、引き続き借用する必要があり、供給者が一つに特定される賃貸借契約であるため	①口	
官報公告等掲載	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	4,632,705	4,632,705	100.0%	-	官報の編集、印刷及びこれらに付帯する事務は、内閣府より左記業者に委任されており、供給者が一に特定されるため	①ハ	
後納郵便料	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	2,687,550	2,687,550	100.0%	-	信書に係るものであって料金を後納するものであり、供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ハ)	
塵芥処理作業	分任支出負担行為担当官 東京航空局成田空港事務所長 片岡 久志 千葉県成田市古込字込前133	平成23年4月1日	(株)ナリコー 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	会計法第29条の3第4項	1,276,800	1,276,800	100.0%	-	左記業者は成田国際空港内において、一般廃棄物の収集・運搬・処分を行うにあたり成田市長から許可証を発行されている唯一の業者であるため	①イ(ニ)	
平成23年度 東京空港事務所庁舎冷熱・温熱受給	分任支出負担行為担当官 東京航空局東京空港事務所長 倉富 隆 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成23年4月1日	東京空港冷暖房(株) 東京都大田区羽田空港3-5-9	会計法第29条の3第4項	55,973,772	55,973,772	100.0%	-	左記業者は、平成5年6月より、東京国際空港沖合農圃地区の空港機能施設に冷温熱を一括管理・供給するために設立されており、国有財産法に基づく使用許可及び空港管理規則に基づく構内営業承認を受けて供給を行うことが可能な唯一の業者であるため	①ニ(ロ)	
平成23年度 塵芥排出処理	分任支出負担行為担当官 東京航空局東京空港事務所長 倉富 隆 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成23年4月1日	(株)櫻商会 東京都大田区京浜島2-14-11	会計法第29条の3第4項	6,363,609	6,363,609	100.0%	-	左記業者は、空港内で発生した塵芥を空港内で処理するという目的で設立されており、国有財産法に基づく使用許可及び空港管理規則に基づく構内営業承認を受けて処理を行うことが可能な唯一の業者であるため	①イ(ニ)	
後納郵便料	分任支出負担行為担当官 東京航空局東京空港事務所長 倉富 隆 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	1,562,230	1,562,230	100.0%	-	信書に係るものであって料金を後納するものであり、供給可能な者が一に特定されるため	①ニ(ハ)	

長浜AEISの維持・管理	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	西日本電信電話(株) 滋賀支店 滋賀県大津市浜大津1 -1-26	会計法第29条の3第4項	2,451,330	2,451,330	100.0%	-	本業務は、中部FSCにて行われている広域 対空援助業務において、既存の小松AEISサ イトで小型航空機への情報提供が困難である 琵琶湖北部エリアの低高度空域への通信 領域拡大を図るため、NTT長浜ビルに設置さ れている長浜AEIS装置について、NTT長浜ビ ルを管理するNTT西日本滋賀支店と鉄塔設 備の利用に関する基本契約、鉄塔設備の利 用に関する個別契約、通信設備の保守等に 関する契約をそれぞれ締結するものである。 琵琶湖北部エリア周辺には既存の航空局所 管施設が存在しないことから、通信回線、電 源確保の可否及び、所要の通信領域を確保 するための空中線の設置場所の有無を条件 に検討を行った結果、これら全ての条件を具 備する場所はNTT長浜ビル以外にない為	①口	
高度監視システム(HMU)受信装置の維 持・管理	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	-	本業務は、RVSM空域の安全性評価・監視体 制の強化を図るため、航空機の飛行高度を 実測する高度監視装置(HMU)のサイト受信 局の1つとしてNTT相生ビルへ整備される HMU受信装置について、NTT相生ビルの管 理について契約を担当するエヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)とHMU受信装置の維 持・管理に必要な契約を締結するもので ある。 このエリア周辺には既存の航空局所管施設 が存在しないことから、通信回線、電源確保 の可否及び所要の通信領域を確保するため の空中線の設置場所の有無を条件に検討を 行った結果、これらすべての条件を具備す る場所はNTT相生ビル以外にない為	①口	
那覇空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県嘉手納町字嘉 手納290番地9	会計法第29条の3第4項	2,451,802	2,451,802	100.0%	-	那覇空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
嘉手納航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	沖縄防衛局 沖縄県嘉手納町字嘉 手納290番地9	会計法第29条の3第4項	963,779	963,779	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
富山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	富山県 富山市新総曲輪1番7 号	会計法第29条の3第4項	12,065,592	12,065,592	100.0%	-	富山空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
岡山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	岡山県 岡山市北区内山下2丁 目4番6号	会計法第29条の3第4項	1,289,610	1,289,610	100.0%	-	岡山空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
鳥取空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	鳥取県 鳥取市東町1丁目	会計法第29条の3第4項	3,895,499	3,895,499	100.0%	-	鳥取空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
隠岐空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番 地	会計法第29条の3第4項	1,122,070	1,122,070	100.0%	-	隠岐空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
出雲空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番 地	会計法第29条の3第4項	1,233,510	1,233,510	100.0%	-	出雲空港運用のための航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	

石見空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番 地	会計法第29条の3第4項	1,706,550	1,706,550	100.0%	-	石見空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
佐賀空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	佐賀県 佐賀市内1丁目1- 59	会計法第29条の3第4項	2,722,260	2,722,260	100.0%	-	佐賀空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
山口宇部空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	山口県 山口県山口市滝町1番 1号	会計法第29条の3第4項	4,619,926	4,619,926	100.0%	-	山口宇部空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
長崎空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	長崎県 長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	7,663,949	7,663,949	100.0%	-	長崎空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
対馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	長崎県 長崎県対馬市厳原町 宮谷224	会計法第29条の3第4項	5,730,840	5,730,840	100.0%	-	対馬空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
上五島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	長崎県 長崎県五島市福江町7 -1	会計法第29条の3第4項	1,406,880	1,406,880	100.0%	-	上五島空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
福江空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	長崎県 長崎県五島市福江町7 -1	会計法第29条の3第4項	7,429,500	7,429,500	100.0%	-	福江空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
種子島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西 之表7590	会計法第29条の3第4項	919,776	919,776	100.0%	-	新種子島空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
屋久島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	鹿児島県 鹿児島県西之表市西 之表7590	会計法第29条の3第4項	3,519,699	3,519,699	100.0%	-	屋久島空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
奄美空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田 町17-3	会計法第29条の3第4項	2,441,616	2,441,616	100.0%	-	奄美空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
徳之島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	鹿児島県 鹿児島県名瀬市永田 町17-3	会計法第29条の3第4項	1,275,432	1,275,432	100.0%	-	徳之島空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	

但馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	兵庫県 兵庫県豊岡市幸町7-11	会計法第29条の3第4項	1,188,000	1,188,000	100.0%	-	但馬空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
南紀白浜空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	和歌山県 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	1,796,750	1,796,750	100.0%	-	南紀白浜空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
神戸空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	神戸市 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	27,640,407	27,640,407	100.0%	-	神戸空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
中部国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	211,562,278	211,562,278	100.0%	-	中部国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
中部国際空港内共同溝使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	6,838,592	6,838,592	100.0%	-	中部国際空港運用のため航空保安施設用電力線路として使用するため所有者と契約	①二(へ)	
中部国際空港内埋設管路使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	29,176,758	29,176,758	100.0%	-	中部国際空港運用のため航空保安施設用電力線路として使用するため所有者と契約	①二(へ)	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	2,100,236	2,100,236	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港庁舎・管制塔及び電源局舎用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	359,960,826	359,960,826	100.0%	-	関西国際空港運用のため庁舎・管制塔及び電源局舎用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	2,860,477	2,860,477	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港貴賓室用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	6,085,273	6,085,273	100.0%	-	関西国際空港運用のため貴賓室用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	19,495,248	19,495,248	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	

関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	12,287,404	12,287,404	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	4,069,836	4,069,836	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	15,269,037	15,269,037	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	12,383,657	12,383,657	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	3,261,050	3,261,050	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	7,224,715	7,224,715	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	838,459	838,459	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	
関西国際空港進入灯ケーブル維持管理に係るマンホール使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	3,715,554	3,715,554	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として使用するため所有者と契約	①二(へ)	
関西国際空港B日共同溝等使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	21,900,719	21,900,719	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として使用するため所有者と契約	①二(へ)	
関西国際空港2期島共同溝使用契約	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	42,164,390	42,164,390	100.0%	-	関西国際空港運用のため航空保安施設用地として使用するため所有者と契約	①二(へ)	
広島西飛行場RAG局舎用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	広島県 広島県広島市西区観 音新町4丁目	会計法第29条の3第4項	2,982,030	2,982,030	100.0%	-	広島西飛行場運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	

大阪国際空港14R進入路指示灯用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	(学)鉄鋼学園 兵庫県尼崎市西昆陽1 丁目27番1号	会計法第29条の3第4項	1,450,106	1,450,106	100.0%	-	大阪国際空港14R進入路指示灯用地として 所有者から借地	①口	
小松空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	近畿中部防衛局 大阪市中央区大手前4 丁目1番76号	会計法第29条の3第4項	1,077,000	1,077,000	100.0%	-	小松空港運用のため航空保安施設用地とし て所有者から借地	①口	
名古屋飛行場ARTS庁舎用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	愛知県 愛知県名古屋市中区 三の丸3丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	2,313,360	2,313,360	100.0%	-	ARTS庁舎用地として所有者から借地	①口	
菫屋山航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	福岡森林管理署 福岡県福岡市早良区 百道1丁目16番29号	会計法第29条の3第4項	873,000	873,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
三郡山航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	福岡森林管理署 福岡県福岡市早良区 百道1丁目16番29号	会計法第29条の3第4項	2,614,800	2,614,800	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
山口宇部空港庁舎新築用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	山口県 山口県山口市滝町1番 1号	会計法第29条の3第4項	1,803,689	1,803,689	100.0%	-	山口宇部空港の庁舎新築用地として所有者 から借地	①口	
久米島航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,258,560	1,258,560	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,943,513,099	5,943,513,099	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,226,210,960	1,226,210,960	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4項	252,815,668	252,815,668	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,068,063	1,068,063	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借 地	①口	

福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,412,369	5,412,369	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,319,586	2,319,586	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	11,002,710	11,002,710	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,559,400	5,559,400	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	6,076,863	6,076,863	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	15,233,413	15,233,413	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	6,494,183	6,494,183	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,221,227	5,221,227	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	12,311,145	12,311,145	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	9,237,382	9,237,382	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,956,835	1,956,835	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	6,117,974	6,117,974	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,058,986	3,058,986	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,058,986	3,058,986	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,316,316	7,316,316	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,315,000	7,315,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,315,000	7,315,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	14,895,973	14,895,973	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,206,451	5,206,451	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,650,185	3,650,185	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,650,185	3,650,185	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,315,000	7,315,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	9,897,926	9,897,926	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,631,824	3,631,824	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,850,801	2,850,801	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,195,012	2,195,012	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	8,198,578	8,198,578	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,857,160	4,857,160	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,300,370	7,300,370	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,278,498	7,278,498	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,086,242	5,086,242	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	8,039,185	8,039,185	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	24,117,555	24,117,555	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,265,495	1,265,495	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,265,495	1,265,495	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	36,510,335	36,510,335	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,926,000	2,926,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	29,767,733	29,767,733	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	29,405,056	29,405,056	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	362,473,973	362,473,973	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	2,124,292	2,124,292	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	福岡市 福岡市中央区天神1丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	6,930,940	6,930,940	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	100,922,161	100,922,161	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	16,048,752	16,048,752	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	42,435,127	42,435,127	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	107,224,470	107,224,470	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	20,314,951	20,314,951	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	45,457,956	45,457,956	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	61,648,281	61,648,281	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,463,046,123	1,463,046,123	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,858,447,917	1,858,447,917	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	16,747,564	16,747,564	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	39,647,604	39,647,604	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,147,203	7,147,203	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	997,925	997,925	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,942,493	5,942,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	10,618,809	10,618,809	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,589,494	2,589,494	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	18,300,105	18,300,105	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,602,279	1,602,279	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,871,094	1,871,094	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,953,826	3,953,826	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,842,645	2,842,645	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,462,762	2,462,762	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,309,834	4,309,834	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,470,180	2,470,180	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,770,592	7,770,592	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,405,294	3,405,294	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,789,152	2,789,152	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,227,672	1,227,672	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,757,217	5,757,217	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,788,921	4,788,921	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,053,915	4,053,915	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,466,471	2,466,471	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,082,675	4,082,675	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,335,797	4,335,797	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,638,244	5,638,244	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,352,688	1,352,688	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	12,910,958	12,910,958	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	6,334,937	6,334,937	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	7,863,121	7,863,121	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	6,810,831	6,810,831	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,700,144	3,700,144	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	11,531,218	11,531,218	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,834,570	4,834,570	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,281,022	2,281,022	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,677,883	2,677,883	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,697,853	3,697,853	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,367,753	3,367,753	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,524,390	1,524,390	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,513,263	1,513,263	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,579,164	3,579,164	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,901,846	3,901,846	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,093,289	3,093,289	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,424,248	1,424,248	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,694,144	3,694,144	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,694,144	3,694,144	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,745,209	5,745,209	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,118,392	5,118,392	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	808,557	808,557	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,052,799	1,052,799	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,263,160	3,263,160	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	15,121,510	15,121,510	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,538,658	1,538,658	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,284,639	2,284,639	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,284,637	2,284,637	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,294,434	1,294,434	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	10,451,904	10,451,904	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,510,979	2,510,904	99.9%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	11,531,218	11,531,218	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,430,608	2,430,608	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,430,605	2,430,605	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,430,605	2,430,605	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,430,605	2,430,605	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,369,493	1,369,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,369,493	1,369,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,369,493	1,369,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,369,493	1,369,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,369,493	1,369,493	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	859,307	859,307	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,095,039	1,095,039	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	11,531,218	11,531,218	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,513,263	1,513,263	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
那覇空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,127,530	1,127,530	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	43,330,131	43,330,131	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	19,925,861	19,925,861	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	4,038,565	4,038,565	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,086,241	5,086,241	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	5,086,241	5,086,241	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡空港用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,926,000	2,926,000	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
名城航空保安施設用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,380,005	2,380,005	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	
福岡中継所用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,814,277	1,814,277	100.0%	-	航空保安用地等に供するため所有者から借地	①口	

下地島厚生施設借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,556,000	2,556,000	100.0%	-	厚生施設の用に供するため所有者から借地	①口	
中部職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,040,000	2,040,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
広島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,933,200	1,933,200	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
長崎職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,600,000	3,600,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	3,552,000	3,552,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
鹿児島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	888,000	888,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	10,111,200	10,111,200	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
那覇職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	2,209,200	2,209,200	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
下地島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	62,197,200	62,197,200	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	

岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	876,000	876,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,044,000	1,044,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
岡山職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	961,200	961,200	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
対馬職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
種子島職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,272,000	1,272,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
石垣職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,632,000	1,632,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
石垣職員宿舍借上	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,872,000	1,872,000	100.0%	-	職員宿舍の用に供するため所有者から借地	①口	
移転補償事務等委託(平成23年度現年分)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	-	2,535,314,000	-	-	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により移転補償事業を実施することと定められているため	①イ(イ)	(限度額)
緩衝緑地帯等整備事務委託(平成23年度現年分)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	-	279,642,000	-	-	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により緩衝緑地帯整備事業を実施することと定められているため	①イ(イ)	(限度額)
緩衝緑地帯等整備事務委託(平成22年度明許分)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5空港施設大阪総合ビル内	会計法第29条の3第4項	-	47,785,000	-	-	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、周辺整備空港に指定された大阪国際空港及び福岡空港については、国土交通大臣の承認を受けた空港周辺整備計画により、整備の実施主体として設立された独立行政法人空港周辺整備機構が、自ら又は国等の委託により緩衝緑地帯整備事業を実施することと定められているため	①イ(イ)	(限度額)

大阪国際空港(伊丹市)エア・フロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	伊丹市 兵庫県伊丹市千僧1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,540,500	-	-	エアフロント・オアシス整備事業の実施方針により整備主体は国土交通省、管理主体は国土交通省の委託を受け地方公共団体が実施するよう定めているため	①イ(ニ)	(限度額)
松山空港(松山市)エア・フロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月1日	松山市 愛媛県松山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第4項	-	1,185,000	-	-	エアフロント・オアシス整備事業の実施方針により整備主体は国土交通省、管理主体は国土交通省の委託を受け地方公共団体が実施するよう定めているため	①イ(ニ)	(限度額)
給排水施設利用契約	分任支出負担行為担当官 大阪航空局中部空港事務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア1-1	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	5,003,586	5,003,586	100.0%	-	当所に上下水道を供給できるのは、中部国際空港内の給排水施設の整備・管理を行う当該者しかいないため	①ニ(ロ)	
熱需給契約	分任支出負担行為担当官 大阪航空局中部空港事務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア1-1	平成23年4月1日	中部国際空港エネルギー供給(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	24,174,770	24,174,770	100.0%	-	当所に冷水及び蒸気を供給できるのは、中部国際空港内のエネルギー供給システムの整備・管理を行う当該者しかいないため	①ニ(ロ)	
関西空港事務所庁舎冷熱・温熱 熱需給	分任支出負担行為担当官 大阪航空局関西空港事務所長 富田 博明 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	平成23年4月1日	関西国際空港熱供給(株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地	会計法第29条の3第4項	40,101,187	40,101,187	100.0%	-	空港管理規則に基づく構内営業承認を受けて供給を行うことが可能な唯一の業者であるため	①ニ(ロ)	
平成23年度上牟田川水系の治水対策施設の維持管理業務委託	分任支出負担行為担当官 大阪航空局福岡空港事務所長 久米 正雄 福岡市博多区上臼井 字屋敷295	平成23年4月1日	福岡市長 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	4,484,550	4,484,550	100.0%	-	上牟田川水系の治水対策で整備した調整池を福岡市で管理している上牟田川と一体的に流水管理を行う必要から、調整池の管理業務を福岡市へ委託するため	①ニ(ロ)	
平成23年度 軽油購入(那覇空港)	分任支出負担行為担当官 大阪航空局那覇空港事務所長 大塚 憲郎 那覇市安次嶺531-3	平成23年4月1日	(株)りゅうせきエネルギー 沖縄県浦添市西洲2-2-3	会計法第29条の3第4項	-	1,739,900	-	-	化学消防車及び医療作業車の燃料用として使用するものである。上記の車両は、車両制限令により夜間走行、先導車随行の義務等、通行制限を受けていることから、空港からなるべく近隣で公道を使用せず給油できる給油所は左記事業者しかいないため	①ロ	単価契約
山口宇部空港工事施工に伴う損失補償	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年4月11日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	1,250,000	1,250,000	100.0%	-	公共用地の取得に伴う損失補償基準に伴う補償のため	①ロ	
富山VOR/DME装置更新等工事用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成23年5月23日	富山県 富山市新総曲輪1番7号	会計法第29条の3第4項	1,174,364	1,174,364	100.0%	-	富山空港における航空保安施設工事用地として所有者から借地	①ロ	
朝日新聞ほかの購入	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本 邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	2,801,880	2,801,880	100.0%	-	本件は全国紙である朝日新聞他を購入するものである。本件にて調達する各紙は再販売価格が維持されており、販売区域も限定されている。丸の内新聞事業協同組合は全国紙である朝日新聞他7紙全てを取り扱っており、かつ、気象庁を販売区域にもつ唯一の販売店である。	①ニ(ニ)	

気象庁航空交通気象センター宿舎借上	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本 邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年4月1日	独立行政法人 都市再生機構 九州支社 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	11,156,400	11,156,400	100.0%	-	当該宿舎は「航空交通気象センター」に勤務する職員用に民間住宅の借り上げを行うものである。 職員が入居しており、引き続き借り上げを継続する必要があるため。	①口	
気象庁浅間山火山防災連絡事務所宿舎借上	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本 邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年4月1日	軽井沢商事有限会社 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢5-7	会計法第29条の3第4項	1,560,000	1,560,000	100.0%	-	当該宿舎は「浅間山火山防災連絡事務所」に勤務する職員用に民間住宅の借り上げを行うものである。 職員が入居しており、引き続き借り上げを継続する必要があるため。	①口	
料金後納郵便	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 藤村 弘志 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 仙台東支店 宮城県仙台市宮城野区原町6丁目2-32	会計法第29条の3第4項	-	1,248,710	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能でない一般信書事業者が、郵便事業株式会社以外にないため	①二(ハ)	
石見及び隠岐航空気象観測所業務請負	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 永田 雅 大阪府中央区大手前4-1-76	平成23年4月1日	島根県知事 島根県松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	11,680,974	11,680,974	100.0%	-	島根県との間で締結している本業務については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度喜界航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	喜界町長 鹿児島県大島郡喜界町湾1746	会計法第29条の3第4項	-	4,644,000	-	-	喜界町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を、同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度徳之島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	天城町長 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1	会計法第29条の3第4項	-	4,729,000	-	-	天城町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度屋久島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	屋久島町長 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469-45	会計法第29条の3第4項	-	4,829,000	-	-	屋久島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度奄岐航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	長崎県知事 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	-	3,640,000	-	-	長崎県との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度上五島航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	新上五島町長 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	会計法第29条の3第4項	-	1,863,000	-	-	新上五島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度与論航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	与論町長 鹿児島県大島郡与論町茶花32-1	会計法第29条の3第4項	-	4,584,000	-	-	与論町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
平成23年度沖永良部航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1-2-36	平成23年4月1日	和泊町長 鹿児島県大島郡和泊町和泊10	会計法第29条の3第4項	-	4,604,000	-	-	和泊町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	

平成23年度小値賀航空気象観測所業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 橋田 俊彦 福岡市中央区大濠1 -2-36	平成23年4月1日	小値賀町長 長崎県北松浦郡小値 賀町苗吹郷2376-1	会計法第29条の3第4項	-	1,896,000	-	-	小値賀町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	①イ(ニ)	
粟国航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄県那覇市樋川1 -15-15	平成23年4月1日	粟国村 沖縄県島尻郡粟国村 字東367	会計法第29条の3第4項	3,491,000	3,491,000	100.0%	-	粟国村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
慶良間航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄県那覇市樋川1 -15-15	平成23年4月1日	座間味村 沖縄県島尻郡座間味 村字座間味109	会計法第29条の3第4項	1,583,000	1,583,000	100.0%	-	座間味村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
北大東航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄県那覇市樋川1 -15-15	平成23年4月1日	北大東村 沖縄県島尻郡北大東 村字中野218	会計法第29条の3第4項	3,020,000	3,020,000	100.0%	-	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
波照間航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄県那覇市樋川1 -15-15	平成23年4月1日	竹富町 沖縄県石垣市美崎町1 1	会計法第29条の3第4項	2,169,000	2,169,000	100.0%	-	竹富町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
多良間航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄県那覇市樋川1 -15-15	平成23年4月1日	多良間村 沖縄県宮古郡多良間 村字仲筋99-2	会計法第29条の3第4項	3,551,000	3,551,000	100.0%	-	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
南大東航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫 沖縄気象台 沖縄県 那覇市樋川1-15- 15	平成23年4月1日	南大東村 沖縄県島尻郡南大東 村字南144-1	会計法第29条の3第4項	1,923,000	1,923,000	100.0%	-	南大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	
静岡空港出張所職員用宿舎の借上	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 栗原弘一 東京都千代田区大手 町1-3-4	平成23年4月1日	東建コーポレーション 株式会社 愛知県名古屋市中区 丸の内2-1-33	会計法第29条の3第4項	2,952,000	2,952,000	100.0%	-	職員用宿舎の性質上、同一箇所を継続的に借り上げる必要があるため。	①ロ	
中部航空地方気象台映像配信設備の使用	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 栗原弘一 東京都千代田区大手 町1-3-4	平成23年4月1日	中部国際空港株式会 社 愛知県常滑市セントレ ア 1-1	会計法第29条の3第4項	1,132,488	1,132,488	100.0%	-	空港ターミナルビルより観測室からの視程が一部困難となるため、中部国際空港株式会社が設置した空港内監視カメラの映像の分岐をうけることとしている。当該カメラの映像配信設備は上記会社のみしか提供していないため。	①ニ(ハ)	
利尻航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 川津 拓幸 北海道札幌市中央区 北2条西18丁目	平成23年4月1日	北海道宗谷総合振興 局長(北海道) 稚内市末広4-2-27	会計法第29条の3第4項	3,110,000	3,110,000	100.0%	-	北海道宗谷総合振興局長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はないため。	①イ(ニ)	
奥尻航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 川津 拓幸 北海道札幌市中央区 北2条西18丁目	平成23年4月1日	北海道渡島総合振興 局長(北海道) 北海道函館市美原4- 6-16	会計法第29条の3第4項	3,187,000	3,187,000	100.0%	-	北海道渡島総合振興局長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るため、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はないため。	①イ(ニ)	

海上保安学校訓練場敷地借上	支出負担行為担当官代理 海上保安学校事務部長 武藤 克弘 舞鶴市字長浜2001番地	平成23年4月1日	JX日鉱日石エネルギー株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番3号	会計法第29条の3第4項	2,362,757	2,362,757	100.0%	-	当該場所であれば教育訓練を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
網走無線方位信号所局敷地借上	支出負担行為担当官第一管区海上保安本部長 佐藤 尚之 小樽市港町5-2	平成23年4月1日	網走市 北海道網走市南6条東4	会計法第29条の3第4項	3,893,399	3,893,399	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	①口	
木地挽中継所及び大野送信所敷地借上	支出負担行為担当官第一管区海上保安本部長 佐藤 尚之 小樽市港町5-2	平成23年4月1日	北斗市 北海道北斗市中央1-3-10	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	①口	
十勝太ロランC局敷地借上	支出負担行為担当官第一管区海上保安本部長 佐藤 尚之 小樽市港町5-2	平成23年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計法第29条の3第4項	1,465,715	1,465,715	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	①口	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官第一管区海上保安本部長 佐藤 尚之 小樽市港町5-2	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	2,339,800	2,339,800	100.0%	-	法令の規定により契約の相手方が定められているため。	①イ(イ)	
平成23年度 小名浜港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官第二管区海上保安本部長 野俣 光孝 塩釜市真山通3-4-1	平成23年4月1日	福島県 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,605,115	1,605,115	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度 青森港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官第二管区海上保安本部長 野俣 光孝 塩釜市真山通3-4-1	平成23年4月1日	青森市 青森県青森市中央1-22-5	会計法第29条の3第4項	1,093,239	1,093,239	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
*有償借上(晴海信号所敷地及びケーブル埋設3035)	支出負担行為担当官第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,120,560	1,120,560	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(10号地信号所敷地借料3036、79)	支出負担行為担当官第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,960,308	1,960,308	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(東京海上保安部船艇基地敷地借料3017-18)	支出負担行為担当官第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	3,417,324	3,417,324	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(15号地信号所埋設管路B-D借料3061-3)	支出負担行為担当官第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	2,749,824	2,749,824	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行なうことが不可能なため。	①口	

* 有償借上(大井信号所借料3060)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	東京都東京港管理事 務所 東京都港区海岸2-7 -104	会計法第29条の3第4項	903,504	903,504	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(東急リパブルエクレー横 浜一番館)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	東急リパブル株式会社 東京都渋谷区道玄坂1 -9-5	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(アベックスプランニング島村 ビル)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	(有)アベックスプラン ニング 東京都品川区東五反 田2-4-4	会計法第29条の3第4項	960,000	960,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(袖ヶ浦浮標基地敷地借料 3033)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	千葉県千葉港湾事務 所長 千葉県千葉市中央区 中央港1-6-1	会計法第29条の3第4項	1,985,920	1,985,920	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(川崎及び塩浜信号所敷地 等借料3037、38)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	川崎市長 神奈川県川崎市川崎 区宮本町1	会計法第29条の3第4項	1,029,852	1,029,852	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(湘南海上保安署庁舎借料 3020)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	神奈川県藤沢土木事 務所 神奈川県茅ヶ崎市汐見 台1-7	会計法第29条の3第4項	832,615	832,615	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(本牧レジャー局局舎敷地借 料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	横浜市長 神奈川県横浜市中区 港町1-1	会計法第29条の3第4項	1,572,612	1,572,612	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(静岡県伊東市地区宿舍借 上3074-2)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(伊東MPS事務室借料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	伊東マリンタウン株式 会社 静岡県伊東市湯川57 1-19	会計法第29条の3第4項	3,483,912	3,483,912	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(静岡県伊東市地区宿舍借 上)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	有限会社尾崎住宅販 売管理 静岡県伊東市川奈 1228-61	会計法第29条の3第4項	802,800	802,800	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	
* 有償借上(茨城県ひたちなか市地区宿 舎借上その2)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本 部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	平成23年4月1日	東建コーポレーション 株式会社 茨城県ひたちなか市笹 野町1-15-41	会計法第29条の3第4項	3,432,000	3,432,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが 不可能なため。	①口	

*有償借上(茨城県ひたちなか市地区宿舍借料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	東建コーポレーション株式会社 茨城県ひたちなか市笹野町1-15-41	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
*業務対応用宿泊施設借上げ	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年5月16日	(株)東横イン羽田空港Ⅰ 東京都大田区羽田1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,164,700	3,164,700	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(新島ロラン局敷地借料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	新島村会計管理者梅田良治 東京都新島村本村1-1-1	会計法第29条の3第4項	13,494,400	13,494,400	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(13号地信号所借料3065ほか1件)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	財団法人日本海事科学振興財団 東京都千代田区北の丸公園2番1号	会計法第29条の3第4項	4,743,192	4,743,192	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
*業務対応用宿泊施設借上げ	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年5月16日	(株)東横イン羽田空港Ⅰ 東京都大田区羽田1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,164,700	3,164,700	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
*有償借上(伊東MPS係留施設借料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	伊東マリンタウン株式会社 静岡県伊東市湯川571-19	会計法第29条の3第4項	906,150	906,150	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なため。	①口	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年4月1日	NHK横浜放送局営業部 横浜市中区山下町281番地	会計法第29条の3第4項	1,886,140	1,886,140	100.0%	-	提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。	①イ(イ)	
平成23年度冷房用冷水供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成23年6月30日	空港施設株式会社 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,451,645	2,451,645	100.0%	-	提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。	①ニ(口)	
名古屋港海上交通センター土地ほか借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 木田 祐二 名古屋市中港区入船2丁目3番12号	平成23年4月1日	名古屋港管理組合 愛知県名古屋市中港区入船一丁目8番21号	会計法第29条の3第4項	27,439,785	27,439,785	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なことから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
中部空港基地敷地借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 木田 祐二 名古屋市中港区入船2丁目3番12号	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	17,464,452	17,464,452	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なことから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
借上宿舍料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 木田 祐二 名古屋市中港区入船2丁目3番12号	平成23年4月1日	常滑市 愛知県常滑市新開町4-1	会計法第29条の3第4項	10,080,000	10,080,000	100.0%	-	当該場所で行なうことが不可能なことから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	

NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本 部長 木田 祐二 名古屋市港区入船2 丁目3番12号	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2- 2-1	会計法第29条の3第4項	1,050,455	1,050,455	100.0%	-	法令の規定により契約の相手方が一に定め られているもの	①イ(イ)	
借上宿舍料(伊勢湾センター)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本 部長 木田 祐二 名古屋市港区入船2 丁目3番12号	平成23年4月1日	松屋ハウジング(株) 愛知県豊橋市柱六番 146	会計法第29条の3第4項	5,880,000	5,880,000	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	
ICカードリーダー等使用	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本 部長 木田 祐二 名古屋市港区入船2 丁目3番12号	平成23年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレ ア1-1	会計法第29条の3第4項	2,679,600	2,679,600	100.0%	-	中部空港海上保安航空基地格納庫は当本 部の施設であると同時に、中部国際空港の 滑走路等空港施設への出入りが可能である 空港施設の一部をなしている。中部国際空 港への出入りは中部国際空港(株)からカー ドリーダー、ICカードを借受け使用しなけれ ば、セキュリティ上同基地格納庫への出入が 不可となるため	①ロ	
公務員宿舎(日和佐地区)賃貸借	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	日和佐不動産(株) 徳島県海部郡美波町 奥河内寺前198-4	会計法第29条の3第4項	1,128,000	1,128,000	100.0%	-	要求する内容に合致した契約を履行できる 者であり、他に履行できる者が存じないた め。	①ロ	
神戸大型巡視船陸上施設用地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	神戸市 兵庫県神戸市中央区 加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	916,536	916,536	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
関西空港海上保安航空基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	110,019,151	110,019,151	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
関西空港海上保安航空基地分庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	13,623,660	13,623,660	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
大阪特殊警備基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区 大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	8,105,446	8,105,446	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
大阪特殊警備基地訓練所敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区 大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	3,014,762	3,014,762	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
高知港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1 -2-20	会計法第29条の3第4項	11,967,073	11,967,073	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	
和歌山海上保安部敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小 松原通1-1	会計法第29条の3第4項	814,200	814,200	100.0%	-	当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが 不可能であるため。	①ロ	

浮標基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ 島1-3-20	会計法第29条の3第4項	21,583,672	21,583,672	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが 不可能であるため。	①口	
大阪浮標基地クレーン及び船着場敷地 借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ 島1-3-20	会計法第29条の3第4項	1,341,360	1,341,360	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが 不可能であるため。	①口	
関西空港海上保安航空基地水道料ほか	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州 空港北1	会計法第29条の3第4項	-	6,424,743	-	-	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が 負担するよう協定により決定されており、供 給者が一に特定されるため。	①二(口)	単価契 約
熱供給料(関空基地)	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	関西国際空港熱供給 (株) 大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1	会計法第29条の3第4項	-	1,851,855	-	-	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が 負担するよう協定により決定されており、他 に履行できる者は存在しないため。	①二(口)	単価契 約
平成23年度放送受信料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本 部長 大島啓太郎 神戸市中央区波止場 町1-1	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2- 2-1	会計法第29条の3第4項	1,043,560	1,043,560	100.0%	-	法令により契約の相手方が一に限られてい るため	①イ(イ)	
NHK放送受信料(前金払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本 部長 三木 基実 広島市南区宇品海岸 3-10-17	平成23年4月1日	日本放送協会 広島県広島市中区大 手町2-11-10	会計法第29条の3第4項	-	1,294,600	-	-	法令により契約の相手方が一に限られるた め。	①イ(イ)	
今治海上保安部 庁舎借料(前金払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本 部長 三木 基実 広島市南区宇品海岸 3-10-17	平成23年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1 -4-1	会計法第29条の3第4項	9,852,334	9,852,334	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため。	①口	
今治海上保安部 事務室等借料(前金 払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本 部長 三木 基実 広島市南区宇品海岸 3-10-17	平成23年4月1日	越智今治農業協同組 合 愛媛県今治市北宝来 町1-1-5	会計法第29条の3第4項	3,886,692	3,886,692	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため。	①口	
小豆島地区宿舍借上(前金払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本 部長 三木 基実 広島市南区宇品海岸 3-10-17	平成23年4月1日	金両株式会社 香川県小豆郡小豆島 町馬木甲842-1	会計法第29条の3第4項	3,729,600	3,729,600	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、供給者が一に特定されるため。	①口	
小豆島海上保安署 庁舎敷地借料(前金 払)	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本 部長 三木 基実 広島市南区宇品海岸 3-10-17	平成23年4月1日	小豆島町 香川県小豆郡小豆島 町池田2100-4	会計法第29条の3第4項	2,049,750	2,049,750	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、供給者が一に特定されるため。	①口	
宿舍借上げ(メゾンドラメルC201ほか 2件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一栗 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	(有)長門不動産 山口県長門市東深川2 684-5	会計法第29条の3第4項	2,340,000	2,340,000	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	

宿舎借上げ(ライフステージ勝田ほか8件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	シゲマツ不動産(有) 佐賀県伊万里市立花 町3997-5	会計法第29条の3第4項	6,602,400	6,602,400	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	
宿舎借上げ(ピュアコート中間9号ほか8件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	杏岐不動産(株) 長崎県杵岐市郷ノ浦町 本村触107-3	会計法第29条の3第4項	6,408,000	6,408,000	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	
厳原地方合同庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	対馬市 長崎県対馬市厳原町 大字宮谷224	会計法第29条の3第4項	1,583,500	1,583,500	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	
平戸(署)庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	平戸市 長崎県平戸市岩の上 町1508番地3	会計法第29条の3第4項	896,400	896,400	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	
杵岐(署)庁舎敷地等借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	杵岐市 長崎県杵岐市郷ノ浦町 本村触562番地	会計法第29条の3第4項	936,146	936,146	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さない ことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	①口	
放送受信料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本 部長 一葉 勝 福岡県北九州市門司 区西海岸1-3-10	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2- 2-1	会計法第29条の3第4項	2,120,960	2,120,960	100.0%	-	当該放送受信料は、法令の規定により契約 の相手方が一に特定されるため	①イ(イ)	
鳥取海上保安署庁舎敷地借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本 部長 河原 功 京都府舞鶴市宇下福 井901	平成23年4月1日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市東町一 丁目220番地	会計法第29条の3第4項	1,165,441	1,165,441	100.0%	-	鳥取県知事との間に締結している鳥取海上 保安署庁舎敷地借上は当該場所であれば 行政事務を行う事が不可能であることから場 所が限定され、供給者が一に特定される賃 借借契約のため	①口	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本 部長 河原 功 京都府舞鶴市宇下福 井901	平成23年4月1日	(株)日章土地 福井県敦賀市本町二 丁目8番17号	会計法第29条の3第4項	4,740,000	4,740,000	100.0%	-	(株)日章土地との間に締結している公務員 宿舎借上は平成20年4月1日から宿舎とし て借上げているものであり、継続して入居さ せる必要があることから、供給者が一に特 定される賃借借契約のため	①口	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本 部長 河原 功 京都府舞鶴市宇下福 井901	平成23年4月1日	大和リビング(株) 愛知県名古屋市中区 大須4丁目10番32号	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	-	大和リビング(株)との間に締結している公務員 宿舎借上は平成20年1月1日から宿舎とし て借上げているものであり、継続して入居さ せる必要があることから、供給者が一に特 定される賃借借契約のため	①口	
香住地区公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本 部長 河原 功 京都府舞鶴市宇下福 井901	平成23年4月1日	(有)アンスト 兵庫県美た郡香美町 香住区香住82番地の 1	会計法第29条の3第4項	3,204,000	3,204,000	100.0%	-	(有)アンストとの間に締結している公務員宿 舎借上は平成20年10月1日から宿舎とし て借上げているものであり、継続して入居さ せる必要があることから、供給者が一に特 定される賃借借契約のため	①口	
海上保安庁公務員宿舎借上(伏木海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本 部長 鈴木 洋 新潟県新潟市中央区 万代2-2-1	平成23年4月1日	東栄ホーム(株) 富山県高岡市旭ヶ丘4 6-30	会計法第29条の3第4項	1,428,000	1,428,000	100.0%	-	本契約は、平成18年4月から東栄ホーム様と の間で締結している公務員宿舎借上契約 で、職員を継続して入居させる必要があるこ とから、供給者が一に特定される賃借借契約 に該当するもの。	①口	

海上保安庁公務員宿舍借上(七尾海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木 洋 新潟県新潟市中央区 万代2-2-1	平成23年4月1日	(株)マグラ 石川県七尾市小丸山 台2-51	会計法第29条の3第4項	2,196,000	2,196,000	100.0%	-	本契約は、平成20年2月から株マグラとの間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(佐渡海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木 洋 新潟県新潟市中央区 万代2-2-1	平成23年4月1日	(株)中村工業 新潟県佐渡市畑野39 9	会計法第29条の3第4項	1,824,000	1,824,000	100.0%	-	本契約は、平成19年12月から株中村工業との間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	①口	
海上保安庁公務員宿舍借上(能登海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 鈴木 洋 新潟県新潟市中央区 万代2-2-1	平成23年4月1日	能登不動産 石川県鳳珠郡能登町 字宇出津タ字38-4	会計法第29条の3第4項	5,706,000	5,706,000	100.0%	-	本契約は、平成19年6月から能登不動産との間で締結している公務員宿舍借上契約で、職員を継続して入居させる必要があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当するもの。	①口	
八代航標庁舎及び浮標置場敷地借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	熊本県八代港管理事務所 熊本県八代市港町24 9番地	会計法第29条の3第4項	1,518,168	1,518,168	100.0%	-	当該場所で行わなければならない行政事務を行えないことから、供給者が一に特定される賃貸借契約であり競争を許さないものであるため。	①口	
古仁屋地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,131,200	2,131,200	100.0%	-	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
天草地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	-	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
天草地区宿舍借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,320,000	1,320,000	100.0%	-	建物の賃貸借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	①口	
放送受信料	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2- 2-1	会計法第29条の3第4項	1,342,065	1,342,065	100.0%	-	法令の規定により、供給することが可能な業者が一であるため。	①イ(イ)	
SAAB340ナビゲーションデータベース更新	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月1日	マイナミ空港サービス (株) 東京都港区元赤坂一 丁目7番8号	会計法第29条の3第4項	1,323,000	1,323,000	100.0%	-	行政目的を達成するために、不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(ヘ)	
ナビゲーションデータベース更新	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 佐藤 雄二 鹿児島市東郡元町4 -1	平成23年4月12日	海外アビオテック(株) 東京都江東区新木場 四丁目7-45	会計法第29条の3第4項	1,605,240	1,605,240	100.0%	-	行政目的を達成するために、不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(ヘ)	
慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	慶佐次区長 沖縄県国頭郡東村字 慶佐次19	会計法第29条の3第4項	52,326,446	52,326,446	100.0%	-	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	①口	

慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	東村軍用地等地主会 沖縄県国頭郡東村字 慶佐次19	会計法第29条の3第4項	24,685,210	24,685,210	100.0%	-	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	①口	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	学校法人沖縄大学 沖縄県那覇市宇国場 555	会計法第29条の3第4項	2,440,306	2,440,306	100.0%	-	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	①口	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	学校法人尚学学園 沖縄県那覇市宇国場 747	会計法第29条の3第4項	1,626,870	1,626,870	100.0%	-	当用地には、船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所で行なう行政事務を行うことが不可能であることから、場所が限定されるため。	①口	
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ (クレメントハウス102ほか8戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	(有)ひまわり住宅 沖縄県沖縄市高原7- 23-2-102	会計法第29条の3第4項	5,933,268	5,933,268	100.0%	-	平成21年6月に一般公告を行い、9戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①口	
国家公務員宿舎用民間アパート借上げ (テラス久富ほか4戸)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	中部興産株式会社 沖縄県沖縄市仲宗根 町24-9	会計法第29条の3第4項	3,134,040	3,134,040	100.0%	-	平成21年3月に一般公告を行い、5戸の物件を国家公務員宿舎用民間アパートとして借り上げているものであり、継続契約が契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	①口	
電気料(JTA)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安 本部長 眞嶋 洋 沖縄県那覇市港町2 丁目11番1号	平成23年4月1日	日本トランスオーシャン 航空(株) 沖縄県那覇市山下町 3-24	会計法第29条の3第4項	-	1,382,218	-	-	那覇空港敷地内において電気の供給を行うことができるのが契約の相手方のみであるため。	①二(口)	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(口)又は③のイからハに掲げる区分)を記載すること。